令和５年３月６日（月曜日）

○出席議員（12名）

１番	三浦克欣	議員		７番	土本　稔	議員
２番	合田　宏	議員		８番	林　真弥	議員
３番	角　久子	議員		９番	笹川広美	議員
４番	池島和喜夫	議員		10番	南　昭榮	議員
５番	澤　良一	議員		11番	甲部昭夫	議員
６番	古玉いづみ	議員		12番	坂井幸雄	議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	生活環境課長	田中　智
教育長	林　大智	長寿福祉課長	横井正之
参事兼総務課長	高名雅弘	健康保険課長	田畠洋子
参事兼農林課長	甘田悟司	学校教育課長	梅澤　博
企画課長	山本　貴	生涯学習課長	岩田　正
情報推進課長	宮崎理市	総務課担当課長	清酒秀樹
土木建設課長	笹谷　学		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　　船　木　秀　浩　　書　　記　　北　野　勝　之

議会事務局長補佐　　神　保　悦　子

○議事日程（第１号）

令和５年３月６日　　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　議案第42号　中能登町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第43号　中能登町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第44号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第45号　中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例について

議案第46号　中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第47号　中能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第48号　中能登町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について

議案第49号　令和４年度中能登町一般会計補正予算

議案第50号　令和４年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第51号　令和４年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第52号　令和４年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第53号　令和４年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第54号　令和４年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第55号　令和４年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第56号　令和５年度中能登町一般会計予算

議案第57号　令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第58号　令和５年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第59号　令和５年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第60号　令和５年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第61号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第62号　令和５年度中能登町水道事業会計予算

議案第63号　令和５年度中能登町下水道事業会計予算

議案第64号　七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について

議案第65号　小字の区域及び名称の変更について

日程第３　常任委員会付託

午前10時00分　開議

◎開　　議

○議長（笹川広美議員）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。

ただいまから令和４年度３月定例会議を再開いたします。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程のとおり本日から３月22日までの17日間といたします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹川広美議員）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

３月定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、４番　池島和喜夫議員、５番　澤　良一議員を指名します。

◎議案の一括上程

○議長（笹川広美議員）　日程第２

議案第42号　中能登町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第43号　中能登町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第44号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第45号　中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例について

議案第46号　中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第47号　中能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第48号　中能登町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について

議案第49号　令和４年度中能登町一般会計補正予算

議案第50号　令和４年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第51号　令和４年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第52号　令和４年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第53号　令和４年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第54号　令和４年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第55号　令和４年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第56号　令和５年度中能登町一般会計予算

議案第57号　令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第58号　令和５年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第59号　令和５年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第60号　令和５年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第61号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第62号　令和５年度中能登町水道事業会計予算

議案第63号　令和５年度中能登町下水道事業会計予算

議案第64号　七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について

議案第65号　小字の区域及び名称の変更について

以上の議案24件を一括して議題とします。

◎提案理由説明

○議長（笹川広美議員）　町長から提案理由の説明を求めます。

宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　皆さん、改めて、おはようございます。

本日ここに、令和４年度中能登町議会３月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案についてご説明をいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の影響により、本来なら2021年に開催されるはずだった野球の世界一決定戦、ＷＢＣ（ワールド・ベースボール・クラシック）の第５回大会が３月８日から第１ラウンドＡ組、台中ラウンドが開幕し、アメリカで決勝戦が行われる３月21日まで、世界一をかけた熱い戦いが繰り広げられます。

日本代表、侍ジャパンが入る第１ラウンドＢ組、東京ラウンドは、東京ドームを会場に３月９日から始まります。まずは日本での開催という地の利を生かし、第１ラウンドを勝ち上がり、2009年の第２回大会以来３大会ぶりの世界一に輝いてほしいと心から願っております。

さて、世界中で猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症につきましては、新型インフルエンザ等感染症として２類とされてきた感染症法上の位置づけについて、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、５月８日から５類に引き下げられることが決定されました。

また、マスクの着用についても見直され、３月13日以降は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねられることになりました。

併せて、本人の意思に反してマスクの着脱を強要することなく、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮することとなりました。

しかしながら、屋外においてのマスク着用は原則不要とされていますが、２メートル以上の距離を確保できない場面では会話時にマスクの着用が推奨されています。また、屋内においては、２メートル以上の距離が確保され、かつ会話をほとんど行わない場合は、着用の必要はないとされていますが、十分な換気ができない場合や距離が確保できず会話する場面では、マスク着用が推奨されています。

マスク着用の考え方が見直されることになりましたが、感染を防ぐためには、基本的な感染防止対策にある人混みを避けるなどの日常生活における三密の回避や手洗い、うがいの励行などが大切であることは変わらないと考えていますので、今後も引き続き適切な感染防止対策をお願いいたします。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えながら、ウイズコロナ社会における対策について、社会経済活動の正常化に向けた様々な事業の推進や対応について、これまで同様、議員の皆様や町民の皆様のご協力を賜りながら、安全、安心な生活を支えられるよう、また住んでよかったと思われるまちづくりのために、さらなる努力を重ねる所存であります。

それでは、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容につきまして、順次、ご説明をいたします。

最初に、議案第42号　中能登町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

この条例は、犯罪被害者となった方々などを社会全体で支援し、再び平穏な生活を営むことができる社会を実現するため、犯罪被害者等の支援に関する条例を定めるものであります。

次に、議案第43号　中能登町個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、既存の中能登町個人情報保護条例を廃止し、町が独自に定める事項について新規に制定するものであります。

次に、議案第44号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

この条例は、既存の中能登町個人情報保護条例を廃止することに伴い、現在、中能登町情報公開条例に規定されている中能登町情報公開・個人情報保護審査会について、立ち位置を明確にするため、別途、新規に制定するものであります。

次に、議案第45号　中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、従来の小学校入学時の入学祝金の支給対象を中学校入学時にも拡充することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号　中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額を50万円とする方針が決定されたことに基づき、令和５年２月１日に健康保険法施行令が一部改正されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号　中能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、民法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第48号　中能登町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い、中能登町情報公開・個人情報保護審査会の資料等の提出があった場合の手数料について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号　令和４年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億2,474万2,000円とするものであります。

第２表の繰越明許費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業のほか16の事業について、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うものであります。

次に、第３表の地方債補正につきましては、広報広聴事業のほか17の事業について、事業費の決算見込みにより限度額を８億9,964万9,000円とするものであります。

補正予算の歳入で主なものは、第10款地方交付税として8,187万7,000円、第20款諸収入の衛生費過年度収入として１億495万9,000円、第21款町債では、各種事業の決算見込みにより3,940万円をそれぞれ増額するものであります。

また、第18款繰入金の基金繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金として２億9,065万1,000円を減額するものであります。

歳出では、各款における各種事業について、決算見込みにより、それぞれ増額及び減額するものであります。

次に、議案第50号　令和４年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億8,222万8,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

次に、議案第51号　令和４年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,694万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,962万6,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、介護サービス及び支援サービス等の負担金を減額するものであります。

次に、議案第52号　令和４年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,548万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,810万4,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、国県等返還金を増額するものであります。

次に、議案第53号　令和４年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,320万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億2,214万円とするものであります。

補正予算の主なものは、工事設計等に伴う委託料を減額するものであります。

次に、議案第54号　令和４年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億4,528万9,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、一般管理費において、決算見込みにより減額するものであります。

次に、議案第55号　令和４年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出それぞれ820万円を増額するもので、主なものは、下水道処理施設の維持管理に係る委託料を増額するものであります。

また、債務負担行為の追加で、中能登町下水道処理施設水質検査業務委託について、令和５年度から令和７年度までを期間として限度額を設定するものであります。

続いて、議案第56号から第63号までの令和５年度の当初予算についてご説明をいたします。

その説明に先立ちまして、令和５年度当初予算の提案に当たり、所信の一端を申し上げ、町民の皆様と町議会の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、現在の社会情勢は、長引くコロナ禍により様々な行動制限を受けておりました。加えて、世界情勢の影響と円安により、エネルギー価格をはじめとした物価の高騰により、企業活動や町民の日常生活に大きな影響を与えております。

そうした中ではありますが、中能登町は令和５年３月１日で満18歳を迎えました。まさに成人年齢に達した中能登町をより成熟した大人として発展していくためには、これまでの事業を継承しつつも、高齢社会や人口減少社会を見据えた施策を着実に推進していく必要があります。

特に、今年に入り、中能登町では住宅火災が連続して発生しましたが、その要因としてストーブや電気配線が原因とされています。そうした背景には、高齢世帯や高齢単身世帯が暮らす住宅から火災が発生したという現実があります。

今後、高齢世帯や高齢単身世帯がますます増加することが想定されます。高齢者の皆様方が健康で安心して暮らせる健康長寿のまちづくりの必要性が高まってきております。

将来を見据えて、健康長寿のまちづくりを推進していく上で、令和５年度を起点として各種施策を推進し、中能登町で暮らす町民の命と健康、暮らし、地域を守っていく必要があります。

このことから、命と健康を守るための「健

康、福祉と子育て支援の充実」、暮らしを守るための「社会基盤の整備」、地域を守るための「教育とまちづくりの振興」が必要であることから、これらの事業を力強く推進するためにも、令和５年度の当初予算として施策の具現化を図ったものであります。

「健康、福祉、子育て支援の充実」として、町総合計画にもあります「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を実現するために、保健、医療、福祉及び子育て支援のさらなる充実を図る必要があると考えております。

まず、保健、医療、福祉の充実として、新たに帯状疱疹ワクチン接種費用助成の制度を創設しました。帯状疱疹とは、50歳以上から発症率が上昇し、皮膚症状だけでなく、痛みも伴い、治った後も強い痛みが長期間残り、心身に影響を及ぼし、日常の活動量や生活の質を低下させる場合があります。

高齢化に伴い、帯状疱疹の患者は年々増加することが推測されることから、ワクチン接種費用の一部を助成することにより、発症予防と重症化予防を図るものであります。

次に、がん患者が安心して社会生活を営めるよう、がん治療による外見変化に対するケアの充実などが必要なことから、ウィッグや乳房補正具の購入費用の一部を助成するがん患者へのアピアランス支援を新たに実施いたします。

加えて、ひきこもりステーション事業にも取り組んでいき、ひきこもり問題にも対応してまいりたいと思います。

また、高齢化が急激に進行し、特に後期高齢者の増加は顕著であり、今後、医療費や介護給付費の増加が予想される中、高齢者の健康寿命の延伸を図ることがますます重要となっています。

このことから、高齢者の生活習慣病の発症予防と重症化の予防及び生活機能の低下予防、いわゆる介護予防について一体的に取り組む高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を推進していきます。

次に、子育て支援の充実として、産婦を対象にした産後１か月健診に、新たに産後２週間健診を実施することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化いたします。

また、保育園運営に関する会議を設置し、町立保育園の運営の効率化や保育サービスの向上を図るための必要な措置について検討してまいります。

特に、保育ニーズや町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態や要望、意見などを把握することを目的に、令和５年度においてニーズ調査を実施していきます。

中能登町は、子育てしやすい町として多くの皆様方から高い評価を得ています。しかし、子育てや健康を取り巻く環境は日々変化していきます。切れ目のない健康と子育て支援を一層充実する環境づくりを推進してまいります。

次に、「社会基盤の整備」として、第一に災害から暮らしを守ることが大切であります。

中能登町では、昨年、豪雨災害により家屋の浸水被害や、道路への冠水の影響により通行止めの措置などを行いました。

こうした状況から、中能登町においては治水事業が重要課題であることから、令和５年度において、金丸地区の冠水対策の着手や、熊野川、小竹川及び春日川のしゅんせつ工事、排水路の改良工事などを行います。

加えて、中能登洪水ハザードマップの作成を行い、公表してまいります。この業務は、水防法が改正されたことを受けて、小規模河川のうち周辺地域に住宅や要配慮者施設等が存在する河川について、想定し得る最大規模の降雨1,000年以上に１回による洪水浸水想定区域図の指定が義務づけとなったことか

ら、石川県が中能登町管内の二級河川長曽川、久江川、地獄谷川、熊野川、伊久留川、石塚川の６河川の洪水浸水想定区域図を令和５年の出水期前に公表します。これを受けて、この区域図を基に速やかに洪水ハザードマップを作成し、町民に周知をするものでありますので、自宅周辺のリスクや避難場所、避難経路などの確認を呼びかけていきます。

また、道路改良工事についても、坪川地区や一青地区をはじめとして、改修や修繕工事にも取り組んでいきます。

そして、新規で道路公園包括管理等ＰＦＩアドバイザリー業務にも取り組んでまいります。これは町道及び公園の維持管理業務、主要な４つの公園の屋外遊具等の再整備を含めた運営業務と、カルチャーセンター飛翔の有効活用として、屋内遊具等の整備を含めた運営業務をＰＦＩ事業で実施するため、要求水準書の作成や、ＰＦＩ法に基づいた各種手続、事業者選定委員会の発足、運営等を行うものであります。

また、現在、ＰＦＩ事業として着手している町営久江住宅及び芹川住宅建て替え並びに町営住宅維持管理運営事業を推進していきます。

民間事業者の皆様方の知恵と工夫の下、中能登町の社会基盤の整備を推進してまいります。

次に、町内では管理不全な空き家が増加傾向にあります。近年は、少子・高齢化社会が進み、人口が減少していく中で、町内においても空き家等が増加し、特に適切な管理が行われていない空き家等については、景観、防災、衛生などの様々な面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしております。

このことから、危険な空き家に対する相談案件が増えておりますので、空き家等の適正管理を推進し、危険な空き家の増加を防ぐために、空き家の有効活用の促進や町独自の空き家の除却に係る補助制度の創設など総合的に進めていくための仕組みづくりを検討してまいります。

また、農業の振興として、圃場整備事業を推進するとともに、老朽ため池整備、町単土地改良事業による地区要望事業にもきめ細かく対応してまいります。

特に、緊急的に実施する河川等のしゅんせつ工事として、地区要望のあった用排水路の堆積物などの除去を行い、用排水路の機能の維持を図ってまいります。

中能登町の農業は、農業従事者の減少と高齢化が著しく進んでいることから、圃場整備の推進により効率化を図っておりますが、収益性にも課題があり、特産品としてミカン栽培をはじめとしてカラー野菜の栽培の拡充や露地栽培による野菜の増産など取り組むべき課題はたくさんあります。これらの解決にも積極的に取り組んでまいります。

次に、「教育とまちづくりの振興」として、学校教育では、学校ＩＣＴの推進として、各種設備の更新や中学校教員が使用するパソコン更新、新規事業として、小中学校向け連絡アプリ「コドモン」の導入などを進めていき、学校から保護者へ、保護者から学校へとＩＣＴを活用して相互に連絡できる体制の整備を拡充します。

また、新たに中学校入学祝金として、新年度に入学する生徒１人につき祝い金２万円を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図ることとしました。

次に、社会教育活動の推進として、二十歳のつどい、生涯学習のつどい、地域日本語教室推進事業などの各種事業実施に支援してまいります。

また、新規事業として、コミュニティスクール事業を推進していきます。コミュニティスクール事業とは、子供たちを真ん中に学校、家庭、地域が知恵を出し合い、ともに協力して子供たちの学びをサポートする仕組みで、令和５年度は中能登中学校と鹿西小学校

をモデル校として実施するものです。

この事業は、多くの町民の皆様方のご協力と、これまで培われた知識や技術などを発揮していただく場となります。中学校では、休日における部活動について外部指導者の登用などによる地域移行を進めていき、より専門性の高い技術指導が受けられる仕組みを導入してまいります。

また、いしかわ百万石文化祭では、当町の独自事業として、おにぎりルーツ展、どぶろくルーツ展と異彩なアート展で、中能登町のよさをアピールしてまいります。

次に、公民館活動推進事業では、各種講座、健康クラブ、放課後子ども教室、地域敬老事業の推進と、文化協会、女性協議会、子ども会、連絡協議会などの各種団体の皆様方とともに、生涯学習の推進を行ってまいります。

次に、文化財保護事業では、石動山の歴史を伝える石川県指定の貴重な建造物である伊須流岐比古神社保存修理について、着実に進めてまいります。

そして、「まちづくり」では、広域連携による移住定住の推進として、能登の魅力発信移住・関係人口推進プロジェクトや、保育園留学の実施、結婚推進、地域公共交通計画の検討、男女共同参画の推進、障がい攻略デジタルトランスフォーメーションまちづくりの推進、金沢大学との共同研究、商工業の振興事業などに取り組んでまいります。

いずれの事業も行政だけでは実施は不可能です。多くの皆様方の協力が必要であります。このことから、町民の皆様方をはじめ、中能登町に関係してくれる関係人口の拡大を図っていくことが必須であると考えております。そうした関係人口の拡大を図りつつ、中能登町のファンを町外から広く呼び集め、協力を求めていきたいと考えております。

令和５年度もたくさんの事業を予定しておりますが、将来を見据えて、中能登町に住んでよかったと思っていただけるまちづくりを引き続き推進をしてまいります。

町民の皆様並びに議会の皆様方のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、私の所信の一端を申し上げました。

それでは、次に、議案の説明をさせていただきます。

まず、議案第56号　令和５年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億300万円とするものであります。

第２表の地方債では、各事業費の地方債限度額を総額で７億4,940万円とするものであります。

令和５年度の主な事業といたしましては、第２款総務費の情報管理事業で、インボイス制度対応など各種制度改正によるシステム改修及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した住民サービス拡充のための各種システム導入に係る経費、第３款民生費の老人福祉施設費で、在宅複合施設「ほのぼの」の冷温水機更新に係る経費、第４款衛生費の感染症予防事業で、帯状疱疹予防ワクチン接種費用助成に係る経費、また、環境衛生事業で地球温暖化対策実行計画の策定に要する経費、第６款農林水産業費の農業施設管理費で農村環境改善センター「パルみおや」における受電設備等の改修に係る経費、第８款土木費の河川総務費で、金丸地区における冠水対策の詳細設計業務に係る経費及び町営住宅建設費で町営久江住宅及び芹川住宅建替に係る経費、第９款消防費の消防施設費で、中能登消防署の実施設計を含む施設改修費、第10款教育費の中学校管理費で、体育館の照明ＬＥＤ化に係る経費及び入学祝金の支給に要する経費を計上しました。

次に、議案第57号　令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金などの予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ２億9,666万3,000円とするものであります。

次に、議案第58号　令和５年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、介護サービス及び支援サービス等に係る経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,690万円とするものであります。

次に、議案第59号　令和５年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、保険給付費や国保事業費の納付金などを計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,600万円とするものであります。

次に、議案第60号　令和５年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、分譲宅地「上布の郷」の販売促進に係る経費などを計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,430万1,000円とするものであります。

次に、議案第61号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、ケーブルテレビの加入促進を図り、放送サービスの運営費や音声告知端末サービスの管理に係る経費を計上したほか、現在、整備中の鹿島センターの機器更新に係る予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億1,666万9,000円とするものであります。

次に、議案第62号　令和５年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益的収入を５億2,725万5,000円、収益的支出を５億378万4,000円とし、資本的収入を１億49万円、資本的支出を２億8,305万8,000円とするものであります。

主な事業としましては、水道事業の運営費や水道管の老朽管更新事業を行うものであります。

次に、議案第63号　令和５年度中能登町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出それぞれ10億9,836万9,000円、資本的収入を９億6,738万7,000円、資本的支出を13億482万5,000円とするものであります。

主な事業としましては、下水道事業の運営費や下水道処理施設の改築更新事業、管渠耐震化事業などを行うものであります。

次に、議案第64号　七尾市および中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議についてであります。

七尾市および中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部を改正するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号　小字の区域及び名称の変更についてであります。

中能登町井田地内で令和５年４月に建築工事を予定している町営久江住宅及び芹川住宅建替工事前に小字変更を目的とした分筆、合筆登記を行い、新しく建設する町営住宅に住所地番を設けるため、小字の区域及び名称を変更するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員）　町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議 案 説 明

○議長（笹川広美議員）　これより、３月定例会議に上程されました議案について一括して議案の説明及び質疑を行いますが、執行部におかれましては、説明は簡潔明瞭で答弁は的確なものとされるよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第49号から議案第63号については、予算決算常任委員会に付託の予定でありますが、議案第49号から議案第55号までの補正予算についての質疑は、８日の予算決算常任委員会で行いますので、ここで

の質疑は省略します。

また、議案第56号から議案第63号の当初予算については、説明及び質疑ともに予算決算常任委員会で行いますので、ここでの説明及び質疑は省略します。

最初に、議案第42号　中能登町犯罪被害者等支援条例の制定について説明を求めます。

議案書は、７ページから11ページとなります。

高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは、議案書７ページをお開きください。

議案第42号　中能登町犯罪被害者等支援条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

次に、議案書は９ページ、提出議案説明資料は３ページをお開きください。説明資料にて説明をいたします。

まず、１の制定理由といたしましては、犯罪被害者等支援を社会全体で支え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現するため、石川県犯罪被害者等支援条例が令和３年４月１日に施行されたことに伴いまして、当町においても犯罪被害者等に関する支援条例を定めるものであります。

次に、２の制定概要といたしましては、(1)の目的では、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策に係る基本事項を定めることにより、被害者等の支援を総合的に推進し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としております。

(2)の定義といたしましては、犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる真に有害な影響を及ぼす行為。犯罪被害者等とは、犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族です。

(3)の被害後、犯罪被害者や家族が向き合わざるを得ない問題として、住宅、経済、教育、介護、就労、精神、法律、医療、その他の問題があります。

(4)の自治体の役割といたしまして、住民にとって最も身近な存在であり、かつ各種保健医療、福祉制度の実施主体であることから、一時的な相談窓口としての役割があります。各種支援制度の案内や申請補助など適切な対応を行うとともに、関係機関、団体に情報提供や橋渡しなどを行うことを自治体の役割としています。

(5)の支援内容として、１、相談及び情報の提供、２、見舞金の支給、３、日常生活支援、４、住居・雇用の安定、５、町民の理解増進が挙げられます。

次に、３の施行期日は、令和５年４月１日としたいものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第42号について質疑の方はご発言願います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第43号　中能登町個人情報保護法施行条例の制定について説明を求めます。

議案書は、13ページから16ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは、議案書13ページをお開きください。

議案第43号　中能登町個人情報保護法施行条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

次に、議案書15ページ、提出議案説明資料は５ページをお開きください。説明資料にて説明をいたします。

まず、１の制定理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関す

る法律の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度について、法律において全国的な共通ルールが規定されました。法律の適用を直接受けることになったことから、既存の中能登町個人情報保護条例を廃止し、町が独自に定める事項について新規に制定するものです。

２の制定概要ですが、(1)では実施機関を規定するもの。(2)では個人情報ファイルの保有などに関する事前通知。(3)では開示請求に係る手数料は無料とするものですが、行政文書の写しの交付を受ける場合は、その作成費用や送付に要する場合は送付費用を負担するものとするものです。

３の施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に掲げる規定の施行日としたいものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第43号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第44号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について説明を求めます。

議案書は、17ページから22ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは、議案書は17ページをお開きください。

議案第44号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

次に、議案書は19ページをお開きください。提出議案説明資料は７ページをお開きください。説明資料にて説明をいたします。

まず、１の制定理由といたしましては、地方公共団体の個人情報保護制度について、法律において全国的な共通ルールが規定され、法律の適用を直接受けることになったことにより、既存の中能登町個人情報保護条例を廃止することになりました。現在、中能登町情報公開条例に規定されています中能登町情報公開・個人情報保護審査会の部分について、立ち位置を明確にさせるため、別途に新規条例を制定するものです。

２の制定概要では、(1)情報公開条例の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること及び個人情報の保護に関する法律において準用する規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するもの。(2)情報公開条例の規定等を新規に制定する中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例に規定するものです。

３の施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に掲げる規定の施行日としたいものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第44号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第45号　中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、23ページから25ページとなります。

梅澤学校教育課長

〔梅澤　博学校教育課長登壇〕

○梅澤　博学校教育課長　それでは、議案書23ページをお願いいたします。

議案第45号　中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は25ページとなりますが、提出議案

説明資料の９ページで説明をさせていただきます。

まず改正理由ですが、従来の小学校入学時の入学祝金の支給対象を中学校入学時にも拡充し、子育て家庭等の経済的負担軽減の一助とするものであります。

次に、改正概要ですが、１つ目は題名の変更で、中能登町小学校入学祝金条例から中能登町小中学校入学祝金条例に、２つ目は交付対象者の改定で、中能登町立小学校に入学した児童を養育している保護者としているものを、小学校及び特別支援学校の小学部に入学した児童に改定するとともに、中学校及び特別支援学校の中学部に入学した生徒を養育している保護者を追加いたします。３つ目は祝金の額の制定で、従来の児童１人につき２万円としているものを生徒１人につき２万円を追加するものであります。

最後に、施行期日ですが、令和５年４月１日であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第45号について質疑の方はご発言願います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第46号　中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、27ページから29ページとなります。

田畠健康保険課長

〔田畠洋子健康保険課長　登壇〕

○田畠洋子健康保険課長　それでは、27ページをお願いいたします。

議案第46号　中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

議案書は29ページですが、説明資料で説明をさせていただきます。

一部修正がありましたので、差し替えの説明資料で説明をさせていただきます。現在の説明資料を一回閉じていただき、タブレットの左上の戻るボタンを押し、05－１差し替え後３月定例会議提出議案説明資料をお開きください。そちらの13ページをお願いいたします。

それでは、説明資料で説明をさせていただきます。

まず１の改正理由は、社会保障審議会医療保険部会において、現在の40万8,000円を8,000円引き上げ、産科医療補償制度の掛金分１万2,000円を含めた出産育児一時金の総額を50万円とする方針が決定されました。これに基づき、令和５年２月１日に健康保険法施行令が一部改正されたため、所要の改正を行うものであります。

２の改正概要は、現行の出産育児一時金の額40万8,000円を48万8,000円に改めるものです。

３の施行期日は、令和５年４月１日です。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第46号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第47号　中能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、31ページから33ページとなります。

田中生活環境課長

〔田中　智生活環境課長登壇〕

○田中　智生活環境課長　それでは、議案書31ページを御覧ください。

議案第47号　中能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について上記の議案を別紙のとおり提出するものでございます。

それでは、議案書は33ページ、提出議案説明資料では17ページとなります。説明資料のほうでご説明を申し上げます。17ページを御覧ください。

改定の理由でございます。民法等の一部を改正する法律の公布に伴い、中能登町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

民法の改正概要でございます。他人の土地や設備を使用しなければ水道、電気、ガス等のライフラインの供給を受けることができない場合において、旧民法では明文な規定がなかったことから、他人の土地等の所有者の同意に関わらず必要な範囲内で土地等を使用する権利などについて新たに明文化したものでございます。これらの権利を行使する際には、当該土地所有者等に対し、使用の目的、場所及び方法を事前に通知する必要があるなど民法で規定されたものでございます。

図面にお示ししております。まずＡの土地は、道路に面しておらず、埋設されている水道管等から引き込む場合にはＢとＣの土地のいずれかに管を布設する設置権や使用権が民法で明文化されたものでございます。

民法改定によりまして、水道管理者は、このような事案について、給水装置の新設等の申込み時に、当該土地所有者等への通知に関する誓約書の提出を求めることができる条文を追加するものでございます。

３番の施行期日は、令和５年４月１日となります。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第47号について質疑の方はご発言願います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第48号　中能登町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、35ページから37ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは、議案書は35ページをお開きください。

議案第48号　中能登町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

次に、議案書は37ページ、提出議案説明資料は21ページをお開きください。提出議案説明資料にて説明をさせていただきます。

まず１の改正理由といたしましては、中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い、中能登町情報公開・個人情報保護審査会の資料等の提出があった場合の手数料について中能登町行政不服審査関係手数料条例に定めてあるとおりとしたいものです。

２の改正概要ですが、審査請求人等が審査会に対して写しの交付を求めた場合の手数料は、中能登町行政不服審査関係手数料条例別表のとおりとしたいものです。

３の施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に掲げる規定の施行の日としたいものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第48号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

午前11時05分　休憩

午前11時15分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、執行部から発言の訂正の申出がありますので、これを許します。

田畠健康保険課長

○田畠洋子健康保険課長　先ほど、議案第46号　中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明資料の中の改正理由で、出産育児一時金について、現在の40万8,000円を「8,000円引き上げ」と申しましたが「８万円を引き上げ」の誤りでしたので、訂正をさせていただきます。

申し訳ございませんでした。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第49号　令和４年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、39ページから72ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは、議案書は39ページをお開きください。

議案第49号　令和４年度中能登町一般会計補正予算で、令和４年度中能登町の一般会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第１条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億2,474万2,000円とするものです。

第２条、繰越明許費として、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第２表繰越明許費によるものです。

第３条、地方債の補正で、地方債の変更は、第３表地方債補正によるものです。

次に、45ページをお開きください。

45ページから46ページにかけましては、第２表繰越明許費として、令和５年度に繰り越す予定の事業について設定を行うもので、総務費では戸籍住民基本台帳費、衛生費では出産・子育て応援交付金事業の外１事業、農林水産業費では県営土地改良事業外４事業、土木費では河川総務費外５事業、46ページの災害復旧費では林道災害復旧事業費外２事業で、金額では合計で２億4,717万9,000円となります。

次に、47ページをお開きください。

第３表地方債補正です。

限度額の総額を補正前の計で８億6,024万9,000円から補正後の計で８億9,964万9,000円に増額するものです。事業費の見込みに基づき地方債を発行するものです。

特に起債の目的のうち増額の大きなものとして、一番下の項目で、過疎地域持続的発展特別事業を4,500万円から１億2,000万円に増額するものです。

次に、50ページをお開きください。

歳入の補正です。

歳入の１款の町税では、いずれも決算見込みによるもので、１項の町民税では、１目の個人で2,580万円の増額、２項固定資産税では1,820万円の増額、３項の軽自動車税では合計で112万円の増額です。

次に、第２款の地方譲与税の地方揮発油譲与税では200万円の増額、自動車重量譲与税では600万円の増額です。

次に、51ページの森林環境譲与税では48万8,000円の減額、第３款の利子割交付金は60万円の減額、第４款配当割交付金においても60万円の減額です。

第６款法人事業税交付金は1,550万円の増額、第７款地方消費税交付金は1,100万円の増額、第８款自動車税環境性能割交付金は580万円の増額、第10款の地方交付税は8,187万7,000円増額するもので、国補正に伴う追加配分による増額となったものです。

次に、52ページをお開きください。

第11款の交通安全対策特別交付金では30万円の増額、第12款の分担金及び負担金になりますが、農林水産業費分担金では３万円の増額、土木費分担金では96万4,000円の減額で、事業完了見込みによるものです。

次に、12款の分担金及び負担金の教育費負担金では、学校給食費負担金について決算見

込みにより432万4,000円の減額、13款使用料及び手数料につきましても、それぞれ事業の決算見込みにより計上いたしました。

次に、第14款国庫支出金及び53ページの第15款県支出金 につきましては、各事業の確定見込みにより所要の補正を行いました。

次に、54ページをお開きください。

第16款財産収入の土地売払代324万3,000円は、法定外公共物の土地売払いとして、つばさの会が旧消防署跡地において「夢ういんぐ」を建設いたしました。このほど完成いたしましたが、その用地について売払いを行ったもの。そのほか法定外公共物の土地の売払いによるものです。

次に、第17款の寄附金では、一般寄附金といたしまして131万6,000円の増額、ふるさと応援寄附金では399万4,000円の減額です。ふるさと応援寄附金では、本年度はおおよそ合計で900万円のご寄附をいただきました。ご寄附をいただきました皆様のご厚意に改めて厚くお礼を申し上げます。

次に、55ページをお開きください。

18款繰入金の第１項基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金については２億9,065万1,000円を減額するものです。財政調整基金につきましては、各事業の精算見込みによる一般財源の減額及び地方債の充当による財源の組換えによるものです。

このことから、令和４年度予算では、現在おおよそ６億7,000万円の財政調整基金からの繰入額を見込んでおりますが、決算時点では、取崩し額をまだ圧縮できるのではないかと見込んでおります。

次に、第20款からは諸収入になりますが、雑入におきましては、関係各課による各種事業の実績見込みによる調整額となります。

最後に、21款町債につきましては、先ほど第３表で説明をさせていただきましたので省略いたします。

歳入の説明は以上となりますが、それでは、57ページからは歳出の説明になります。

最初に、１款議会費で、１細目の議員報酬等で36万9,000円の減額。また、議会運営費及び議会調査活動費並びに事務局運営費につきましても決算見込みにより減額を行ったものです。

次に、２款総務費の一般管理費の積立金です。

58ページをお開きください。

ふるさと応援基金積立金として649万4,000円の減額、財政調整基金は１億253万9,000円を増額するものです。

次に、５細目の情報管理事業では、統合電算システム保守等の決算見込みにより1,291万4,000円の減額。

姉妹町交流事業では、コロナ禍ではありますが、紀宝町との相互交流も徐々に再開したところでありますが149万5,000円を減額するものです。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　宮崎情報推進課長

〔宮崎理市情報推進課長登壇〕

○宮崎理市情報推進課長　58ページ。

２目１細目広報広聴事業で46万円を増額するものであります。

８節普通旅費は、広報やホームページの研修に参加する予定でしたが、コロナ禍により研修が開催されなかったため４万円を減額し、10節印刷製本費では、決算見込みにより80万円を減額するものです。27節操出金は、ケーブルテレビ事業特別会計の補正に基づき130万円を増額するものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは引き続き、58ページ下段の財産管理事業の委託料、業務委託で750万2,000円を減額するものです。これは鹿島庁舎の解体に係る周辺住宅の影響を調査する経費でしたが、鹿島庁舎の解

体においては、令和５年度中に国の交付金事業を申請し、令和６年度予算で関係予算を計上したいことから、工損調査費用として計上してあった予算全額を減額するものです。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　甘田参事兼農林課長

〔甘田悟司参事兼農林課長登壇〕

○甘田悟司参事兼農林課長　それでは、59ページ上段をお願いいたします。

６細目行政サービス庁舎管理事業で、補正額はありませんが、ＪＡ鹿西支店からの電気使用料の増額により財源内訳の組替えを行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　山本企画課長

〔山本　貴企画課長登壇〕

○山本　貴企画課長　それでは、議案書の59ページのほうをお願いいたします。

上段で、第２款１項６目企画費の２細目企画総務費で、予算額には増減はなく、財源の更正で、企業版ふるさと応援寄附金50万円を定住促進奨励金事業に充当し、同額の一般財源を減額したものであります。企業版ふるさと応援寄附金は寄附のあった現年度で充当することになっており、今回充当するものであります。

次に、４細目駅施設管理費で、予算額に増減はなく、３件の駅関連工事が完了し、事業費が確定したことにより、地方債を10万円減額し、同額の一般財源を増額したものであります。

次に、６細目結婚推進事業で、予算額に増減はなく、財源の更正で、企業版ふるさと応援寄附金100万円を充当し、同額の一般財源を減額したものであります。

次に、８細目個人番号カード利用環境整備事業で、予算額に増減はありませんが、マイナポイントの申請期限の延長により、３節の町職員による休日の出張設定支援相談会の時間外勤務手当を８万5,000円増額し、12節の平日の行政サービス庁舎での設定支援の業務委託料について同額を減額し、組み替えたものであります。

次に、９細目公共交通事業で47万6,000円の増額をお願いするものであります。

内容は、１節の非常勤職員報酬６万円の減額は、地域公共交通協議会の開催実績による委員報酬の減額であります。

10節の備品修繕料22万9,000円の増額につきましては、修繕が３つありまして、１つ目は、おりひめバスのかしまコースを運行している車両のエアサスペンションの故障を修理したものです。２つ目は、とりや、ろくせいコースを運行している車両の燃料供給システムのセンサーの故障を修理したものです。３つ目は、バス停名称の変更で、「ゆうあいパーク」が分譲宅地の造成により「上布の郷」となったことにより、バス停留所の丸型のバス停表示板を取り替えるものです。

12節の業務委託料231万5,000円の減額につきましては、内容が２つありまして、１つ目は、上布の郷へのバス停名称変更に伴い、バス車両内の音声案内ガイダンスを変更するための経費として８万1,400円の増額と、２つ目がデマンドタクシー運行委託料の減額で、委託料の見込額を80万3,000円と見込み、現計予算320万円との差額239万7,000円を減額するものであります。この２つの補正の差引きで、委託料全体で231万5,000円の減額補正となるものであります。

18節の補助金262万2,000円の増額につきましては、生活バス路線維持対策補助金の増額であります。これは、北鉄能登バス株式会社が運行している一般生活路線の乗合バスの運行経費の損失赤字につきまして、路線維持確保のために石川県と中能登町が負担しているもので、令和４年度の町の負担額は、東往来を運行しております羽七東線につきましては870万4,000円で、志賀町と能登部駅間を運行

しております後山線につきましては111万8,000円で、合計982万2,000円を負担することとなります。当初予算額720万円に不足する分、262万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

参考に、昨年度の補助金額は948万8,000円でしたので、33万4,000円の増加になっております。

次に、７目地域づくり推進費の５細目地方創生推進交付金事業で、予算額に増減はなく、財源の更正で、企業版ふるさと応援寄附金200万円を充当し、同額の一般財源を減額したものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは、59ページ下段ですが、県議会議員選挙費で、令和４年度分の執行経費の見込みにより390万円減額をするものです。

なお、60ページからは町議会議員選挙費及び61ページの参議院議員選挙費、参議院議員補欠選挙費につきましては、事業の確定によりそれぞれ減額をするものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　横井長寿福祉課長

〔横井正之長寿福祉課長登壇〕

○横井正之長寿福祉課長　それでは、62ページを御覧ください。

３款１項１目社会福祉総務費、２細目社会福祉事業で２万1,000円の増額をお願いするものであります。これは、国に返還金が生じたため所要額を計上するものであります。

次に、３目老人福祉費、２細目老人福祉事務事業で2,165万6,000円の減額であります。これは、介護保険特別会計の決算見込みにより介護給付サービス費などが減額となることから、介護保険特別会計への繰出金を減額とするものであります。

次に、３細目在宅福祉対策事業で306万7,000円の増額をお願いするものであります。

ここでは１点目、補助金で在宅支援型住宅リフォーム推進事業36万7,000円の増額ですが、これは、介護を要する状態にある高齢者の方が自宅において安全で快適な生活が送れるよう生活の自立を支援するため、手すりをつけるなどの住宅リフォームをする際に補助金を交付するものであります。今年度、これまでの申請実績は２件でありましたが、補助対象経費がそれぞれ高額であったため当初予算額を超えましたので、不足する分を計上するものであります。

次に、その下、扶助費で介護慰労金支給事業270万円の増額であります。これは、在宅で要介護４または５の方を常時介護している家族に対しまして、経済的な負担軽減を図るために月２万円を慰労金として支給する制度であります。対象人数及び対象月数が当初予算より増えたため、不足する額を計上するものであります。

続いて、その下、６細目老人福祉施設費については、補正額はありませんが、財源内訳の変更を行うものであります。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　田畠健康保険課長

○田畠洋子健康保険課長　引き続き、62ページ下段をお願いいたします。

２項１目２細目児童福祉事務事業で34万5,000円の増額をお願いするものです。これは、ふるさと応援寄附金のうち、子育てしやすいまちづくりを目的に寄附をいただいたものを子ども子育て応援基金に積み立てるものであります。

次に、２目２細目保育園運営費です。補正額はありませんが、財源内訳の変更であります。

続いて、63ページをお願いいたします。

４款１項１目２細目保健衛生事業で508万1,000円の増額をお願いするものです。これ

は、国民健康保険特別会計の事業実績見込みにより27節繰出金を増額するものです。

次に、３目１細目公衆衛生事業で16万4,000円の増額をお願いするものです。これは、七尾市斎場運営費の決算見込みにより委託料を増額するものです。

次に、４目２細目出産・子育て応援交付金事業で218万円の増額をお願いするものです。これは、さきの12月補正で令和４年４月１日から令和５年３月31日までの妊娠、出産見込み件数で予算を計上しましたが、今回は国の令和４年度第２次補正予算に合わせて令和５年９月末までの見込み件数を追加し、12月補正分との不足分を計上するものです。

増減の主なものでは、12節委託料500万円の減額についてですが、12月補正のときにはシステム改修が見込まれると想定しておりましたが、その後、業者より応援金支給のためのシステム構築は難しいと意見があったことや、県内の市町では改修するところが少ないことから、改修は行わないこととしたため減額しました。

また、18節交付金で出産応援金400万円、子育て応援金325万円をそれぞれ増額するものです。増額の主な理由は、さきの12月補正で計上した令和５年３月末までの妊娠、出産見込み件数に加え、令和４年４月から令和５年９月末までの妊娠、出産見込み分を新たに追加したためです。

次に、５目１細目後期高齢者医療事業で41万1,000円の減額です。これは、後期高齢者医療特別会計の事業実績の見込みにより繰出金が減額となったためです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　田中生活環境課長

○田中　智生活環境課長　それでは、63ページ下段になります。

２項１目１細目環境衛生事業費で316万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

まず、10－１消耗品費では43万3,000円の減額です。現在、ごみ減量化推進のため、生ごみ処理機を実際に使用し減量効果を体験していただくごみ減量化実証実験事業を展開中でございますが、年度末実績によりまして今年度購入予定の生ごみ処理機24台分を減らし、次年度分との在庫調整を行ったものでございます。

次に、11－３手数料では50万円の減額です。回収資源ごみの金属類やストーブなどの処分につきましては、処分費の支払いが発生する見込みで予算計上しておりましたが、今年度も有償での取引となり、決算見込みにより減額するものでございます。

続いて、12節委託料の業務委託では600万円の増額補正でございます。七尾市へのごみ処理委託料で、職員人件費及び施設修繕、電気料の高騰等により増額をお願いするものでございます。

続いて、18－２補助金です。次ページ、64ページのほうをお願いいたします。補正額は190万円の減額をお願いするものです。ここでは、住宅用太陽光発電システム導入補助やごみ置場設置等、各種助成制度に係る事業実績により精算を行ったものです。下段のスズメバチの巣駆除では、年々増加傾向であり、昨年度より11件増の57件の申請があったもので24万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　甘田参事兼農林課長

○甘田悟司参事兼農林課長　それでは、同じく中段、６款１項１目１細目農業委員会費で33万円の減額であります。８節費用弁償等で21万円の減額、負担金で12万円を減額するもので、コロナ禍により会議等がリモート開催や中止となったため減額するものでございます。

次に、２目１細目地域農政推進対策事業費

では51万9,000円の減額であります。

補助金の機構集積協力金交付事業で71万6,000円の増額です。この事業は、農地中間管理機構を通した農地の集積に対する協力金であり、御祖地区で100万円の増額、金丸地区で30万円の減額、経営転換協力金では６名の方を対象に１万6,000円を実績に応じ増額をするものであります。また、経営継承・発展等支援事業で100万円、担い手確保・経営強化事業で23万5,000円を事業実績によりそれぞれ減額するものでございます。

次に、３目３細目農業施設管理費では、補正額はありませんが、パルみおやの使用料の増額に伴い財源の組替えを行うものでございます。

続いて、４目１細目農業振興費では202万2,000円の減額であります。

４細節共済費で20万3,000円の減額。これは道の駅を拠点に営農指導をしていただいております会計年度任用職員の社会保険料でありますが、現在１日６時間、週３日、週18時間の勤務となっております。週20時間未満の勤務につきましては社会保険料が不要となりますので減額をするものでございます。

７細節報償金は、イノシシの捕獲奨励金110万円の減額で、当初250頭の捕獲としておりましたが、２月末現在で142頭の捕獲であります。実績見込みにより減額をするものでございます。

65ページをお願いいたします。

補助金では、水田農業耕作応援金41万9,000円、トキ生息環境モデル事業30万円は、それぞれ事業実績見込みにより減額をするものでございます。

続いて、２細目日本型直接支払制度事業では873万6,000円の減額です。資源向上支払事業費では91万5,000円の減、多面的機能支払では792万8,000円の減、中山間地域等直接支払では７万7,000円の増、環境保全型農業支援対策では３万円の増で、それぞれ各地区において取り組んでいるものでございますが、事業実績によりそれぞれ増減をするものでございます。

続いて、５目１細目生産調整費では11万2,000円の減額でございます。経営所得安定対策円滑化事業では12万2,000円の減額、新需給調整定着支援事業は１万円の増額、それぞれ事業費確定によるものでございます。

続いて、７目２細目農地総務費では、補正額はありませんが、農地中間管理機構からの事務委託費の確定に伴いまして財源内訳の組替えを行うものでございます。

続いて、３細目県営土地改良事業費で495万1,000円の増額でございます。県営老朽ため池整備事業の負担金によるもので、能登部大谷地池では事業の確定により88万円の減額、春木佛面下池及び西馬場横手の池では、国の追加割当て内示があったことから220万円と363万1,000円を増額するものでございます。

続いて、４細目町単土地改良事業費及び８細目団体営土地改良事業では、補正額はありませんが、財源内訳の組替えを行うものでございます。

続いて、８目２細目社会資本整備円滑化地籍整備事業で67万2,000円の減額でございます。事業費確定に伴いまして各細目における減額を行ったものでございます。

66ページ。

２項２目１細目林業振興費では、補正額はありませんが、財源の組替えを行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　山本企画課長

○山本　貴企画課長　それでは引き続き、66ページをお願いいたします。

下段で、第７款商工費で、１目商工振興費の３細目緊急経済対策費1,842万4,000円の減額であります。

内容につきましては、12節委託料の988万

1,000円の減額は、キャシュレス決済ポイント還元事業のペイペイ株式会社への業務委託料について、ポイント還元額とポイント還元額の３％の手数料等を含んだ確定支払額が１億8,234万9,235円となりましたので、予算残額を減額補正したものであります。

次に、18節交付金で、燃料価格高騰対策運送事業者等助成金の確定交付額が1,539万3,726円に不足する分、116万2,000円を増額補正したものであります。

次に、マイナンバー商品券事業の換金分970万5,000円の減額は、商品券交付額が5,529万5,000円となりましたので、予算残額を減額補正したものであります。

次に、67ページをお願いします。

第７款商工費、３目１細目の企業誘致事業費で1,495万円の増額補正をお願いするものであります。

内容は、鹿島興亜電工株式会社の増設投資に対する助成金で、詳細説明、現地確認は、さきの全員協議会でいたしましたので省略させていただきますが、総額2,990万円の助成金を２か年度で交付し、今回、２分の１の額を予算計上したものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　ここで昼食のため午後１時30分まで休憩いたします。

午前11時55分　休憩

午後１時30分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

笹谷土木建設課長

〔笹谷　学土木建設課長　登壇〕

○笹谷　学土木建設課長　それでは、67ページ中段をお願いいたします。

８款土木費、１項１目１細目の土木総務費で484万4,000円の増額であります。内容では、18－２補助金で下水道事業会計への補助金を820万円の増額であります。また、27繰出金で分譲宅地造成事業特別会計への繰出金を335万6,000円の減額、これは、なかのとメディカルパークの事業手法の見直しに伴うものであります。

次に、２項１目１細目の道路橋梁総務費で26万1,000円の減額であります。内容では、18－１負担金の減額であり、事業完了によるものであります。

次に、３目２細目の道路新設改良費で440万円の減額であります。主な内容では、14工事請負費で300万円の減額、これは地区要望事業等の工事完了見込みによるものであります。また、18－１負担金で100万円の減額、これも県工事の完了見込みによるものであります。

68ページをお願いいたします。

次に、３細目の社会資本整備総合交付金事業で877万7,000円の減額であります。主な内容では、14工事請負費で777万7,000円の減額、これは社会資本整備総合交付金を活用して行う工事の完了見込みによるものであります。

次に、４細目の地方創生道整備推進交付金事業で10万円の減額であります。内容では、16公有財産購入費で、事業完了見込みによるものであります。

次に、４目１細目の除雪費では、増減はありませんが、財源内訳を変更するもので、国庫支出金を339万9,000円増額、一般財源を339万9,000円減額するものであります。

次に、３項１目１細目の河川総務費で34万6,000円の減額であります。主な内容では、７－１報償費で24万6,000円の減額、これは河川愛護事業の完了によるものであります。

次に、４項１目１細目の町営住宅管理費では、増減がありませんが財源内訳を変更するもので、使用料を136万6,000円増額、諸収入を136万6,000円減額するものであります。

次に、２細目の町営住宅建設費では、増減がありませんが財源内訳を変更するもので、

地方債を190万円減額、一般財源を190万円増減するものであります。

69ページをお願いいたします。

次に、２目１細目の住宅・建築物耐震改修等促進事業で218万円の減額であります。18－２補助金、木造既存建築物耐震改修等補助金で、耐震診断がゼロ件で48万円の減額、耐震設計が１件で20万円の減額、耐震改修が１件で150万円の減額、それぞれ事業完了見込みに伴うものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　清酒総務課担当課長

〔清酒秀樹総務課担当課長　登壇〕

○清酒秀樹総務課担当課長　続いて、中段の９款１項１目消防総務費で433万5,000円の増額をお願いするものであります。

12節委託料で、七尾市に依頼しています消防本部運営費及び消防署運営費で、人事異動や人事院勧告に伴う人件費の不足、また、電気料金及び燃料価格の高騰に伴う増額であります。

次に、その下、３目防災対策費で350万円の減額をお願いするものであります。12節委託料の業務委託で、水防法の改正により中能登町管内における浸水想定区域が変更になることから、令和５年度中に町の洪水ハザードマップを更新する予定としております。これらを反映させるために、今年度作成予定としていました中能登町防災マップの作成を取りやめたことによる減額であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　梅澤学校教育課長

〔梅澤　博学校教育課長登壇〕

○梅澤　博学校教育課長　それでは、消防費の下、10款１項１目１細目教育委員会費では31万9,000円を減額するもので、18節の１負担金及び18節の２補助金の減額は、コロナ禍により教育委員の県外視察研修を取り止めたことによるものであります。

その下、２目２細目学校教育事務局費では54万9,000円を減額するもので、12節委託料５万4,000円、19節扶助費27万円は、それぞれ決算見込みによるものであります。このうち扶助費の奨学生資金給付12万円の減額は、当初５人を見込んでおりましたが４人となったことによるものであります。

続きまして、70ページをお願いいたします。

２項１目２細目小学校管理費では、予算額の増減はありませんが、財源内訳の変更であります。

その下、３項１目１細目中学校管理費でも予算額の増減はありませんが、財源内訳の変更であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　岩田生涯学習課長

〔岩田　正生涯学習課長　登壇〕

○岩田　正生涯学習課長　続きまして、70ページ中段をお願いいたします。

第10款第４項１目２細目社会教育活動推進事業費では55万2,000円の減額です。新型コロナの影響により、国際交流事業関係のジャパンテントや21世紀少年の翼、ジュニアウイングス派遣事業などの各種事業が中止となったため、これらの事業に関連する報償品、消耗品費、食糧費、負担金、補助金をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、その下、公民館活動推進事業では１万5,000円の減額です。こちらも新型コロナの影響により、児童館での放課後子ども教室推進事業が縮小となったため、歳入の国庫補助、県補助金の減額に合わせ、３回分の講師謝礼を減額補正するものであります。

次に、図書館活動推進事業では、減額補正はございませんが、歳入の減額に伴う財源内訳の組替えとなります。

次に、71ページをお願いいたします。

ふるさと創修館等費以下のカルチャーセンター等費、文化財保護事業費、文化財管理運

営費、体育施設維持管理事業も、補正額はございませんが、全て歳入の減額に伴う財源内訳の組替えであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　梅澤学校教育課長

○梅澤　博学校教育課長　保健体育総務費の下、２目２細目学校給食管理費では431万4,000円を減額するもので、18－２補助金、学校給食費助成制度は決算見込みによるものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　甘田参事兼農林課長

○甘田悟司参事兼農林課長　下段、11款１項１目１細目の農業用施設災害復旧事業費及び２目１細目の林道災害復旧事業費は、補正額はございませんが、激甚災害の指定を受けたことによる補助金の増となるため、財源の組替えを行うものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　笹谷土木建設課長

○笹谷　学土木建設課長　それでは、72ページをお願いいたします。

２項１目１細目の公共土木施設災害復旧事業費で500万1,000円の減額であります。内容では、14工事請負費で災害査定による減額であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第50号　令和４年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、73ページから79ページとなります。

田畠健康保険課長

○田畠洋子健康保険課長　議案書73ページをお願いします。

議案第50号　令和4年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明させていただきます。

第１条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億8,222万8,000円とするものでございます。

それでは、78ページをお願いします。

歳入になります。

１款１項１目特別徴収保険料170万円の減額、普通徴収保険料100万円の増額、滞納繰越分10万円の増額につきましては、徴収見込みによるものであります。

次に、３款１項１目事務費繰入金41万1,000円の減額につきましては、事業費の実績見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に、５款２項１目保険料還付金は、過年度分の保険料の還付額の見込みにより35万円を減額するものであります。

続いて、79ページ、歳出を御覧ください。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金で101万1,000円の減額です。これは、保険料の減額などにより広域連合に納付する負担金を減額するものであります。

次に、３款１項１目保険料還付金は、過年度分の保険料還付額の見込みにより35万円を減額するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第51号　令和４年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、80ページから88ページとなります。

○議長（笹川広美議員）　横井長寿福祉課長

○横井正之長寿福祉課長　それでは、80ページを御覧ください。

議案第51号　令和４年度中能登町介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額

に歳入歳出それぞれ9,694万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,962万6,000円とするものであります。

続いて、85ページを御覧ください。

歳入であります。

まず初めに、１款１項１目第１号被保険者保険料で290万円の減額であります。これは介護保険料の徴収実績に基づき、現年度分の特別徴収保険料を300万円、それから普通徴収保険料を50万円減額するものと、滞納繰越分普通徴収保険料を60万円増額するものであります。

次に、２款の国庫支出金から次のページ、86ページの第８款諸収入までについては、87ページからの歳出の２款１項１目の介護サービス及び支援サービス等諸費、それから３款１項１目の介護予防・生活支援サービス事業費などの実績見込みに基づき、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰入金などの過不足について、それぞれ必要な額を増額または減額するものであります。

続いて、87ページを御覧ください。

歳出です。

２款１項１目介護サービス及び支援サービス等諸費１億1,000万円の減額であります。これは、令和４年度の介護サービス等諸費などの実績見込みにより増額または減額を行うものであります。介護サービス等諸費は１億740万円、支援サービス等諸費は300万円、特定入所者介護サービス費は200万円をそれぞれ減額、また高額介護サービス費は200万円、高額医療合算介護サービス費は40万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、３款１項１目介護予防・生活支援サービス事業費で458万円を減額するものであります。これは、委託料の予防ケアプラン作成料について、実績見込みに基づき100万円を減額するもの、それから負担金の訪問・通所介護相当サービス費258万円及び介護予防ケアマネジメント費100万円についても、実績見込みに基づきまして減額するものであります。

その下の２目一般介護予防事業費の１細目給与費については、補正額はありませんが、財源内訳の変更を行うものであります。

次に、３款２項１目包括的支援事業費400万円の減額であります。

１細目の給与費300万円の減額は、高齢者支援センター職員が育児休業を取得したため不要となった給与及び手当分であり、その下、２細目包括的支援事業費（センター運営分）100万円の減額は、これも高齢者支援センターに勤務している会計年度任用職員について、当初はフルタイムの予定で予算を計上しておりましたが、都合により時間給でお願いすることとなったため不要額を減額するものであります。

続いて、88ページを御覧ください。

４款１項１目介護給付費準備基金積立金で2,068万2,000円の増額をお願いするものであります。これは、歳入の補正に必要な所要額と歳出における必要額の調整として計上するものですが、実質的には、令和５年度において国庫支出金の返還に要する額に充当する財源となるものであります。

次に、５款１項１目償還金で95万円の増額をお願いするものであります。これは、国保連合会に返還金が生じたため所要額を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第52号　令和４年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、89ページから98ページとなります。

田畠健康保険課長

○田畠洋子健康保険課長　それでは、89ページを御覧ください。

議案第52号　令和４年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

第１条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,548万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,810万4,000円とするものでございます。

それでは、94ページ、歳入を御覧ください。

初めに、１款１項１目一般被保険者国民健康保険税772万6,000円の減額につきましては、徴収見込みによるものであります。

次に、２款１項１目督促手数料１万5,000円の増額は、収入実績によるものであります。

次に、５款１項１目保険給付費等交付金で6,817万4,000円の減額です。内訳としまして、１節普通交付金では、歳出の保険給付費の実績見込みにより7,434万2,000円の減額。また、２節特別交付金では、事業の実績見込みにより616万8,000円の増額を行うものです。

次に、６款１項１目財政調整基金利子は2,000円の増額です。

次に、７款１項１目一般会計繰入金につきましては、事業の実績見込みにより506万円の増額を行うものであります。

続いて、95ページを御覧ください。

７款２項１目基金繰入金につきましては、収支の調整のため9,048万1,000円の増額を行うものです。

次に、９款１項１目延滞金につきましては、実績見込みにより270万6,000円を増額するものであります。

次に、９款３項１目第三者納付金につきましては、交通事故による保険給付分が保険会社より納付されたもので310万6,000円の増額であります。

また、２目返納金につきましては、国民健康保険の資格喪失後の受診における医療費の保険給付分に当たる返納分で、実績により１万7,000円を増額するものであります。

続いて、96ページを御覧ください。

歳出になります。

初めに、２款１項１目一般被保険者療養給付費から中段の２款２項３目一般被保険者高額介護合算療養費までにつきましては、保険給付費の実績見込みにより、それぞれ減額、及び増額を行うものであります。

続いて、下段の３款１項１目国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分から、97ページの２項１目一般被保険者後期高齢者支援金等分と、３項１目介護納付金分については、補正額はありませんが、財源内訳の変更になります。

続いて、６款１項１目特定健康診査等事業費で255万2,000円の減額です。減額の主な理由は、12節委託料で、特定健診の受診者数について当初より実績見込み数が減ったため250万円を減額したものであります。

続いて、６款２項１目保健事業費で158万円の減額であります。減額の主な理由は、人間ドック検査の受診者数が当初の人数より実績見込みが減ったため、12節委託料で97万円、19節扶助費で50万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、７款１項１目基金積立金2,000円は、財政調整基金の利子等の積立てであります。

続いて、98ページを御覧ください。

８款１項１目一般被保険者保険税還付金につきましては、実績見込みにより100万円の減額を行うものであります。

次に、３目国県等返還金で１億495万9,000円の増額につきましては、一般会計繰入金の返還分が主なものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第53号　令和４年度中能登町分

譲宅地造成事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、99ページから105ページとなります。

笹谷土木建設課長

○笹谷　学土木建設課長　それでは、99ページをお願いいたします。

議案第53号　令和４年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算。

令和４年度中能登町の分譲宅地造成事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,320万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億2,214万円とするものであります。

104ページをお願いいたします。

歳入です。

１款１項１目１節の不動産売払収入で1,984万4,000円の減額であります。分譲宅地上布の郷に係るもので、当初予算では７区画を見込んでおりましたが、３月補正予算編成時には２区画の申込み状況でありましたので減額をするものであります。

次に、２款１項１目１節の一般会計繰入金で335万6,000円の減額であります。

105ページをお願いいたします。

歳出です。

２款１項１目１細目の分譲宅地造成費で2,320万円の減額であります。内容では、11－３手数料で39万円の減額、これは開発行為に係る手数料であります。また、12委託料、工事設計等で2,281万円の減額、これは実施設計等の費用であります。いずれもなかのとメディカルパークの事業手法の見直しに伴うものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第54号　令和４年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、106ページから112ページとなります。

宮崎情報推進課長

○宮崎理市情報推進課長　それでは、106ページをお願いいたします。

議案第54号　令和４年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算です。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億4,528万9,000円とするものです。

111ページをお願いいたします。

歳入です。

上段から、１款１項の分担金、１款２項の負担金及び２款１項の使用料については、おのおの実績見込みにより補正するものです。

下段、一般会計繰入金130万円の増額は、歳入と歳出の差引き調整額であります。

112ページをお願いいたします。

歳出です。

一般管理費で48万6,000円を減額するもので、主な補正は７節の１報償金の５万円、８節普通旅費の14万2,000円及び18節負担金の21万7,000円は、コロナ禍によりケーブルテレビ関係の研修会等が開催されなかったためそれぞれ減額するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第55号　令和４年度中能登町下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、113ページから116ページとなります。

田中生活環境課長

〔田中　智生活環境課長登壇〕

○田中　智生活環境課長　それでは、議案書

113ページをお願いいたします。

議案第55号　令和４年度中能登町下水道事業会計補正予算であります。

第１条、令和４年度中能登町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第２条です。予算書第３条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入の第１款第２項営業外収益で820万円を増額し、８億4,004万6,000円とするものでございます。支出の第１款第１項営業費用で820万円を増額し、10億2,921万8,000円とするものでございます。

次に、第３条です。他会計からの補助金となります。予算書第８条中の他会計からの補助金の額を５億2,592万5,000円に改めるものでございます。

続いて、114ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

第４条です。予算書第９条債務負担行為に次の事項を加えるものでございます。中能登町下水道処理施設水質業務委託で、限度額を393万1,000円で設定するものであり、期間は令和５年度から７年度までの３年間とするものでございます。

続いて、116ページをお願いいたします。

収益的収入、第１款２項３目他会計補助金で820万円を、これは一般会計からの基準外繰入れとなります。

続いて、下段の収益的支出でございます。第１款１項２目処理場費の委託料で、下水道処理施設維持管理は下水道施設の電気使用料金で、原油高騰の影響により高圧受電に係る予算で不足が生じるため820万円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

次に、議案第64号　七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について説明を求めます。

議案書は、117ページから119ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは、議案書117ページをお開きください。

議案第64号　七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について、地方自治法第252条の２第４項で準用する第252条の２第３項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案書は119ページ、そして提出案件説明資料は25ページをお開きください。説明資料にて説明をいたします。

まず、１の改正理由は、七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部を改正するもので、２の改正概要といたしまして、ごみ処理について、新ごみ処理施設の操業に伴いまして関係規定を改正するものです。

３の施行期日は、令和５年４月１日としたいものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

議案第64号について質疑の方はご発言願います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第65号　小字の区域及び名称の変更について説明を求めます。

議案書は、121ページから123ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは、121ページになります。

議案第65号　小字の区域及び名称の変更について、地方自治法第260条第１項の規定により、別紙のとおり小字の区域及び名称を変

更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案書は123ページをお開きください。説明資料は29ページを御覧ください。

本事業は、町営久江住宅及び芹川住宅建て替え事業において、建設地であります井田地内の小字の区域を変更するものです。新しく建設する町営住宅を分断する形で境界が存在していることから、町営住宅に住所地番を設けるために新たに字の区域及び小字の名称を変更したいものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

議案第65号について質疑の方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

ここで、執行部から発言の訂正の申入れがありますので、これを許します。

宮崎情報推進課長

○宮崎理市情報推進課長　先ほどケーブルテレビ事業特別会計補正予算で、112ページの歳出、一般管理費で18節の負担金の補正で、21万7,000円の減額と申しましたが、正しくは15万4,000円の減額であります。訂正して、おわび申し上げます。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　以上で議案の説明及び質疑は終結します。

◎常任委員会付託

○議長（笹川広美議員）　日程第３　委員会付託

ただいま議題となっております議案第42号から議案第65号につきましては、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

◎散　　会

○議長（笹川広美議員）　以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後２時14分　散会

令和５年３月16日（木曜日）

○出席議員（12名）

１番	三浦克欣	議員	７番	土本　稔	議員
２番	合田　宏	議員	８番	林　真弥	議員
３番	角　久子	議員	９番	笹川広美	議員
４番	池島和喜夫	議員	10番	南　昭榮	議員
５番	澤　良一	議員	11番	甲部昭夫	議員
６番	古玉いづみ	議員	12番	坂井幸雄	議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	長寿福祉課長	横井正之
教育長	林　大智	健康保険課長	田畠洋子
参事兼総務課長	高名雅弘	学校教育課長	梅澤　博
参事兼農林課長	甘田悟司	監査委員	宮﨑正敏
企画課長	山本　貴		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　　船　木　秀　浩　　書　　記　　北　野　勝　之

議会事務局長補佐　　神　保　悦　子

○議事日程（第２号）

令和５年３月16日　　午前10時00分開議

日程第１　一般質問

午前10時00分　開議

◎開　　議

○議長（笹川広美議員）　ただいまの出席議員数は12名です。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一 般 質 問

○議長（笹川広美議員）　日程第１　これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は60分間でありますので、守っていただくようお願いいたします。執行部におかれましては的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

６番　古玉いづみ議員

〔６番（古玉いづみ議員）登壇〕

○６番（古玉いづみ議員）　それでは、６番古玉いづみ、一般質問を始めます。

新時代の町祭を。

まず、一般質問に入る前に、３月７日の３月定例会議開会日の年度初めの町長の所信表明、そして当初予算での中学校入学祝い金２万円など、私の一般質問での約束に応えてくださったことに感謝申し上げます。

特に子供を持つ保護者からは反響が本当に大きく、また、所信表明してくださったことによって町の進む方向が明確になり、今後の協議にプラスになっていくことと考えております。ぜひ町のホームページでも掲載して、見える化を進めていっていただきたいなということを期待いたします。

それでは始めます。

今年度も残り僅かとなりました。先週末には町立中学校での卒業式が開催され、明日は３小学校で卒業式を迎えます。晴れの日を迎える子供たちや保護者の方々の希望あふれる笑顔をマスクを取って写真に収めることができる日がやっと来たのだなということに、本当に喜びを感じずにはいられません。

また、新年を迎えた１月からは、各団体の総会や会合なども以前より活発化し、私も幾つかの意見交換の場に参加させていただきました。そうした場においてよく聞かれるのは、今年は町祭をしないのか、町民がともに集える場をもっと設けてほしいという町民の声です。特に若い世代の方からは、以前のように暑い時期ではなく、時期を変えて小規模でもいいからみんなで盛り上がれることをしたいという意見を聞きます。

今年は、国民文化祭でもあるいしかわ百万石文化祭2023が10月14日から44日間にわたって県内各地で開催されます。石川県においての開催は、平成４年以来31年ぶり２回目となります。中能登町では、どぶろくやおにぎりなどの展示パネルとともに、異彩のアート展が開催されることとなっています。

町民のみならず、多くの町外、県外からの来訪者が見込まれ、さらに関係人口増加への機運が高まることも期待されます。

昨年は、プレイベントとして商工会祭りのおにぎりＴＨＥフェスが秋に開催され、久しぶりの大きなイベントということもあり、大変多くの方が来場されていました。しばらく見ていないにぎわいだなというう れしい気持ちで私も参加させていただきました。と同時に、続けてこのようなお祭りが開催されればなというふうに思いました。

今年は、３月１日に中能登町合併満18年を迎えました。人間でいうところの成人であり、いよいよ独り立ちというわけです。そして19年目に入りました。来年は20年目を迎えます。成熟した大人として、融和を掲げるまちづくりから発展し、持続できるまちづくりへシフトチェンジの時が来ているのではないでしょうか。今までの既存の概念にとらわれず、新しい発想で新時代の町祭を考えてみて

はどうかと考えますが、町長にお考えを伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　新時代の町祭についてのご質問にお答えします。

合併以来、令和元年度まで15回にわたり開催してきました町祭、織姫夏ものがたりは、町民の融和と町民総参加型のイベントとして地域の活性化を図ってきましたが、令和２年度に新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止となって以来、開催しておりません。

町祭につきましては、もともと段階的に予算を縮小していく方針で、令和元年度には1,700万円余りの経費で実施していたものを、令和２年度予算では700万円余りの計上で1,000万円程度縮小し、従来のような大型芸能人を呼んで人を集める方法を改める方針でありました。

令和２年度と３年度の春先の広報なかのとには、町祭について、多額の予算を伴うことから開催せず、町全体の予算の圧縮を図るため、今後は各種団体が実施するイベントを支援していく方針とする旨を掲載しております。

具体的には、現予算に四季のイベント等支援補助金が計上されておりますが、各種団体が実施する広く町民に参加を呼びかけるイベントに対して支援を行うもので、これまでに支援したイベントとしましては、商工会主催、桜まつりや音楽フェスタや、中能登スローツーリズム協議会が主催した能登上布に関するイベントなどがあります。

しかしながら町民の皆さんからは、参加するイベントがなく、交流の機会が減り、町の活気が感じられなくなったとの声も聞いております。

中能登町は、能登文化発祥の地として名高い歴史遺産がたくさんあり、近年は、発酵文化が息づくどぶろくや日本最古のおにぎりで地域を盛り上げる機運も高まっております。また、令和５年度には石川県で国民文化祭が開催されることから、中能登町を町外にアピールする絶好の機会と考えております。

今後とも町民参加型の小規模的なイベントに対し支援を行い、交流人口、関係人口の増加と地域の活性化につなげていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　古玉議員

○６番（古玉いづみ議員）　町長の今の答弁ですと、各種団体のイベントに支援していくということを継続されるというようなお話だったと思います。

祭りというのは、日本文化独特のものとして、一般的な祭礼のみならず芸術やサブカルチャーなど、そういったものを利用した新しい祭りなんかも増えてきています。それが芸術祭やよさこい祭りといったような新しい祭りなんですけれども、古くからあるものだけに縛られず、新たなコンテンツを生かして、それが地域活性化につながっていく。それがひいては交流人口や関係人口の増加につながっていくのではないかなと思いますが、今ほど言われました各種団体の小さなイベントをバックアップしていくというのも、もちろん大事なことですし、桜まつりなんかは、たくさんの方が集まってくださっていた。本当に盛り上がるイベントでした。

ただ、大きなことをしないで小さいことをたくさんしていくと、コンテンツがばらばらになって、どこで発信していけばいいのかというのが難しくなってくると思うんです。これを目玉にして、じゃここに来てもらう。そういった形で姉妹都市の交流や関係人口増加への施策を行っていけるのではないかというふうに私は考えるんですけれども、今年はまだ予算の面とかもあるので難しいかもしれないんですが、私はぜひ来年、合併20年目を迎

えるに当たりまして、何かしら町長の思いを込めたものをぜひイベントとして行っていただきたいなという思いがあるんですけれども、町長、どのように20年目を迎えるに当たってお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　20年目と言われますけれども、今年18歳になったなりで、成人する時期ですね。ですので、その辺はじっくり考えたいと思います。

差し当たって、今年は国民文化祭がありますので、おにぎりとどぶろくをメインにしてやっていきたいということを考えております。

ただ、昨年、商工会のフェスタをしていただいて、本当にたくさんの方がおいでました。あれは大盛況で、本当によかったなということを思っております。

先般、女性協議会の総会がありまして、その女性協議会の皆さんからは、私ら浴衣作ってんけど、町祭のときに踊る浴衣作って今までみんなで総踊りやっとってんけど、やっぱり寂しいということを言うておいでました。何か着物を着て、みんなで一つになってというイベントを考えてくださいということを言うておいでましたので、百万石文化祭がありますので、44日間ありますので、そのどこかで商工会フェスタも多分入ってくると思いますので、その辺で一回、皆さんとまた考えてやっていきたいと思います。

２年後のことに関しましては、これからいろいろ検討していきたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　古玉議員

○６番（古玉いづみ議員）　ありがとうございます。

44日間もずっと何かしかイベントをしているわけではないとは思うんですけれども、その中で大きな目玉をつくる。それによって町民の方たちが参加して、よそから来られる方たちもそれを楽しみに来る。そういったようなものをぜひ企画していただきたいなと思いますし、最初に予算の関係でどんどん縮小していったというような寂しいお話でした。町民にしてみれば、たくさんの税金を納めて、予算が厳しいから楽しいことは何もできないんだというふうになっていくのは、やはりちょっと納得いかない部分もあると思いますし、中能登は小ぢんまりとしてきたなと思われないように。もう一つよく聞くのが、ぜひ花火を上げてほしいという声なんですけれども、中能登の地ででかい花火が上げれるような、そういったような盛り上がりをぜひ見せていっていただきたいなというのが私の思いです。

ぜひ、この地固有の文化を見て、体験していただき、地域の人々と同じ時間を共有して一体となる、そのような祭りを町外、県外の方にも提供し、こういった体験を通して中能登町外への魅力発信に努めていただきたいというのが私の思いです。

それでは、２つ目に行きます。

未来へつながる英語教育を。

サクラサク、昨日、公立高校の合格発表が行われました。教育長の元にもうれしいニュースが届いていることではないでしょうか。この希望あふれる時期に、子供たちの未来へつながる英語教育について教育長に質問させていただきます。

私は、１期目から、なぜ議員になったのかを聞かれることがあると答えさせていただくのですが、その理由の一つとして、中能登の子供たちみんなに英語を好きになってもらいたい。話せるようになってもらいたい。そうすると世界が広がるよというふうに言っております。

すると、大体、こんな田舎で使うこともないし、英語できんでも困らんよ。それよりもっと日本語をちゃんと勉強させてあげてという声と、いや、今の時代、絶対英語は要るから子供たちのために頑張ってというような両

極端な意見が返ってきます。

中能登の現状を少しお話ししますと、中能登町には１中学２小学校の４校では各学校に１人ずつＡＬＴ、Assistant Language Teacher、外国語指導助手、いわゆるネーティブの先生が配置されています。１校に１人というのは、お隣羽咋市が８校に４人であることを思えば物すごく恵まれた環境だというふうに言えますが、人口１万7,000人として換算すれば10万人当たり23.5人となり、県平均の21.5人をやや上回るというような程度です。このＡＬＴの数というのも全てデータ化されており、トップはお隣福井県の10万人当たり33.95人というふうになっております。

ＡＬＴの授業ですが、先日、私、授業参観で子供たちの様子を見させていただきました。子供たちはみんな英語で発話し、コミュニケーションを楽しんでいました。手を挙げて積極的に発表している子供もたくさんいて、保護者の皆さんは笑顔で見守っていたのがすごく印象的でした。

ＡＬＴの先生とも実際に授業の後、お話をさせていただいたのですが、この学校に来れてよかった。子供たちがすごく積極的で授業が楽しいと言ってくださいました。

私は、授業以外でも英語キャンプなどに参加している自治体があり、そういったことも楽しそうなのではないかなと言ったとき、ぜひいろんなイベントを通して英語を楽しんでもらう機会をつくりたいと逆に提案をいただき、その積極性に本当にうれしくなりました。

一昨日でしょうか、新聞に掲載されていました。宝達志水町では、ＡＬＴの故郷の友達と小学校の子供たちがオンラインで交流を図っているとの記事がありました。当町でも積極的に英語の授業以外でのＡＬＴとの交流を通して、より英語を学ぶ意欲を持ち、楽しんで学習できる機会をつくっていただきたいなというふうに思いました。

今の英語教育の現状について少しお話しします。グローバル化やＡＩをはじめとする技術革新の成長の中、社会構造の変化も急速に変わるこの予見の困難な時代である中で、令和２年からの小学校、中学校、高校の新学習指導要領において、知徳体にわたる生きる力を子供たちに育むために、何のために学ぶのか、何ができるようになるのか、どのように学ぶのかという指針が明示されています。

この、どのように学ぶのかの学び方ですが、これはアクティブラーニングのことで、文科省は主体的、対話的で深い学びというふうに表現しています。主体的な学びとは、学ぶことに興味、関心を持ち、粘り強く継続して取り組み、次につなげ、対話的な学びは、受け身の学習ではなく対話や協働を通じて理解を深め、思考力を高めることです。そして深い学びは、学びの過程の中で問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に想像したりする力を養うことと説明されています。

町長も、今年の漢字としておっしゃられた「命」を大事にした生きる力を育む中において、外国語活動、英語教育は以下のように定義されています。外国語やその背景にある文化や社会を世界、他者との関わりを捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況に応じて情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築することである。

何だか難しい言い回しで、何を言っているのか分からないと思うんですが、要は、お互いに表現し合うためには見方、考え方を豊かにすることが重要であるということです。

そこで、先ほどの英語学習に対する考えに戻るのですが、田舎にいるから必要ではないのではなく、インターネット一つで全世界とつながっているからこそ、様々な文化や社会に対する見方、考え方を豊かにするためにも外国語教育を重視し、それによって日本文化、故郷である中能登の文化への興味や新た

な発見があるのではないかというふうに私は考えます。

実際に私も中学生、高校生に英語を個人的に教えていますが、英語学習を通して自分のことを知り、そして表現する機会がいかに重要なのかを再確認させられます。自分のことを知っていないと聞かれても答えられないからです。日本語で当たり障りのない答えしか答えなくても会話が続きますが、英語ではそうはいきません。何で、どうしての理由や目的が言えないと会話が続かないからです。こうした学習の機会を通して、自分自身をよりよく知り、表現するすべを身につける。これも英語学習におけるゴールの一つです。

小中学校で英語に親しみ、得意科目になれば、その先にある大きく変化の起こっている大学の共通テストにおける英語の配点の変化にも対応がしやすくなるはずです。一昨年１月より導入された共通テストでは、従来よりリスニングの割合が大幅に増加し、50％がリスニングの配点となりました。まさに生きた英会話から得られる能力を重要視しているのです。

このような教育業界での大きな変化、教育改革のさなかにおいて、中能登の教育も大きく変化し、未来につながる英語教育を行っていくことを期待しますが、教育長の見解を伺います。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

〔林　大智教育長登壇〕

○林　大智教育長　古玉議員の未来につながる英語教育をのご質問にお答えします。

まず冒頭に、私としましては、英語教育は、これからのグローバル社会において大変重要であるというふうに考えております。

また、今の学習指導要領をおっしゃられましたように、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた学習を行っているわけなんですが、新型コロナウイルス感染拡大によりましてＧＩＧＡスクール構想が一層進みまして、端末が１人１台入りました。それで、現在では令和の日本型教育といって、個別最適な学びと協働的な学びの一体化ということで、一人一人の能力を伸ばすということが大事になってきています。

その中において、英語教育をどう伸ばしていくかということが観点かと思っています。

まずできることは、現在配置されているＡＬＴの方の活用をどうするかということで、委員会の中で話をしまして、彼らの能力を十分に生かしていく指導を来年度していこうということで、具体的に、まず来年度からＡＬＴの活動の幅を広げるために、イングリッシュキャンプ等の活動を進めて、子供たちが英語に少しでも興味を持ってもらう取組みを行っていきたいと考えております。やはりふだんから英語に慣れ親しむことで学習意欲を引き出して、自分の気持ちを発露する、英語で発表できるような、そういったふうな環境づくりはしていきたいというふうに思っています。

当町の英語力の一つの状況として、英語検定２級の合格者が５名、準２級は10名、３級は63名となっており、大体の基準は来ておりますが、これに限らずもっともっと英語検定の割合を増やしていって、ふだんから英語に取り組めるような形をつくっていくということをしていき、個々の能力を伸ばしていくということをさらにやっていきたいし、学校教育の場においても、もう一度先生方のほうに英語教育の大切さということを言っていきたいと思っております。

こういった形で着実に進めていきたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　古玉議員

○６番（古玉いづみ議員）　ＡＬＴの活用、能力を最大限に活用していくという、そこですね。すごくいいなと思いましたし、イングリッシュキャンプ、楽しみです。

今し方、英検２級が５名、準２級が12名ですか。すごくたくさんいたなと思うんですけれども、初めて我々聞いたことなので、こんなにたくさん優秀な生徒さんがおられたのかというのは、ちょっとびっくりでした。

私も所属しております教育民生常任委員会で、数年前に視察予定だった茨城県境町のことを少しお話しさせていただきます。

ちょうど行く予定だった週の数日前に長野県に大雨が降り、新幹線が不通となり断念したという、そういった経緯があった視察だったわけですが、どうしても私いろいろ知りたいなと思いまして、教育委員会に直接電話をして、いろいろと個人的にお聞きさせていただきました。

文科省のスーパーグローバルスクール事業にも採択されている境町の英語授業ですが、本当に多くの英語のイベントが開催されています。そこでは、ＡＬＴはチームティーチングをして、各学校に最低でも２人以上のＡＬＴが配置されているそうです。私の経験上、30人、35人の子供たちに教えるには、ＡＬＴ１人では確かに難しい。ＡＬＴ２人以上と日本人の補助講師がいて初めてグループ活動が成り立つとの理由から、そのように複数名配置しているそうです。

私もこの方法には大賛成で、児童生徒、12人以上を１人で見ることは難しい。そして、理解度、到達度のギャップを埋めるためにも、ＡＬＴはただそこにいて英語をしゃべっているのではなく、アクティブラーニングできるような環境を整備することも重要であるのではないでしょうか。

ちなみに、境町の人口10万人当たりのＡＬＴの数は91.3人で、中能登の4.2倍です。それをかなえる財源などについては、ここで議論するつもりはありませんので、後ほどまたそのトリックについて教育長にお伝えしたいと思いますが、こういった先進的な事例を大いに参考にして、ＡＬＴの活用については取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

今、英検のお話も出ましたが、実際、中能登でどのくらいの子たちがそういった級、上のほうの２級であれば高校卒業程度、準２級であれば高校中級程度というようなすばらしい、難しいレベルの高いものなのですが、なかなか表に出てきません。羽咋市であれば新聞に掲載して教育長から表彰を受ける。そういったこともあって、こんなにたくさんの生徒さんが英検頑張っているんだなというのは今朝の新聞でもありました。小学６年生が４級、３分の１以上取られたというようなことも載っていましたし、ぜひ町としてもアピールしていっていただきたいなというふうに思うのですが、再質問として、また羽咋市で進めていることを私はお聞きしたんですが、小中連携して学習を進めるだけではなく、大人が率先して英語、そして学び続けることの重要性を体感し実践するために、年に数回、職員向けの英語レッスン、そしてセミナーを開催されているそうです。

事業を展開する側の大人が口ばかりで指導するだけではないということに大きな意味があるのではないかというふうに考え、再質問として、ぜひ小中連携して英検を推進していく上で、教育長賞のようなものをつくり、しっかりと表彰し、子供たちが頑張っていることを実感できるような形にしていってはどうか。

そしてもう一つが、職員や保護者への理解増進のための英語のセミナーなどの実施、こういったことをしていってはどうかと思うんですけれども、以上２点、再質問として教育長に伺います。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

○林　大智教育長　古玉議員の再質問にお答えいたします。

教育長賞につきましては、実は検討、話はしておりまして、英検と、それから漢字検定

のような形で、町が補助しているものに対して優れた成績を取った子については、そういった教育長賞もあり得るのではないかという話をしておりますので、十分検討させてください。

それから、家庭への啓発という意味で、なかなか難しいところがあり、一足飛びではできないと思います。まずは家庭においては、例えばタブレットを使った学習であるとかオンライン学習をやって、そういったことをやっているよということを、まず子供たちのやっていることを親に知らせていく。それがまた地域に広がってというふうに順番につなげて広げていきたいというふうには考えております。

これも着実に進めたいと思いますが、その辺、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　古玉議員

○６番（古玉いづみ議員）　ぜひ教育長賞を前向きに実践していただきまして、マスコミに取り上げていただけるぐらいの、そういった表への発信を行っていっていただきたいというふうに考えます。

また、家庭への意識づけなんですけれども、すごく難しいんですよね。私も英会話講師をしていると、先生、何でうちの子は１年も通っているのにしゃべれないんですかと。１週間に１時間でしゃべるようになんかなりません。大人の皆さん、考えてみてください。１週間に１時間、中国語を習いにいってしゃべるようになりますか。ならないですよね。ですが保護者の方というのは、それを期待して英会話教室に通わせたり学校での授業に期待しているんです。

そこは、家庭学習の重要性というものをしっかりと伝えた上で、保護者が率先して頑張っていくことがすごく大事だと思います。私も実際、テストを自分が受けて頑張っているところを見せて、自分の子供たちもママに負けてられないな、私もやるわというふうになると思いますので、保護者への動機づけ、意識づけも一緒になって行っていただきたいと思います。

英語は、ある人に言わせれば学習ではなく筋トレであるというふうに言われます。一般的に習得までの目安は3,000時間とも言われているからです。大体、大人になるまでの学校での英語の授業の時間は1,000時間ほどだというふうに言われていますので、残り2,000時間、毎日３時間でも２年間かかります。そのぐらい習得には時間がかかる。個人差はありますが。

学校での学習だけではなく、家庭での継続した学習を伴って身につくのが英語ですし、子供たちに興味を持って学びたいと思ってもらえる明るい未来に向けた英語教育に期待します。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（笹川広美議員）　続いて、７番　土本　稔議員

〔７番（土本　稔議員）登壇〕

○７番（土本　稔議員）　それでは、一般質問を行います。

私は、町政運営について伺います。

2021年３月16日、ちょうど２年前になりますが、その日は中能登町の町長選挙の告示日でありました。当時は新型コロナウイルスが猛威を振るっている時期でありましたが、結果、多くの方々の支持を集め、宮下町政の誕生となりました。

宮下町政が始まり、印象に残るのは、やはりワクチン接種でありました。医療従事者の方々や高齢者から順次始まっていき、当時は予約ができないなどと数多くの苦情があったことが印象に残り、その中でも医療従事者をはじめとする方々や受付業務や集団接種の運営など、職員の皆様方の努力により今日があると言っても過言ではないのかと思うわけであります。

やっと新型コロナウイルスの収束も見え始めており、当たり前であったマスク着用も個人の判断になると、少しずつではありますが従来の環境に戻ろうとしております。

しかしながら、エネルギー価格の上昇により物価が高騰して、私たちの日常生活にも大きく影響しております。一難去ってまた一難のようにも思えるわけでもあります。

しかしながら、我々政治家は希望ある未来やグランドビジョンを示す役割もあると思います。

では、質問であります。町長に就任して約２年となりますが、思い描いた中能登町の実現に向けた現状の課題と対応について伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　町政運営について、思い描く中能登町の実現に向けた現状の課題と対応についてお答えします。

まず、町長就任時には既にコロナ禍でありました。行動制限と基本的にマスク着用での公務に当たらなければなりませんでした。

特に、町民の皆様方との会議や交流イベントの開催が制限されており、世の中の流れが大きく変わっていくことを目の当たりにしてまいりました。

特に、コロナ禍を理由として、人と人の関わりが疎遠になり、地域活動や伝統文化、祭礼が失われていくのではないかと心配をしております。

改めて地域の伝統文化や祭礼が行われている理由をお聞きしますと、それは地域における生産性の向上を目的として地域での行事が行われていたとのお話をされた方がおいでました。古くから農業を中心として地域が形成され、地域で助け合い、農業生産に励み、支え合い暮らしていた地域での暮らしの風景があったのではないかと思います。

そうした中での地域での行事は、地域の団結力を高める手段として、今でいうコミュニティの形成にとって大切な役割を担っていたのではないでしょうか。そうした地域での助け合いの中で、災害が発生した場合は、地域が中心となり様々な災害に立ち向かっていったのではないかと思っております。

こうした歴史を振り返りますと、身近な暮らしの場で安心した暮らしができ、町民の命を守るまちづくりが大切であると考えております。

このことから、町民の命を守ることを思い描いて、実現の第一歩として、メディカルパークを整備することが大切であると考えております。誰もが年齢を重ねれば健康に不安を感じます。その不安解消の一助となるよう、医療と健康を相談できる場として、かかりつけ医を地域で確保しなければならないと考えており、推進をしてまいりたいと思います。

町民の皆様が中能登町での暮らしが生き生きと生活でき、お互いが助け合う健康、幸福にあふれる地域社会となるようまちづくりを進めていきたいと考えております。

今、人生100年時代の生き方を考える時代が来ています。一人一人が相手を思いやり、やりがいと幸せを感じ続けられる地域を思い描いておりますので、医療や福祉、教育や社会資本整備等、様々な施策を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　土本議員

○７番（土本　稔議員）　町長、就任してから、まずはやはりコロナ禍で行動制限、各種マスク、ソーシャルディスタンスなどということもあり、地域の皆様と距離感があったのは事実であります。また、地域においては祭礼、お祭りなどは自粛というような状況でありました。

これは致し方ないことだったのかも分かりませんが、今年からは少しずつ祭礼のほうをやっていこうという動きもあるわけでありま

す。

そうした少しずつ従来のイベント等ができれば、また地域のつながりや団結力、そういったことにもつながっていくと私も信じております。まずは地域の行事から再開していくことが大事かな。とりわけ子供たちのお祭りの参加については、伝統、伝承、そういった面もありますし、ふるさと学習の一番の身近な行事かなと思うわけであります。

今後、コロナ禍で行動制限されておったわけでありますが、少しずつ従来の生活環境に戻り、町の活性化、にぎわいが戻ることを大変期待しているわけであります。

そういった中で、宮下町長には、そういったことの後押しもしていただきたいなと。それがふるさと、町民が暮らしてよかったということにもつながっていくのかなと。そんな思いであります。

先ほど言われた町民が暮らしやすい、そういったことに対しては、なかなかハードルが高く、目標も高いわけでありますが、一歩ずつ前進していくことがまずは大事である。そう思うわけであります。

３月であり、卒業された方、これから卒業する方、思い思いを胸に新しくステップアップするため、希望を持って社会や次の学生生活等に挑んでいくわけであります。

私も学童クラブ等々に呼ばれる機会があります。そういった中で、一言お願いしますということで、子供たちの前では、希望や夢を持って諦めないということが大事であるということを伝えてまいりました。何事にも困難や挫折等々があるわけでありますが、そういったことも受け入れ、また楽しんでいけるような、そんなような環境で頑張っていただきたい。夢を持って、希望を持って頑張る。そんなことを伝えてまいりました。

そういったことを言いながら、自分自身も次のステージに向かって希望と夢を持って諦めないという心で取り組んでまいりたい。そんな覚悟であります。

宮下町長の先ほど言った町に向けた思い、そういったことも町民の皆様に分かっていただけるように一歩ずつ前進していただきたいということを申し上げて、甚だ簡単ではありますが私の一般質問といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（笹川広美議員）　ここで10時55分まで休憩します。

午前10時44分　休憩

午前10時55分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、12番　坂井幸雄議員

〔12番（坂井幸雄議員）登壇〕

○12番（坂井幸雄議員）　それでは、与えられた役職でありますので一般質問をさせていただきます。

３点ばかり質問したいと思います。第１点目は、先ほど３月16日に２年たちました宮下町長の補佐役として副町長をどのように考えておられるかということと、それとトルコ、シリアの大地震において慈愛の募金箱の設置をすればどうかということと、もう一つは元気ある中学生の奨学金の人数を拡大すればどうかという、この３点であります。

それでは１点目でありますが、いろいろと物価高に大変苦しんでおるわけでございますが、それに対していろいろと宮下町長はあちこちの会合に行って、いろいろと案を立てておられ、住民のための施策をやっておられるわけであります。それもいろいろと限度がありまして、これからは副町長を携えていろいろと行動していただきたいという思いがありまして、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

第１点目です。よろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　副町長の配置についてお答えをします。

副町長の配置につきましては、適時適切な時期に選任の同意案件を議会に提出をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　坂井議員

○12番（坂井幸雄議員）　いろいろと熟慮していただきたいと思います。

今日の新聞でも金沢の副市長さんが選任される予定でありますので、皆さんが顔を知っている人を選任していただきたいということでありますので、いろいろと町長は考えがあると思いますが、ぜひとも住民の接点が多いような人を選んでいただきたいという思いがありまして、よろしくお願いいたします。

２点目に移ります。

トルコ・シリア大地震がありまして、４万4,000人の人が亡くなられ、また190万人の方々がテント生活で暮らしておるわけでございますので、日本でも東日本大震災やら能登半島地震もありましたが、淡路の地震もありまして、お互いに支援をしていけばどうかという思いがありまして、あるスーパーでもシリアの震災における募金箱が設置してありました。町でもそのような支援の場を広げるような募金箱を設置すればどうかという思いがありまして、その点、社会福祉協議会と考慮して、どのような考えを持っておられるか、ぜひとも設置して援助していただきたいという思いがありまして、その点、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　慈愛の募金箱の設置、トルコ・シリア大地震に対して、募金箱を設置して支援できないかについてお答えします。

自然災害が日本だけでなく世界各地で発生する中、日本赤十字社では、様々な義援金や救援金を募集しております。

令和４年度には、国内では、７月大雨災害義援金、８月３日大雨災害義援金、台風第15号災害義援金などがあり、国外では、ウクライナ人道危機救援金やアフガニスタン人道危機救援金などがあります。

中能登町では、募金箱を総務庁舎、行政サービス庁舎に設置し、現在、トルコ・シリア地震救援金について受付を行っております。受付の期間は５月31日までとなっておりますので、町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　坂井議員

○12番（坂井幸雄議員）　今ほどの町長の答弁でありまして、募金箱を設置してあるということは自分が認識不足でありまして、もうちょっと場所を拡大してやっていただければ、より住民の心が届くんじゃないかという思いがありまして、ぜひとも社会福祉協議会と相談いたしまして、もっと広く募金箱をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは３番目ですが、元気ある中学生でございます。

中学校の正面玄関のところに垂れ幕が十何本下がっております。団体もありまして、個人もありまして、元気ある中学生だと思います。

その元気のある中学生が昨日ですか合格発表がありまして、どのような進路方向を行っているか、もしよかったら教えていただきたいと思います。

私も以前はＰＴＡがありまして、中学生の進路状況をいろいろと問われまして、それは個人情報でありますしなかなか教えていただけませんでしたが、合格発表が終わりましたので、後輩のために、また親のためにぜひとも報告していただければ幸いかと思います。

それと、奨学金の話でありますが、できるだけ多くの奨学金を受賞できるようにお願いしたいと思います。

先般、議会で、予算で、町では奨学金を受けている人の返済を20万ずつ５年間、肩代わりして返済してあげるという制度ができまして、経済不況の中でできるだけ奨学金をあげて元気ある中学生を育てていただきたいと思います。

先般、前に星稜高校の野球部の、今は門前高校の野球部アドバイザーの山下さんのお話がありまして、とにかく生徒は「ありがとうございました」「ありがとうございます」ということで選手を育てたわけでございますので、できるだけ感謝の気持ちを持った生徒をつくっていただきたいという思いがあります。

それと、奨学金のことに関してと、卒業生の生徒の進路方向を併せてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

〔林　大智教育長登壇〕

○林　大智教育長　坂井議員の元気ある中学生のご質問にお答えします。

まず、卒業生の進路状況でありますが、このご質問につきましては、令和２年９月の定例会議の一般質問で答弁いたしましたとおり、進路状況に関しましては個人の特定につながるおそれがあります。中学校では、情報が漏えいしないように厳重に取り扱っております。

よって、令和２年３月の卒業生からは公表しておりませんので、今回も公表はいたしません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、奨学金の交付対象人数を拡大できないかについてお答えいたします。

このご質問につきましても、昨年12月定例会議の一般質問で答弁いたしましたとおりですが、改めて制度についてご紹介いたします。

町では、高校生を対象とした中能登町奨学生制度があります。支給対象は、本町に現に住所を有する高等学校生徒、または保護者が本町に現に住所を有する高等学校生徒で、品行方正、学業優秀及び身体強健であること、かつ学資の援助が必要と認められる者となっており、支給額は月額１万円、年額にして12万円となっております。

支給の対象の選考なんですが、中能登町奨学生選考審査会による審査により決定しております。

当町の現行制度では、経済が不安定で家計が苦しいとの理由だけでは支給要件には当てはまっておりません。

また、県内のおよそ半数の自治体におきましても当町と同じような制度がありますが、支給額は異なるもののおおむね同じような要件で支給をしております。

ただ、石川県の教育費負担軽減奨学金制度というものがありまして、収入の急激な減少による家計の急変を要件としたものに限りこの制度を使えるというものもあります。こちらのほうをまたご検討いただきますようにお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　坂井議員

○12番（坂井幸雄議員）　奨学金制度に関しては、いろいろとありがとうございました。最近、若者のＵターンの促進事業ということで、若者にとって奨学金を受けている方が町内で暮らすことの条件で一定額の代替わりするようなことがあります。全国で35％の自治体がそのような制度もありまして、また県内でも10市町村が同様な制度を取っているわけでございますが、今しゃばは経済的に混沌としていますので、できるだけ配慮していただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（笹川広美議員）　続いて、10番　南　昭榮議員

〔10番（南　昭榮議員）登壇〕

○10番（南　昭榮議員）　通告に従いまして

質問に入ります。

初めに、畑地付分譲宅地の販売をについてでありますが、今回、議会で人口減少対応についての一般質問では子育て中心でしたので、改めて空き家活用策をはじめとする移住定住の考えを伺います。

次に、近年は都会から地方の田舎に移住を考えている方の中には、静かなところで老後を楽しみたいや、家庭で子供を自由に伸び伸びと自然環境が豊かなところで育て暮らしたいとの声をテレビを通じて聞きます。

それと、近年を問わず田舎暮らしで共通しているのが家庭菜園で野菜作りなどをやりたいとの希望を持っている方の声も聞きます。

そこで、町として希望がかなう宅地内で家庭菜園ができる畑をつけた分譲宅地を売り出す考えがないのか伺います。

また、宅地面積が増えると価格の問題が出てきます。言葉は悪いのですが、地価の安価な人口減少が著しい過疎地を優先することで、その地域の活性化にもつながる開発ができないか、お聞きします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　畑地付分譲宅地販売の考えを伺うの質問にお答えします。

初めに、１点目の人口減少対策に伴う移住定住の考えを伺うについてでありますが、中能登町は、令和３年度より、七尾市、羽咋市と協働で能登地域移住交流協議会を組織し、移住定住人口の増加や関係人口の拡大を図るため各種事業を展開しております。

協議会では、令和４年度から移住プランナーによる情報発信や移住希望者への相談、空き家の紹介などを行う事業を重点的に展開しており、当町でも２名の移住プランナーが希望者に寄り添った相談を受け、移住促進につなげる活動を行っております。

今後も移住プランナー事業を中心に、農業者や企業とも連携を図りながら移住定住へ効果的につながる取組を展開していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、２点目の都会からの移住先で家庭菜園作りの希望者の対応を伺う、３点目の安価な土地で地域活性化に合わせて計画ができないかにつきましては、関連がありますので併せてお答えをいたします。

まず、中能登町総合計画の将来像において、住環境施策については、にぎわいと活力あるまちづくり、また健康で生き生きと暮らせるまちづくりとして位置づけており、安全で安心な居住環境を整備するとともに、快適で潤いのある住宅地づくりを推し進めることとしております。

さらには、若年層の居住を推進するため、子育て支援環境の充実、魅力ある新住民住居の受皿となる住宅及び住宅地の整備を図ることとしております。

先に、３点目の安価な土地ということでありますが、現在、分譲宅地販売をしています能登部下地内の上布の郷においては、販売面積がおよそ72坪、販売価格が平均で１区画当たりおよそ400万円となっております。

最近、町が行っている分譲宅地造成事業は、住宅団地適地調査に基づき、条件のよい遊休町有地を利活用していることから、用地取得費がかからず、比較的安価であると考えております。

また、民間の住宅メーカーが実施する分譲宅地も数多く行われており、町の整備条件、整備箇所に近い場所では、民間の販売面積や販売金額はほぼ町と同じ水準の状況にあります。

以上のことから、民間事業との平準化も意識しながら住環境施策の継続を実施していく必要があると考えております。

次に、２点目の都会からの移住先で家庭菜園作りの希望者の対応を伺うでありますが、最近、町が行った分譲宅地造成事業は、販売面積が七、八十坪程度であり、十分に家庭菜

園はできると考えております。

しかしながら、大規模な家庭菜園のニーズも想定されますので、その対応として、移住プランナーを中心とした情報発信と相談に加え、地区、町の協働による空き家バンクの活用によって移住希望者へのニーズに応える方法が有効と考えております。

近年、住まいのニーズは様々に変化していることから、町の分譲宅地造成事業と併せて、今後は空き家バンクも活用した住環境施策を総合的に検討していきたいと考えております。

持続可能な町の発展のためには、移住定住、そして多世代が安全に安心して暮らすことができる、住みたい、ずっと住み続けたいと思える中能登を目指し、本施策が地域経済の活性化の一助となるよう今後も進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　南議員

○10番（南　昭榮議員）　関連質問ですが、空き家を活用した移住定住対応として、移住者が定住宅の近くで家庭菜園ができる畑を造成し、近隣の方々と畑作り指導や共同作業などで簡単な野菜作りを楽しむ環境の体制づくりの考えがないか、お聞きします。

○議長（笹川広美議員）　山本企画課長

〔山本　貴企画課長登壇〕

○山本　貴企画課長　再質問にお答えいたします。

移住希望者が家庭菜園などで園芸作物を中心とした野菜作りを契機として地域コミュニティに参加することは、地域の活性化にもつながり、取組の輪が広がることによって移住者の増加につながるケースも想定できます。

既に移住体験ツアーで農事組合法人能登やまびこの農地を活用し野菜収穫体験プログラムなどを実施しており、まずは地域のコミュニティを巻き込みながら、そのような機運が高まるよう地域と移住プランナーを交えたワークショップの開催などを展開していければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　南議員

○10番（南　昭榮議員）　先ほど町長さんが住宅は十分、80坪、七十何坪かあると。畑をしようと思えば十分できるような面積があると言っていましたけれども、一応買えば自分のもんやから、砂を入れたりしてもいいわけですね。分かりました。

次の質問に入ります。

人口減少の対策ができることを願い、次の質問に入ります。

町の木として制定されている桜の保護をどのようにでありますが、中能登町では、花は石動山ゆり、木は桜、鳥はウグイスで、それらの栽培や保護を通じて美しい自然環境を守り、自然を愛する豊かな心を持ち、とありますが、眉丈が丘に至る登坂道の約２キロメートルにわたりソメイヨシノや八重桜が約1,000本が植えられたと言われております。

その桜にフジやツタが巻き、フジの垂れ下がり、枯れ木の倒木などで、桜の名所には程遠くなるほどに手がかけられておりません。そこで、町長は現地を見られたかは分かりませんが、桜の保護やそれら自然環境が守られていると思われておるのか。また、今後どのように桜の保護を進めていくのか。その辺りについて伺います。

あわせて、眉丈が丘へ通じる登坂道沿いの雑木や倒竹伐採処理等、桜の補充植も含めて整備ができないか、お聞きします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　町制定の桜の保護をどのようにするか伺うのご質問にお答えします。

初めに、１点目の眉丈が丘の桜の保護をどのようにするか伺うについてでありますが、眉丈が丘休憩所では、平成元年の整備以来、眺望のよさから多くの方々の憩いの場としてご利用いただいておりますが、バーベキュー

など野営施設の利用者数の減少によって、段階的に施設の休止、トイレ棟の取壊しを行ってまいりました。

議員ご質問の桜については、昭和51年と平成５年に植栽を行い、休憩施設とともに親しまれておりましたが、施設の整理縮小後は、病害虫の影響もあり徐々にご指摘のような状態になっているものと推察をしております。

今後につきましては、休憩所一帯はバーベキュー施設の休止により整備当時の所期の目的、役割を終えたものとの認識から、桜の保護については整備事業の予算措置は考えておりません。しかしながら、風水害や積雪などの自然現象の影響により著しく景観を損なう状況となることも想定されますので、適宜巡視を行い、必要な措置を講じていく考えでありますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、２点目の眉丈が丘登坂道沿いの雑木伐採等の整備計画を伺うについてでありますが、ご指摘の雑木等は民有地に生い茂っているものであり、植林樹木も含め、所有者において管理していただくものと認識をしております。

また、民有地には境界が不明確であったり不在地主が存在していたりと管理上、多くの問題や課題が存在します。今後につきましては、桜を新たに植栽する計画はなく、町としましては、枝葉や倒木によって町道の通行に影響を及ぼす状況であれば地区の理解と協力を得ながら伐採処理を行う対応も取りますが、緊急を要する場合など限定的な対応であります。

今後も高齢化の進行によって管理不全な山林が増加していくものと考えられることから、引き続き地元地区とも協議を行い、議員のお力添えもいただきながら対策を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　南議員

○10番（南　昭榮議員）　再質問に入ります。

眉丈が丘休憩所では、七尾湾や能登島に至る能登のパノラマを一望でき、家族連れなどの憩いの場として親しまれていると案内されており、春や秋には山菜取りにも来られます。

そこで、６年前に井戸の整備トラブルが重なり、管理経費の関係でトイレが撤去され、そこに来られた休憩所にトイレや手洗い場がなくなり、用を足すのに大変な思いをされると想像されます。町内外から多くの家族連れで来られても、子供たちをはじめとしてトイレを利用したくても設置されておらず、町として大変なイメージダウンにつながりかねません。

当時の答弁では、周辺に太陽光発電や風力発電が進められており、整備状況を見ながら今後検討したいとの答弁でしたが、太陽光発電が完了しており、再設置について考えを伺います。

○議長（笹川広美議員）　山本企画課長

〔山本　貴企画課長登壇〕

○山本　貴企画課長　再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたとおり、眉丈が丘休憩所は、バーベキュー施設の利用者数の減少や町内の他のバーベキュー施設との整理統合方針によって段階的に施設の休止、トイレ棟の取壊しを行ってまいりました。

このことから、方向性としてトイレの再設置につきましては考えておりませんが、今後とも眺望や自然景観を楽しむ憩いの景勝地としてご利用いただくために、芝生広場とあずまやの整備管理は継続して行っていきますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　南議員

○10番（南　昭榮議員）　家族として長時間過ごせる休憩所にしていただくことをお願い

し、質問を終わります。

○議長（笹川広美議員）　続いて、８番　林　真弥議員

〔８番（林　真弥議員）登壇〕

○８番（林　真弥議員）　それでは、私の一般質問を始めたいと思います。

今回、大きく２点で質問をさせていただきますが、その１点目であります。

中学校の部活動における地域移行について伺います。

今回は中学校の部活動についての質問ですが、中学校に限らず高校にも大学にも運動部や文化部など様々な部活動が存在していることは皆さんもご承知のことだと思います。今日この議場においでになる方々をはじめ、ケーブルテレビやユーチューブで御覧の皆さんも、学生時代、ジャンルや程度、密度の違いはあるにせよ、ほとんどの方が何らかの形で部活動に参加されたことだと思いますが、中学校の部活動の在り方が今後大きく変わろうとしています。

今までは学校教育の一環であったものが地域への移行、すなわち社会教育へ転換されようとしています。それに向けた最大の要因は、急速に進む少子化と教員の多忙化だと考えますが、この部活動の地域移行について４点で伺います。

１点目ですが、国が示す検討スケジュールでは令和５年度からの３年間を改革集中期間と銘打っています。これについて町の見解を聞きたいと思います。

２点目でありますが、将来的な完全地域移行を見据えたとき、考えられる問題は何か。また、それを誰がどのようにしてクリアしていくべきと考えているのか。

３点目でありますが、指導者育成と運営について現時点での町の考え方を聞きたいと思います。

４点目、部活動の経験から得る最大のメリットというのは何でしょうか。ちょっと言い方を変えますと、部活動を経験することによって生徒たちに一番期待したいものは何なのか。

以上４点ですが、教育長には１点目から４点目まで答弁をしていただきたいと思います。４点目、町長にも答弁をしていただきたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

〔林　大智教育長登壇〕

○林　大智教育長　林議員の中学校の部活動における地域移行についてのご質問にお答えいたします。

まず、その全体像として、中学校の部活動だけを考えるのではなく、小学校のスポーツ少年団、中学校があって大人がある。小学校から大人までの大きなくくりの中のスポーツの中の中学校の部活動は一部である。それを通して町のスポーツの活性化を図っていきたい。それが全体像のスケジュールであります。

では、まず国が示す検討スケジュールは３年間を集中期間とありますが、まず部活動についてご説明、改めていたします。

学習指導要領では、教育課程外の学校教育活動とされております。生徒の自主性や自発的な参加により行われるものであり、学校教育の一環として地域の実態に応じて、林議員の言われるように地域の人々の協力や社会教育関係団体との連携などの工夫を行って、持続可能な運営体制を整えていくものと定義されております。

これを踏まえ、昨年12月にスポーツ庁と文化庁から、公立中学校の休日の部活動を地域に委ねる部活動地域についての「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が公表されました。当初のガイドライン案では、３年後の2025年度末を地域移行の目標達成とする改革集中期間としていましたが、公表されたガイドラインでパブリックコメントを取ったとこ

ろ、全国の地方自治体から３年間での地域移行は困難であると指摘があったため、この方針が転換され、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す改革推進期間に改められました。

これに伴って、来年度のスポーツ庁の予算や地域移行に係る体制整備、外部指導員に対する費用について、新規事業の多くが見送られております。

この影響により、来年度、国及び県から財政的支援が得られなくなる事態になりましたので、当町にあっても、それでも来年度以降、外部指導者の登用を順次進めていき、できるところから地域移行への方向性を進めていきたいと考えております。

次に、２点目の将来的な完全地域移行を見据えたとき、考えられる問題や課題は何か。また、それを誰がどのようにクリアしていくべきかについてお答えします。

当町における将来的な完全地域移行における最大の課題は、受皿です。地域移行に伴い、新たな地域クラブ活動という位置づけがなされていることから、当町の受皿としては、運動部では町スポーツ協会を主体にしたもの、文化部では文化協会を主体としたものを想定しております。地域総合スポーツ型クラブが当町はありませんので、そういった受皿をどこにするのかということが最大の問題であろうかと思います。

この課題の解決につきましては、教育委員会、中学校、これらの団体との協議の中で受皿づくりを進めていこうと思っております。

次に、３点目です。指導者育成と運営について現時点での町の考え方を聞くにお答えします。

地域移行は、平日及び休日の部活動を一括して移行するのではなく、休日の部活動から段階的に移行することを基本としていますので、まず運動部活動について、外部指導者の派遣のご協力をいただける競技に対し、町教育委員会からスポーツ協会に対して打診していくこととしております。

また、指導者の育成については、統一した方針を示し、講習会などの実施を通して新たな指導者の確保と指導の質の担保を図ってまいりたいと考えております。

最後の部活動経験から得る最大のメリットは何かということなんですが、人間関係の形成、リーダーの育成、忍耐力、集団での協調性であると思っています。こういったものが宝となり、将来にわたりお互いを知り合える、また、つながりを通した豊かな人生をつくっていくことができると考えており、それが最大のメリットであると思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　部活動の経験から得る最大のメリットは何かの質問にお答えします。

現在、野球の世界一決定戦、ワールド・ベースボール・クラシックが開会されています。参加国の選手がそれぞれの国を代表し、同じ競技を争っていますが、選手全員やスタッフ、野球ファン、国民が同じ気持ちで、同じ目標に向かって、その一瞬に真剣に向き合っております。

このことから、同じ目標を持って皆が一丸になれることは、部活動にあっては同じことだと思います。

私もスポーツを経験してきましたが、人とのつながりの重要性が自然に身につきます。人とのつながりの重要性を身につけて、そして他人のため行動を起こすことができるということがスポーツの一番の最大の私はメリットだと思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　林議員

○８番（林　真弥議員）　町長と教育長に４点について答弁をいただきました。

今言いました４番目の部活動の経験から得

る最大のメリットということで、人間関係の形成であるとか、人とのつながりの重要性であるとか、そういうような内容のご答弁であったと思います。ありがとうございました。

では、再質問をしたいと思います。

再質問も４点ばかりありますが、教育長がおっしゃいました改革集中期間ではなく改革推進期間というふうに改められたということでした。改革推進期間、何年ぐらいになるのか分かりませんけれども、いわゆる学校教育から社会教育へ移行する期間だと思いますが、私、一つ気になるんですが、平日は学校で部活動、平日は学校で管理する、週末、土日は地域管理というふうによく耳にします。月曜日から金曜日までは学校が面倒を見る。土日は地域で面倒を見る。これ正しく機能するんでしょうかね。生徒が振り回されるだけになるような気がしてならないんです。

ちょっと言い方変わりますと、町長がワールド・ベースボール・クラシックのことをお話しされました。日本は予選４連勝で、明日、準々決勝があるということになっています。例えば、予選の監督はＡさんでしたけれども明日の準々決勝から監督はＢさんですよと言っているのとよく似ているような気がするんですね。

それで、平日は学校管理、土日は地域管理。生徒が振り回されるような、振り回されるというか迷ってしまうような、そんな気がするんですけれども、それについてどんな考えを持っておいでるのでしょうか。それが１点目であります。

２点目、部活動指導に情熱を注ぐ先生も一定数は存在しているというふうに理解をしております。そのような先生方は、引き続き指導者、指導員として部活に関わるということが想定されます。

その場合なんですが、学校教育と社会教育の二重構造状態を招くことにはなりませんか。学校の先生も指導に関わる。でも一般の地域の方も加わる。学校教育と社会教育の二重状態になってしまうような、そんなことにはならないのかという心配があります。これについて答弁をしていただきたいと思います。

３つ目ですが、今までの学校教育の一環でも、今後の社会教育下となっても、同じことが言えるのではないかと私は思っているんですけれども、特にスポーツにおいてですけれども、競技経験とその競技の指導は全く別物だと私は思っております。指導者という名の下に、その競技経験だけで、指導のスキルを十分に身につけないままに生徒たちと接することは非常に危険だと考えます。

教育長にお尋ねしますけれども、部活動指導に必要なスキルをご自分の思いをご自分の言葉で述べていただきたいなと思います。

もう１点、部活動の地域移行に向け、関係者間の連絡、調整を担うコーディネーターという方々の配置を各自治体が求められ、これはスポーツ庁と文化庁が後押しするというふうに聞いております。このコーディネーターの配置ということについて、町の現状を伺いたいと思います。

以上４点です。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

○林　大智教育長　林議員の再質問にお答えいたします。

まず、平日と休日の指導者の違いに対する戸惑いですが、確かにあると思っています。そこで、部活動顧問と外部指導者との意思疎通をしていただいて、双方が常に連絡、意思疎通しながら、一つの目標に向かって、子供が振り回されることのない状態をつくっていかなくてはいけないなということを思いますし、そのための話合いを持っていく必要があろうかと思います。外部指導者の質もあろうかと思いますので、その辺も慎重に検討していきたいと思っております。

次に、職員等の休日等の場合なんですが、

兼職兼業というシステムがありまして、学校教育をやっている。兼職兼業のシステムを町教育委員会から与えることで社会教育のコーチとして続けて指導することができるということができますので、そういった二重構造のほうは発生してこないと考えております。

４時半までは学校教育だけれども、学校が終わったそれ以降は兼職兼業でスポーツコーチとして社会教育で携わっていくということになろうかと思います。

３点目として、部活動に必要なスキルということなんですが、もちろん経験のあることは大事なことですが、必ずしも関連はないと思っております。競技経験がなくても立派に指導している顧問はたくさんおりますし、大事なことは、技術指導はもとより、どのように生徒と接するか、人間としてどう育てていくかという、そういった指導者の人間性にあるものと私は思っております。

次に、関係者との調整を兼ねるコーディネーターなんですが、当町には現時点では置いておりません。

というのは、来年度から中能登中学校におきましてコミュニティ・スクール事業を実施していきます。このコミュニティ・スクール事業の役割の一部に、部活動の地域移行についても取り組むこととしておりまして、この事業を所管する生涯学習課内の担当職員がその事業で配置されるコーディネーターの役割を担うこととなっております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　林議員

○８番（林　真弥議員）　教育長、いろいろ答弁いただきましてありがとうございます。

部活動の地域移行に関しては、まだまだお尋ねしたいことがたくさんあるんですけれども、時間の関係もあります。

部活動に関して、自分の経験から来る持論というんですかね、これを一つ申し上げまして、この質問は終わりたいと思うんですけれども。

私は、中学、高校と６年間、野球部に所属しておりました。その６年間の大半のエネルギーというものを部活動に注いできたように思っております。特に高校３年間においては、結果はさておき、野球をしたいがために学校に通っていたようにも記憶しております。

今から40年ぐらい前ですね。あの時代は、真夏の炎天下でも、どんなに暑くても練習中は水は飲むな。夏休みで休日でも体が冷えるからプールには入るな。それから、今はタブーとされていますけれどもウサギ跳びはどんどんやれなどなど、今とは全く真逆の指導が多々あり、多少の疑問を持ちながらも毎日の練習やトレーニングには愚直に取り組んできたという自負が今でも心のどこかにあります。

あれから40年以上の歳月というのがたっていますけれども、当時のチームメートである同級生、それから先輩、後輩とは今でもチームメートの関係であり、当時はライバル関係にあった他校の元選手たちとも力強い人間関係の構築があり、そこからさらなる人脈も大きく広がっています。この年齢になり、これらの人脈は何事にも代え難い財産であり、宝物となっていて、中学、高校と愚直に部活動に取り組んだがゆえの神様からのプレゼントだと私は思っております。

それともう１点、部活動の特に運動部に関してですけれども、スポーツ活動を行う上では、必ず守らなければならない一定のルールがあります。いわゆるルールブックというものがあります。さらには、そのルールブック上にはないものの、守るべきマナーや習慣、モラルなども存在し、それらを遵守することの大切さも教えられてきたと思っております。ルールに反する行為を犯して勝利につながっても、それは何の意味もないということであります。

以上のように、私は中学、高校の部活動の経験から、幅広い人脈と、ルールを守り正しく生きる人間になることを学んだと思っております。

最後の最後になりますが、これは部活動ではありませんが、長らく学童野球の指導と運営に携わってこられた宮下町長の部活動に対するご自分の思いをお聞きして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　私も高校が済んでから、林議員も当時、スポーツ少年団の野球活動の立ち上げの２年目の子供さんであったわけで、そのときからずっと49歳まで、議員になるまで子供たちと野球を通じてやってきました。

先ほど申し上げたとおり、スポーツの大切さというのは、一緒にやっていて、指導者もそうですけれども、人と人とのつながりの中で大切なものを感じて、例えば今は私、町長になりましたけれども、そういうつながりを通じて町長になられた、議員になられたという思いの方もおいでると思いますが、人と人とのつながりが非常に大切で、そのつながりがなければ、いろんな相手に対しても思いやりとかと声かけとか、これからどうしようというようなことをなかなか言われんと思いますので、人とのつながりを大切にしていただきたい、していかなければならないということを考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　林議員

○８番（林　真弥議員）　町長にも教育長にも、いろいろご答弁いただきました。

先ほども言いましたけれども、部活動の地域移行について、まだまだいろいろお尋ねしたい、いろんな質問をぶつけたいんですが、時間の都合もあります。また次回の一般質問でやりたいと思います。

この質問は終わります。

○議長（笹川広美議員）　質問の途中でありますが、ここで昼食のため午後１時30分まで休憩といたします。

午前11時54分　休憩

午後１時30分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

林議員

○８番（林　真弥議員）　それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきます。

２点目の質問でありますけれども、食料備蓄について伺いたいと思います。

皆さんも御存じであろうと思いますけれども、日本の食料自給率というのは40％に達しておりません。ということは、60％以上を外国からの輸入に頼っているということになります。もう少し身近な言い方をしますと、日々の各ご家庭の食料の６割をよそから調達しなければならないということになります。

昨年２月、国外では戦争が勃発し、収束はおろか先行きが全く見通せない状況が続いており、それが要因だと言われていますけれども、昨年の夏以降、我々の生活必需品の高騰により日本の生活者は悲鳴を上げているのは周知のとおりであります。

高騰だけならまだしも、物資の調達、とりわけ日本国民の主食である米の供給は大丈夫なのかという大きな不安は拭い切れません。戦争の影響、地球温暖化による気候変動、地球規模で見る人口の増加などなどによる食料難到来を予言する報道も耳にするようになっております。

災害に備えて一定の食料は備えてあることは承知をしておりますが、それ以外の有事に対する備蓄食料、特に米について、中能登町民約１万8,000人の生命を守る備えについて、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　食料備蓄、特に備蓄米の町の状況と確保についてのご質問にお答えしま

す。

食料自給率とは、私たちが食べる米や麦、肉、魚介類、野菜など様々な食料を国内で生産している率であります。この食料自給率には、熱量で表すカロリーベースと金額で表す生産額ベースの２種類があります。特にカロリーベースの食料自給率は、人間が生きていくために欠かすことのできないエネルギー源であり、食料安全保障の観点から、基礎的な栄養価である熱量やカロリーに着目したものであります。

農林水産省の食料自給率の年別長期データの資料によりますと、昭和40年度の食料自給率は73％でありましたが、徐々に下がっていき、議員のご指摘のように平成12年度からは40％前後と横ばいを推移し、直近の令和３年度では38％となっております。

低下の主な要因としましては、主食である米の消費量の減少に伴い、肉類の増加による食生活の欧米化が考えられます。

海外では、広大な農地で大規模に生産されていますが、日本の国土は70％近くが山地や丘陵地であり、耕作できる農地も限られております。さらに、日本は雨が多く、品質や生産量が安定せず、外国と同様に生産することが難しい点もあります。

令和２年度に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画では、令和12年度までにカロリーベースの食料自給率を45％にするという目標値を掲げております。

政府の備蓄米制度は、平成３年産米の作況指数95の不作と、平成５年産米が戦後例のない作況指数74の大不作となったこと、いわゆる平成の米騒動が発生し、海外から259万トンに上る米の緊急輸入を行う対応が取られました。

このことから、平成５年産米の大不作や、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意などを契機に、主食である米需要及び価格の安定を図るために議論を行い、平成７年に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律が施行され、備蓄制度が発足しました。

この政府の備蓄米は、適正備蓄水準を100万トン程度として運用しております。これは、10年に一度の作況指数92の不作や通常程度の作況指数94の不作が２年連続した事態にも対応できる備蓄数量となっております。

これらのことから、食料の備蓄米は国が制度として行っているもので、中能登町独自の備蓄米を持つ考えはありません。今後、国制度の動向を注視し、県または関係機関と連携しながら国の目標に向けた対策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　林議員

○８番（林　真弥議員）　町長からいろいろ答弁をしていただきました。

米の備蓄という問題ですけれども、一つの町、一つの市で考える問題ではなくて、国として考えるスケールの大きな問題であります。今ほど町長の答弁にもありましたが、町として備蓄米のことを考えるのではなくて、国として考えてもらう。そういう問題だというふうなご答弁でありました。

それについては、私も重々承知の上で、この質問をさせていただいたわけですけれども、人間、食べるものがなくなれば生きていくことはなかなかできませんので、特に日本人の主食である米というものに関して伺ったわけですけれども。

この質問、させていただきましたけれども、もう再質問はありません。再質問はないんですが、この後、私の思いというものを述べさせていただきたいなと思いますので、町長、しばらく聞いていただきたいなと思います。

私、農業には全く素人であります。農業には全く素人でありますけれども、山登り、山へ行くのが好きで、これからの時期ですとい

ろんな山菜が出てきます。山をこよなく愛して自然を愛する者として、このまま低い食料自給率ではいけないなというのを常々思っております。

私が子供の頃、まだ小学生ぐらいですかね。父方、母方、両方の祖母がこんなふうなことを言っていました。人間は水と米とみそがあれば生きていかれるぞというのをよく言っていたのを最近ふと思い出すことがあります。人間が生きていく上で欠かすことができない米作りが衰退していき、耕作放棄地が増えていくことに悲しさと大きな不安が交錯していきます。

私の母親は昭和14年生まれの現在83歳であります。その83歳の母が今でも時々、私が子供の頃は食べる物がなかったと話してくれることがありますが、その息子である私はそのような経験はなく、ましてや私の子供たちの世代には無縁で、もしかしたら信用すらしてくれないかもしれません。

飽食の時代という、そんな言葉もありました。最近は食品ロスをなくそうといった活動が叫ばれていますが、そのような中で食料難到来と言われても、私自身、半信半疑というのが正直なところであります。ただ、このような、今のような食べ物があふれる時代が永遠に続くとも思えません。自分たちが食べる物は自分たちで作る。地産地消という言葉を最近よく耳にしますけれども、まさにこれが人間として命をつなぐための原点であるはずです。

自動車、各種電化製品、皆さん持っておいでますけれども携帯電話、パソコンなどなど、挙げれば切りがないほど今の世の中、便利なものであふれ返っている一方、耕作放棄地が増え続け、大切な山は荒れ放題であります。

本当にこのような社会がよい社会と言えるのでしょうか。ＳＤＧｓと言われる持続可能な社会構築に向けた活動が声高に叫ばれるようになってはいますが、未来に生きる人たちへの今を生きる人間の責任として、生き方を見詰め直す時が来ているのではないでしょうか。

自分たちが食べる物は自分たちで作るという原点に少しでも近づくよう、そして昔のように多くの人が米作りに関わる田舎の原風景に近づくようにとの思いを絵空事にしてはいけないという、そんな願いを込めて、食料備蓄についての質問からは少々脱線した感はありますが、今を生きる人間の責任という視点で、この場を借りて述べさせていただきました。

以上で私の質問は終わります。

○議長（笹川広美議員）　続いて、３番　角　久子議員

〔３番（角　久子議員）登壇〕

○３番（角　久子議員）　それでは、これより質問に入りたいと思います。

初めに、人口減少への対策と今後の町の将来像ということですが、総合計画によりますと、平成27年の国勢調査では令和２年にあくまでも見込み数ですが１万7,558人と、その５年後、令和７年には575人減の１万6,983人の予想となっています。もう既にこの３月１日時点では492人減の１万7,066人となっております。このペースで転出されると、予想よりはるかに厳しい現状になるのではと危惧するところであります。

昔は、自分の求めているものが田舎にない、仕事先が思うようにない、また都会に憧れを抱き夢を求めて、そんな思いで町を去る方も少なからずおいでたかと思うのですが、昨今はどうでしょう。勉学に励むための転出だけなら致し方ないと思いますが、中には定年を迎えた方で、田舎に戻る予定をしていたが、免許を返納したら近くに店や医院がないので都合が悪いからといって帰るのをやめたと言われた方もおいでました。

総合計画では１年間で３桁台の減少となっ

ていますが、この減少がせめて２桁台にとどまってくれるのなら仕方がないのかなと思いますが、これからもこのような減少が続くようならば、近い将来どうなるんだろうという心配が膨らみます。

そこで１点目、町として、この人口減少の要因をどのように捉え、どのような対策を進めていく予定なのか。

２点目、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標１では、しごとづくり「中能登町における安定した雇用を創出する」、その施策の中で、令和２年では100％達成となっておりますが、その後の計画はないのか。

３点目、基本目標２のひとづくりでは「中能登町への新しいひとの流れをつくる」ということで、ＵＩＪターン者支援補助施策がまだまだ不十分ということですが、どうしたことが不十分の原因だと思われるか。

最後に、はたまた目指す将来像はどこにあるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　人口減少への対策と今後の町の将来像はについてのご質問にお答えします。

まず、国勢調査による中能登町の人口の推移を見てみますと、直近の令和２年の調査における人口は１万6,540人で、平成27年の調査との比較では５年間で1,031人が減少しております。平成23年以降、１年間当たり200人余りの減少が続いておりますが、中能登町の総合戦略における人口ビジョンは、この減少ペースを１年当たり100人未満に抑える目標を掲げております。

また、この５年間の人口増減率はマイナス5.8％となっております。

全国的な少子化に伴う人口減少は、価値観の多様化による未婚化、晩婚化が一因ともされ、減少傾向は避けられない状況でありますが、中能登町は、他の市町に先駆けた様々な施策により、宝達志水町以北の能登半島の市町では最も小さい人口減少率となっております。

人口減少による課題としましては、少子・高齢化が進み、労働人口の減少や後継者不足による経済、産業活動の縮小、さらには税収の減少や医療、介護分野など社会保障費の増大に伴う財政悪化など、町民生活へ直結する多くの課題を想定しています。

若者の減少により地域産業従事者の減少や後継者不足に拍車がかかり、地域コミュニティ形成や維持継承にも影響を及ぼす懸念から、住んでよかったと実感できる効果的な対策を継続して実施することが重要であると認識をしております。

その具体的な施策につきましては、担当課長から答弁させますが、中能登町人口ビジョンで掲げる就業人口の増加、地元就職の促進、転入移住者の獲得につながる取組を効果的な情報発信とともに積極的に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　山本企画課長

〔山本　貴企画課長登壇〕

○山本　貴企画課長　それでは、人口減少への対策として実施する具体的な事業についてお答えをいたします。

まず、移住定住対策では、利便性の高い場所での分譲宅地造成事業と子育て世代に手厚い定住促進奨励金制度による経済支援を継続実施していきます。

また、七尾市と羽咋市との広域連携による移住定住促進施策も推進し、中能登地域の魅力発信と、移住プランナーによるきめ細かな移住希望者へのサポートを実施していきます。

加えて、昨今の働き方改革に代表される多様な働き方、副業人材の獲得など、より効果的な人材活用による関係人口の拡大から移住

定住につながる発展的取組についても展開していきます。

また、町内にお住まいで町内企業に就職した35歳未満の方を対象とした奨学金返還支援補助金制度や、新婚世帯を対象とした結婚新生活支援補助金制度は、新年度より対象の要件緩和や拡充を図り、町内企業への若手人材確保と早期婚姻による定住促進と出生数の増加につなげる施策を展開していきます。

さらに、新年度より七尾市、羽咋市との広域移住定住施策において、大都市圏の教育に熱心な家族層をターゲットとして保育園留学の事業を計画し、現在、年度当初からのスタートに向けて準備を進めております。

次に、中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略における計画についてのご質問にお答えいたします。

平成27年度から令和元年度までの第１期計画の基本目標１、しごとづくり「中能登町における安定した雇用を創出する」では、評価指標として、企業誘致事業の目標値を企業誘致数２件と定め、計画期間内に山中産業株式会社と株式会社バイテックファーム七尾の２社を誘致し、100％達成としております。

令和２年度から令和６年度の第２期計画では、企業誘致事業の指標として、企業誘致数は示されておりませんが、その指標に代えて、地元企業による地元雇用採用者数とし、その目標値を計画期間累計75人と定めております。これは、雇用促進奨励助成金の申請者数を指標としており、現時点では、年度ごとの申請者数は、ほぼ目標値を達成する申請があります。

また、基本目標２のひとづくり「中能登町への新しいひとの流れをつくる」では、第１期ではＵＩＪターン者数を期間平均20件の目標値を定め、結果、期間平均13件、達成状況は65％となっております。

目標が未達成となった要因につきましては、町からの情報発信や周知の方法、手法に工夫が必要であったと分析をしております。加えて、多様化する移住定住ニーズに対応すべく、相談、支援体制に改善すべき点があったものと考えられ、第２期では、第１期計画での検証も踏まえ、新たな指標や移住定住促進事業への展開について盛り込んでいます。

この点につきましては、現在、広域連携事業で移住プランナーの充実を図って対応しております。

今後も、総合戦略第２期のコンセプトであります「やさしい風土に磨きをかけ、誰もが笑顔で活躍できるまち」の実現に向けて、内容の評価検証を実施し、社会情勢の変化も捉え、柔軟に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　角議員

○３番（角　久子議員）　今ほどのお話の中で、いろいろな施策、そしてまたさらなる情報発信をお願いして、今年の二十歳の集いのアンケートで、出席率80％、回答率70.5％という中で、中能登に住み続けたいが37.6％、いずれは戻りたいが36.7％、合わせて74.3％という数値が出されました。この結果を聞き、まだまだ捨てたものではないなと感じました。

そして、いずれは戻りたいという40％弱の若者の思いを忘れることなく、今後、人口減少を減らさない一つの手だてとして、中能登町の水は硬水で、皆さん御存じのエビアンと同じミネラルが豊富で、おいしい水ということですが、今後、この水を利用した企業誘致を選択肢の一つとして考えていただきたいと思います。

この水、都合が悪いのは長年温水器を使用するとスケールがたまって困る家庭が多いんですが、その地下水の水を利用した企業誘致を考えていただくことにより、もし利益が生じた場合、温水器を購入した家庭に少しでも還元できればと、先の長い果てしない夢を描いてしまいました。大変難しいかもしれませ

んが、仕事先が多ければ多いほど若者には選択肢があるということで、ぜひとも水を利用した企業誘致を進めていただきたいとお願いして、次の質問に移ります。

地域づくりに向けた人づくり、つながりづくりの取組の在り方として、コロナ禍の影響も少しはあるかもしれませんが、地域のつながりが非常に薄くなっているのではないかという思いをしているのは私だけでしょうか。

ある会合の要約した冊子に、現代社会において少子化による人口減少や急激な高齢化、グローバル化の進展など、社会環境の大きな変化に伴い、地域行事の担い手の減少などなど、人と人とのつながりの希薄化により社会的孤立などが大きな地域課題となっているそうです。

確かに我が町にもそのようなことがうかがえるのではないかと。昔よく耳にした言葉、都会では隣は何をする人ぞと言われておりました。田舎では、そんなことはとてもじゃない考えられないと思ってこれまで過ごしてきました。しかし今はどうでしょう。コロナ禍で一変してしまったのか、仲間づくりさえも抵抗を感じるようになってきたのか、なかなか思うようにコミュニケーションが取れなくなってきているのか、各種団体からも遠ざかるといった非常に寂しい状況もあったりしております。コロナ禍も少し落ち着きが見えて、マスク使用も個々の判断という状況になってきたところなので、この辺りでそろそろ何か手だてはないものかと思う次第です。

そこで、お尋ねします。こうした社会環境の大きな変化に向けた今、地域づくりは人づくり、つながりづくりと言っているようですが、今後どのように進めていくのかお聞かせ願います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　地域づくりに向けた人づくり、つながりづくりの取組の在り方のご質問について、地域のつながりが希薄になっている昨今、町としての地域、人、つながりづくりとして今後の動きについてお答えをいたします。

中能登町では、総合計画で「ふるさと　ふれあい　心を育む　中能登町」を基本理念に、まちづくりを進める５つの将来像の一つ、「強い絆を育むまちづくり」では、住民が積極的にまちづくりへ参加する仕組みの整備、地域コミュニティの維持発展、継承につながる支援について目標を定め、展開しているところであります。

しかしながら、人口減少に加え、長引くコロナ禍による地域の祭りをはじめ、行事、イベント中止の影響などが地域内のつながりの面において少なからず影響を受けていることを感じています。

感染症の状況も徐々に回復してきている中、本年１月開催の二十歳のつどいにおいてアンケート調査を実施しましたところ、中能登町への定住について尋ねたところ、住み続けたい、いずれは戻りたいを合わせておよそ４分の３近くの73.4％に上る回答が寄せられ、中能登町への愛着が感じられるうれしい結果が出ております。

生まれ育った町に住み続けたいと思うか、または一旦転出しても地元に戻ってきたいと思うかは、町への愛着があるかが大きな要因になると考えます。

町への愛着は、小中学校時代の教育の中で町のよさを学び、考えるとともに、地域の人々と深い人間関係を持つことで生まれると考えております。そういった意味でも、各地区の幅広い年代間でのコミュニティ活動は重要であり、促進していく必要があると考えております。

今後、この若い世代の考えもしっかりと受け止め、まちづくりに生かせるように、総合計画で掲げる異世代間交流の姿も研究しつつ、新たな地域、人のつながりの方策を検討していきたいと考えております。

また、区長会を通じてご案内をさせていただいていますが、移住定住施策のモデル事業を実施した東馬場、春木地区では、七尾市高階地区を参考に「集落の教科書」を作成しております。集落の教科書とは、それぞれの地区や地域に伝わる伝承、文化はもとより、習わしとして続く地区のしきたりを中心に一冊にまとめ、移住者や転入者に向けて理解を深め、スムーズになじんでいただく願いを込めて作成されたものであります。

取組を通じ、地域と移住者の関係性が構築され、広がり、ともによい集落を創造する仲間としての意識がより深まっていくと思われますので、引き続き、地区の区長を通じて理解を深めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　角議員

○３番（角　久子議員）　今ほどお話しされた総合計画で掲げる異世代交流、また新たな地域、人のつながりの方策を検討していきたいということでありましたが、その地域づくりについてでありますが、これは今後の要望といいましょうか提案といいましょうか、中学校で今現在行われているナカノトークについてでありますが、生徒たちに町の事業、施設の在り方、その他どんなことでも町に関すること、あの点はよいがこの点はあまりよくないななど、また、こうしてほしいなどなど、要望でも何でもいいのですが、生徒自身が町について関心を持ってもらえるようなトーク内容に週１でも月１でも行ってもらえないかという思いがあります。

なぜこのような提案を出したかというと、私、ある会合で、山形県の遊佐町の少年議会の在り方ですごい感銘を受けたものです。若い世代から町について勉強する。自分たちの町は自分たちで改革する。そんな意識が持てる生徒が多ければ多いほど、町の将来は明るいと思った次第です。誰もが子供たちに明るい未来をと願ってやまないのに、それを自分たちの手で明るくしようという思いに感服しました。

子供たちの発想から大人が納得、こんなすばらしいつながりはなかなかないものです。ぜひとも前向きにご検討願いまして、私の質問を終わります。

○議長（笹川広美議員）　ここで暫時休憩をいたします。

午後２時05分　休憩

午後２時08分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、５番　澤　良一議員

〔５番（澤　良一議員）登壇〕

○５番（澤　良一議員）　それでは、通告に従い質問いたします。

ここで、事前に許可をいただいておりますが、資料の配付をお願いいたします。

午前中、坂井議員のほうから副町長の配置ということでご質問がございました。町長からは、適宜、適時、適当な時期に考えるというようなご返答でございました。

私のほうは、時間、タイミングということではなくて、その人材につきお話をさせていただきたいと思っております。提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

現在、副町長が空席となって２年数か月が経過いたしております。そこで私が一番感じることは、中能登町の執行内部の改革の遅れでございます。庁舎機構や人事体制の再構築が必須事項だと思われます。特に組織と人事の抜本的な見直し、そして人事評価システムの真に有効な運用も含め、まさに次元の違う改革が急務だと感じております。

そして、その筆頭人事は副町長の選任でございます。結論は、思い切って外部の血を入れることでございます。県庁からの副町長の招聘でございます。外から英知を入れること

でございます。町長の職務は多忙で、激務でございます。最近は別の活動でもお忙しいようですが。それをそばで支えるのが副町長でございます。

しかし、それは町長の都合のよい、使い勝手のよい人事であっては決してなりません。見識があり、卓越した副町長の人選でなければなりません。町長は、決してプレーイングマネージャーであってはなりません。県との連携、県とのパイプを活用し、改革を実行できる、そういう副町長の選任が必要です。

もしそれを誤り、庁舎内のモラル、士気の低下や業務の遅れや事業の停滞等が起これば、結果としてそれらは町民へのサービスの低下、町民の福祉の向上に逆行し、取り返しのつかない大きな損失となります。

知識があり、使い勝手がよく、そばに置くと便利がいいからという、そういう安易な選択肢であっては決してなりません。何十年も一本の道を歩み続け、道の凸凹も熟知し、暗がりでも難なく歩ける、そういう人よりも、町の暗がりやよどみをなくし、誰もが歩きやすく明るい町を目指し、しがらみのない明るい町政の実現を目指す。そのような人材でなければいけません。

当町に足りない人材やまちづくりのための必要な資源等は、積極的に県に働きかけ、支援要請ができる、そんな副町長を馳知事にお願いすることはできないでしょうか。町長、職員並びに町民から信頼を得て、一緒に明るいまちづくりを推進できる、そんな人材を選んでいただきたい。そんな思いを込めて質問いたします。

内憂外患の今、町のさらなる改革、改新のため、副町長職にぜひとも外部の血を入れていただきたい。馳知事に県庁から副町長の派遣をお願いできないでしょうか。町長の見解を伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　坂井議員のときにも申し上げましたが、適時適切な時期に選任の同意の案件を議会に提出したいと考えております。

馳知事に関しましては、これからいろんな意味で慎重に検討しまして人事を決めていきたいなということを思います。人事に関することですので、慎重に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　大変町長からクールなご返答をいただきました。

もう少しつけ加えさせていただきますと、脱皮できない蛇は死ぬ、そういう有名なことわざがございます。古い殻に閉じ籠もったままではいけない。人間や組織も同様で、常に向上心を持ち、常に変化を恐れず前進しなさい。そんな意味だと思います。

現在、石川県下８つの町のうち副町長を県から派遣している町は川北、内灘、宝達志水、志賀、穴水の５町で、全体の63％を占めております。それだけ効果があるということだと思われます。空席は中能登町のみです。そして、仮に中能登町が入れば86％となり、津幡と能登町以外ほとんどの町が県の協力を仰いでいることになります。

むしろここは政治的にも県に要請することが中能登町にとって大きなプラスになるのではないでしょうか。それは単に県とのパイプ役だけではなく、外からの新しい風を思い切り町の行政に取り入れ、真に持続可能な中能登町を目指すため、職員をはじめ時には町民へも力強い檄を飛ばし、奮い立たせることにもつながります。今は絶好の好機。このチャンスを逃す手はありません。

町長、改めてお願いですが、ここは馳知事に県から中能登町へ副町長の依頼を心よりお願いすることが最善だと思います。正直申し上げ、さきの県知事選のことはあるでしょう。しかし、それは雨降って地固まるでいき

ましょう。しかし、雨がやまないと地は固まりません。それは町長の決断と実行、大げさに言うと中能登町の将来は町長の双肩に、覚悟のほどにかかっていると言っても過言ではございません。

町長、馳知事はお嫌いでしょうか。町のために、馳知事に頭を下げて副町長の派遣をお願いできないでしょうか。中能登町の将来のために、つなぐため、町長、お願いできないでしょうか。町長のご英断を仰ぎます。再度、お尋ねいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　馳知事から派遣をお願いできないかということなんですが、馳知事に至っては、この前も中能登町へ２回ほど来ておいでます。馳知事は、国会議員になられて、強いリーダーシップと柔軟な発想力をお持ちの方です。県の西垣副知事もこの間おいでましたけれども、国から来られる方というのは発想力とかが物すごく卓越していて、すばらしいなと感じるわけですが、ただ、私思うのには、県の力も必要ですが、町の隅々が分かっている人が私は一番いいという思いでおるんです。その辺をこれからいろんな方とご相談しまして、どうすべきがいいかということを検討しまして、先ほど申しましたが慎重に検討していきたいと思います。

馳知事には、そういうことを投げかける場面もありましたら、また一度聞いてみたいなということを思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　ぜひとも町長、ご英断をお願いしたいと思います。

町の議会の議員の方も、大方の方は本件については賛成されております。こういうことも考慮に入れて、町長の英断に委ねたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、２に移ります。次は、町長の公務の政治的中立性と監査の独立性についてです。

２、町長（行政トップ）の政治・執行姿勢と内部統制に移ります。

最近こんな話をよく耳にします。町長が公務時間帯に頻繁に特定の県議会議員選挙の立候補予定者とともに区長宅や町内の企業へ挨拶回りをしたり、また同じく特定の立候補予定者のパンフレットの配布依頼に町長が区長宅を回っているが、町の顔の町長としておかしくないか。そういう声です。これらは実際に町長から挨拶を受けたり配布依頼を受けた複数の人たちからの声です。

このことは、町長が行政運営において恣意的に政治的活動を行っているとの疑いを町民に与えかねません。ぜひとも避けるべきだと思います。「公職選挙法第三条に規定する公職の選挙において特定の人を支持し、又はこれに反対するために職務上の組織若しくは権限又は影響力」を用いているのではないかと町民の疑惑や不信を招きかねない、このような行為は避けるべきではないでしょうか。

また、新聞、テレビ等で町長の発言ですが、Ｏさん、あえて名前は出しませんが現職の県議のことです。Ｏさんに物を頼んだことがないとの報道が新聞でもテレビでも流れております。失礼ながら、町長のお立場は個人的な好き嫌いではなく、町長は町の代表であり町の顔です。これらの発言や行動は、大きな誤解を招きかねません。政治不信を招きます。慎重な対応を望みます。

また、監査についてですが、今日は宮﨑監査委員にはご足労いただき恐縮でございます。

このような立候補予定者の議会選出の監査委員と行政トップの町長との関係性において、公平な町の監査が可能でしょうか。問題はないのでしょうか。について識見監査委員にお尋ねするものでございます。

ご承知のとおり、2017年６月に公布された地方自治法の一部を改正する法律によると、各地方自治体は内部統制の整備、運用に取り

組むことが求められ、今回の制度化に対して都道府県並びに政令指定都市以外の市町村の首長に対しては努力義務とされております。

このように内部統制が重要視される中、中能登町監査基準の第４条１項に、「監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする」と監査の独立性、公平不偏の態度及び正当な注意についての記述がございます。これらの観点から、行政トップと議会選出監査委員とがステークホルダーとも取れる今回の関係性において公平不偏な監査が可能なのか。もし可能とすれば何をもって可能と判断されるのか。その根拠も含めてご答弁いただければ幸いです。

以上により、以下２点につき質問いたします。

１、町の顔として町長の政治的中立性と県への民主的アプローチについて。

２、現状のＴ議員と町長の関係性において、公正中立、公正不偏な立場での行政、財務監査等は可能か。中能登町監査基準や内部統制上問題はないか。

以上２点で伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　先ほど、町長は頻繁に歩いたらくと言われましたが、頻繁に歩いていません。会社訪問なり、区長さんのところへ回ったということは事実であります。

その中で、公務とは町長の立場で行う職務と整理できることから、公務時間中とは公務に当たっている時間中と整理できます。町長は、地方公務員法上、特別職に該当しているわけです。特別職は、地方公務員の規定の適用を受けず、また、その他特別職の規律に関する法令が存在していません。町長には勤務時間はありません。

公務外のときには、例えば議会があって、委員会が午前中にあって委員会が昼からあります。その間、お昼とか、あと時間30分ぐらいしても、それは公務外になります。公務外ということは、要するに小用扱いです。そういう中で、公務外の中でお願いに回ったということは事実であります。

公務をしているときは、絶対公務がありますから回りませんけれども、仕事何もなかったら、町長は特別職というのは、午前中に仕事あったら昼から何も、そういう時間にとらわれていない職業なんです。だから私だけじゃなくて全国の、言うたらちょっとまずいかも分かりませんが、区長に関しては、用事がなかったら、公務の仕事がなかったら、このような区長さんはたくさんおいでます。

そういう中で、例えば公務のないときは、しっかりタブレットとかいろんなものを持っていってマネジメントがその中でしなくちゃならないということを頭の中にありますから、それは、ただ単にどこかへ行って、ゴルフをしにいくとかそういうんじゃなくて、単に家におって私用なりをして、自分で考えてマネジメントするというようなことを考えていくようなことは、私はしているつもりでおります。

中立性ということを考えますと、町長の公務における中立性という観点からいけば、公務員法の規定にあります。その中には政治的中立性は認められていません。だから、公務外のときは政治的なことはやってもいいですよというような感覚で私は受け止めて、個人として政治活動を公務外で行ったものと考えておりますので、その辺よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　宮﨑監査委員

〔宮﨑正敏監査委員登壇〕

○宮﨑正敏監査委員　それでは、お答えをいたします。

現状のＴ議員と町長の関係性において、公正中立、公正不偏な立場での行政、財務監査等は可能か。中能登町監査基準や内部統制上

問題はないかについてのご質問にお答えします。

澤議員から提出された資料の中能登町監査基準のほか、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、年度ごとに中能登町監査計画及び実施計画書を定め、監査等を実施しております。

監査基準等にも記載されているとおり、監査委員は公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものであります。また、監査委員は、教育委員会や選挙管理委員会などと同じく、いわゆる行政委員会の一種でありますが、監査委員は合議制ではなく、監査そのものは委員がそれぞれ単独で行うことができる独任制の機関であり、その権限行為について上級機関の指揮命令は受けず、町から独立してその職務権限を行使するものであります。

つまり、監査委員は、議会、町長またはその他の執行機関あるいは外部の圧力等によって何らの干渉を受けることなく、また、特定の者や集団に特定の利益または不利益を与えることなく、常に法令及び条例、規則に従い、自らの判断と責任において誠実かつ厳正にその職務を遂行すべき基本的義務を有しております。

先ほども申し上げましたように、監査委員は独任制の機関であり、私としては澤議員の質問に答える立場ではございません。

ただ、あえて申し添えますが、議員の中から選出されたいわゆる議会選出監査委員の方も、私と同様、常に法令及び条例、規則に従い、自らの判断と責任において誠実かつ厳正に職務を遂行しておられると考えます。

以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　それでは、議員との関係性について監査は可能かということを言われましたね。

監査は、議会選出監査委員の立場で監査をお願いしており、私は問題ないと考えております。また、監査基準や内部統制上も問題はないと考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　町長からの発言はどういうふうに、私は質問を町長にしました。監査委員にしました。本当は終わるんですよね。今、町長が話をされたのは、何に対して答えられたんですか。私は再質問を今からしようと思ったんですよ。

○宮下為幸町長　２の現状の公平中立、公平不偏な立場での行政・財政監査は可能かというところで、私と……。

○５番（澤　良一議員）　そういう意味ですか。それは私、聞こうと思っていたんですよ。再質問１回、得しました、私。分かりました。

では再質問をいたします。町長のほうから。

町長の公務の時間帯における云々のところですが、確かにそのとおりです。町長も人間ですし、当然、休み時間があります。十分休んでいただきたいと思います。それから、めり張りを持った仕事とプライベートの区別は当然あっていいと思います。

ただ、町長、これは一般の町民からしたときに、町長がおっしゃったような、今は休憩時間なんだから頼むよと回ったときに、町長は公務じゃないんだから駄目だよと、そんなふうに普通思えない。あれ、町長は何でいつもあんなふうにＡ議員と回っているのと。これしか映らない。

町長のおっしゃることは分かる。李下に冠を正さずという言葉がございます。やっぱり疑われては駄目です。町の顔ですから。

ですから町長がある政治活動に云々という部分について、そのことがまずいと言っていることではなくて、町民に、一般有権者に誤

解を招くような、そういうことは避けるべきだと思うんです。

先ほどるる申し上げましたけれども、普通、町長が玄関へおいでると、日曜日とかは別ですよ。通常の時間帯で、こんにちはとおいでると、町長がおいでたとみんな思いますよ。町長の暇なときに来たと、そんなことは誰も思わない。ですからそこは町長のご自身の思いはあるにしても、それを受け取る町民、外から見た、横から見た人たちはどう思うかということを考えていただかないと、誤解を招くと思うんです。町長の純粋な気持ちが反映されないと思うんです。

それから、先ほどちょっと漏れているんですけれども、質問した県への民主的アプローチというところですね。ここについての答弁がない。お願いします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　県への民主的アプローチについてですが、私の立場は、選挙により町民の皆様から信任を得て就任させていただいている特別職であります。職業的公務員である一般職の身分とは違いがあり、政治と行政を分離する必要もなく、適当でもないと考えております。

また、行政執行機関を統括し代表する執行機関の長として、そして地方自治の政治をつかさどる者として、公務においては政治的中立性を確保することを認識し、様々な公務に臨んでいるところであります。

県内市町を包括する石川県に対する姿勢においても、アプローチという言葉が適切かどうか分かりませんが、石川県に対し、行政機関の長として、中能登町を代表する長として、政治的中立を維持し、各種の公務に臨んでおります。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　再質問１回しましたね。２回目ですね。

いろいろ質問したいんですけれども、あと１回なんですから。

これは質問じゃありません。ただ、先ほど申し上げましたように、町長のその思いと、それからどこそこに何とか書いてあっても、町民はそんなことは知りませんし、それから町長がお話しされた文言も私ちょっと分からないんですけれども、疑いを持たれるような行動は慎んでもらいたい。何度も言いますけれども、現職の県会議員に全く物を頼んだことがない。これを町民から聞いたらどう思われますか、町長。これはやっぱり、えっと思いますよ。そういうことに気をつけていただきたいということです。

これは質問ではありません。

２番目の再質問なんですが、監査のところでございます。宮﨑監査委員の答弁を聞いていますと、お立場上、大変難しい、苦しい答弁だったと思います。私は先ほどの町長が先に答えられたんですけれども、宮﨑監査委員の後、町長にお聞きしたかったんですけれども、監査委員にもうできませんので。

町長がおっしゃったように、議会から選出された議員だと、こういうことですよね。そのこともそうですね。ただ、現状の中において、そういう関係性の中において、客観的に見たとき、A議員と町長が一緒になって歩かれているときに、それを見たときに、公平に行政や財務監査ができるかといったら、普通は難しいですよ。もちろん監査委員が不正をしているとか、そんなことを言っているわけじゃないです。普通そういうふうに見られてしまうので、そういうことはまずいだろうということです。

それから、町長がおっしゃったように、これは議会で考える問題が一つあります。議会選出ですから。

もう一つは、私は任命権者として、任命しているのは町長なんですよ。議長じゃないんですよね。ですから任命権者として、私はス

テークホルダー、利害関係者の中にいて、公明正大な、不偏不党な監査というのは物すごく難しいと思います。第三者から見て、どれだけ言ったってそれは通用しないと思います。ですからそういう意味で、町長、任命権者として、このことについて、議会がちゃんとやれと言うのはそのとおりですね。ただ、それを元にして任命されている任命権者、町長として、この件についてどう思われますか。公平に。お聞きします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　公平、中立ということはもちろん分かるんですが、監査委員が議会から選出されているということで、それは当然、土本議員がいませんが、本人が先に辞職すればそういう問題はなかったのかも分かりませんが、本人は最後まで、一般質問まで出たいということで言うておったわけなので、その辺、今から考えますと、辞めてきちっと出たほうがよかったのではないかということを考えます。

それともう一つは、そう言われるんじゃなくて、議会から選出しておりますね、監査委員を。民間から別にもう一人、外部から監査委員を出していただくということも一つの、またこういうことが起きる可能性があるかも分かりませんので、外部からもう一人、監査を選んでいただく。議会は改めて監視機能とか提案機能とか、そういうのを出していただいたほうがいいんじゃないか。

それは、ほかの市町村でも外部監査を２名入れているところもありますので、またその辺も検討していただければ幸いだと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　再質問は終わっていますので質問ではございません。

町長は正直におっしゃいました。もし議員が辞職していれば、こういうことはないと。そのとおりだと思うんです。もちろん私は辞めろと言っているわけじゃないんですけれども、そういうことだと思います。町長も大変苦しいお立場だなということは察します。

ただ、２番目の監査委員を外部からというのは、これは今後のことだと思いますが、二元代表制の元で今日現在やっている中で、ずっと議員側からも出ているわけですから、これまでの議員から選出された方がどんなふうな監査をされていたか。これは私、全く分からないんですが、七尾市でもそうです。議員と識見監査役で成り立っています。だから基本的にはそれが正しいんじゃないかなというふうに思います。これは私の思いです。

それでは次に移ります。時間がなくなってまいりました。

３に移ります。中能登町に医療公園は必要か（これまでの経緯と矛盾）に移ります。

ちょっと早口になります。

私たちの中能登町に医療公園は要りますか、住民はそのような公園を望んでいますかについてですが、理解を深めるために少しご説明いたします。

地域防災、地域の活性化、地域医療、それら全ては必要なものです。問題は、メディカルパークと称する、日本語に訳すと医療公園。それは要りますかという疑問です。さらには、その公園にナチュラルセラピーなるものを考慮した医療公園です。町民のどれだけの人が求めていますか。

もともとは町長の公約にあります。この町に診療所を設けたい。そんな素朴な願いであったはずです。それがいつの間にか話が膨らみ、１医療機関当たり5,000万円の補助金を出し、さらには公園の中の病院になり、そしてセラピーを備えた病院になってきました。町民には何が何だか分からなくなっています。

もう一度、繰り返しになりますが、そもそもこれは診療所の開設から始まったもので

す。それが何らかの理由でゴールは医療機関の開業日程に合わせて決められ、その期限に間に合うようにとの町長の大号令の下、職員にスピード感を持ってやるようにとあまりにも拙速に進められました。

そして場所の選定については、幾多の案があり、その中には道の駅周辺の案もありましたが、用地買収や農地転用に時間がかかり、期限に間に合わないとのことで却下。そこで出てきたのが今あるレクトピアパークに目をつけられ、メディカルパークと称する医療公園案で、医療パークというアドバルーンを上げられました。そして、ここから歯車が狂い始めました。

去る１月15日の常任委員会では、公園のイメージの説明に時間を割き、まさに公園の景色の議論に集中していました。ところが１か月後の２月15日の常任委員会で、町長は突然謝罪をされました。そのときの新聞報道は、配付資料Ａのとおりです。そのときの委員会での町長の謝罪の言葉を議事録に基づき冒頭部分のみを読み上げます。

まず最初に、本日このような報告をすることになり、議員をはじめ町民の皆様に対し、混乱を招いていることについて、深くおわびを申し上げたいと思います云々とあります。そして今回の新聞報道記事で、医療機関よりお叱りを受け、大きな方向転換を余儀なくされたとの説明でした。委員会提出資料９を参照してください。

そして今回、私が一般質問に本件を上げた最大の理由は、その方向転換の内容ではなく、一つは、そこに至るまでの過程において、住民、議会に十分な説明と情報が開示されたか。２つ目は、医療機関との間に本当に十分な話合いがあったかどうかにあります。

当初、議会では度々その質問があり、町長はその都度、医師との連絡は取っている旨の発言がありました。また、その一方で、実質活動推進の命を受けたプロジェクトチームの活動について、情報公開条例に基づきその内容を確認しようとしても、全文が非公開で真っ黒でした。そうした状況の中でこの事業は進められました。

町長は、このように議会や住民に対して関係資料は徹底して非公開で当事業を推進され、その結果が今回の謝罪です。

以上のことを念頭に置き、ここで改めて以下２点、質問いたします。

２番目は、時間の関係で割愛し、別の機会にお伺いします。

質問１、町長はスピード感を持って推進してきたこの事業につき、２月15日の常任委員会でなぜ町民や議会に謝罪をしなければならなかったのか。

３、既存の医療機関との公平性をいかに担保するのか。

以上２点でお伺いします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　まず、１点目の町長はスピード感を持って推進してきた当事業につき、２月15日の常任委員会でなぜ町民や議会に謝罪しなければならなかったのかについてでありますが、その理由は、１月の委員会の時点で分譲方式で進めると説明していたことから、短期間で他の手法へと見直すこととしたためであります。

委員会で申し上げたとおり、私の掲げた公約、複数診療科目クリニックの誘致を実現するため、役場内でプロジェクトチームを立ち上げ、かねてから町内で開業を考えている医師の方々や地域の医療関係者などと協議を行いながら事業化に向けて進めてきたところであります。

開業しようとする医師の方々からは、散策やリハビリなどに緑豊かな自然が活用できないかとのご意見をいただいたことから、複数の候補地を調査し、併せて既存の公共施設の有効活用を図ることも検討した結果、レクトピアパークを選定し、ここに医療機関の誘致

をすることとし、公園内の用地を分譲販売しようとする基本構想を策定したものであります。

これに基づき基本設計を進め、１月の常任委員会において基本計画平面図をお示しし、プロジェクトメンバーに対して関係機関への説明と周知を図るよう指示したところであります。その後、本計画案を県内の大規模病院に勤務する医師の方々へ紹介したところ、患者に対する配慮が足りない、補助金を出すのはよいが、それ以上に初期投資がかかるのも事実、人口減少傾向にあるこの地域に医者を誘致するのはまだまだ検討が必要などの意見をいただきました。

これらのことを踏まえ、プロジェクトチームにおいて再度検討を行ったところ、公設民営方式なども含め事業手法を見直すべきとの意見でまとまったことから、分譲方式から他の手法への見直しを行うこととしたものであり、こうした経緯の中で、短期間で見直しに至り、混乱を招いたことに対しまして謝罪を申し上げたものであります。

次に、３点目の既存の医療機関との公平性をいかに担保するかについてでありますが、先日、町内の医療機関との定期的な打合せの中において、本計画の現状と今後の予定について担当より説明をさせていただきました。

町内の医師の方々からは、この地域で開業して採算が取れるのか、コンサルタントの選択が鍵となる、進展があれば報告してほしいなどのご意見がございました。

公平性を担保するため、地元の医師の方々と情報共有をしながら、昨年６月に施行した診療所開設等支援事業補助金交付要綱では、既存診療所の拡張整備などについて補助する旨の記載をしております。

本要綱については、これまで中能登町の医療を支えてこられた町内の医師の方々の了解もいただき、また、お問合せもいただいているところであり、町といたしましては、持続可能な地域医療の実現への一助となればと考えております。

私は、10年先、20年先を考えたときに、現在行っている訪問診療や健康診断、予防接種などの地域医療を継続させていくことが最も重要であると考えており、これについては町内の医師の方々も同様に考えていただいているものと認識しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　今ほど町長からるる説明をいただきました。私が一番謝罪の中でお聞きしたかったのは、分譲方式を短期間で変えたとかそういうことではなくて、先ほど私が説明したけれども、そこに至る経緯、プロセスに何か落ち度はなかったかということです。

それは今ほど３番目で町長は説明されましたけれども、本来は順序が逆だと思うんです。資料９に書いてある文章は、ほとんどが医療機関の文章です。採算がどうだとか継続性があるかどうかとか、そういうことが書いてありましたよね。あれはここから出たんじゃない。プロジェクトでも町長でもない。医療機関が、失礼ですけれども経営的な発言、要するにもうからんということだと思うんです。そんなところへ来るかというのは、平たく言うとそういうことをおっしゃったと思うんです。

そこで、はたと気がついて、これは駄目だということで町長の謝罪があって、方向転換をせざるを得なかったというのが本当だと思います。

ですから私は、なぜ町長が町民や議員の皆様にと謝られたのは、私はそこのプロセスにおいて大事な地元の医療機関の先生方との会話が十分されてなかった。そこから、誠に失礼な言い方でございますけれども情報公開もされなかった。そして、大きなミスリードを招いて議会や住民、職員、プロジェクトの皆

さんにも多大な迷惑、私は不利益を招いたというふうに思っています。

そのことが前提にあって次に進まなければ、どこかで大事なことが抜けて、あるスケジュールに従って進めると、やっぱりそういう落とし穴があるというふうに思いますので、このことを聞きたかったわけです。

私は、大切なことは、地元の医療機関とどんな整合性を持ってやっているかということです。医療も専門化しているこの時代に、この地域にどんな医療が必要なのか。または、どんなものが足りないのか。そういうことから始めるべきだったと思います。今からでも遅くないと思います。

ここから再質問ですが、例えば内科にしても消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、糖尿病内科等々たくさんあるわけです。その中でどこにフォーカスし、地域全体でどのような医療の整合性を取るかについて、既存の医療機関の先生方の意見を聞きましたかということを思います。その整合性をどのように取ったかということを町長、お聞きします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　私も澤さんも70歳以上になりました。70歳以上になると、医療とか介護の必要度というか、これがますます考えていかなければならないような時期に入ってくると思います。団塊の世代が2025年になったら三千何百人ほど中能登町にはなってしまいます。

そういう中で、これからは、例えば医療でも介護でもそうですが包括的な仕組みのケアをするような仕組みをつくっていかなければ私は駄目だと思います。そのために、お医者さんが現在４人おいでますが、年配のお医者さんも２人ほどおいでます。若い人もおいでます。

しかしながら、診療所を開設することによって、介護ももちろん、医療もそうですし、リハビリ的なこともそうですし、いろんな支援とかサービスとか提供できるようなクリニックをつくらなければならないということを考えております。

地域のお医者さんは現在４人おいでますが、あじさい会というそういう会をつくっておいでまして、医療も介護も含めて地域の包括支援サービスを現在やっておいでます。それは中能登町のお医者さんがそういうふうにやっていく中で、これからさっき言われたような耳鼻科とかそういうことも含めて、いろんな意味で包括で、例えば病院がこの棟あったら、そこに内科があり、外科があり、耳鼻科がありというようなプランで少しは考えていたんですが、その流れで薬局屋さんもありということで、その中で動線を引いて、１か所じゃなくて２か所も３か所も回られるというようなクリニックをつくりたいということを考えて、そのほうがいいんじゃないかということで考えていたわけなんですが、今後、これからの医療体制というのは、地域医療というのは包括的な支援を求めてやっていかなければならないということを考えておりますので、また議員の皆さんのいいお知恵がありましたら、お聞かせをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　今ほど町長は４番目のほうにも少しお話をされましたけれども、私は整合性というものを、今ある医療機関の先生方はどう取っているかということを話し合っていただきたいなというふうに思います。

次に移ります。４番、地域医療にとって何が大切か（主役は誰か、町の関わりは）に移ります。

もうあと９分なので、いっぱい聞きたいんですけれども、これは３番だけに絞ります。

将来的にも能登全域をも視野に入れた広域

連携や実効性のある事業計画となっているかということについてお尋ねいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　３点目の将来的にも能登全域をも視野に入れた広域連携や実効性のある事業計画となっているかについてお答えします。

本計画は、中能登町の地域医療の継続と確保を目的とし、町内に診療所を開設することでありますので、他市町との広域連携につきましては、現時点ではまだ詳細な検討はできておりません。

しかしながら、本施設の運営イメージとしては、健康に関することを何でも相談でき、入院や高度な設備での検査が必要となった場合には専門の医療機関を紹介してくれる、身近にいて頼りになる医療機関、いわゆるかかりつけ医となるような存在であることが重要だと考えております。

今後は、専門機関である医療コンサルタント、七尾市医師会、周辺の医療機関との連携や協力、情報の収集や提供などを積極的に進め、本計画が地域に根差した実効性のあるものとなるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　今ほどの町長のお話は、どちらかというとミクロ的なお話でございました。今私が質問しているのは、むしろマクロ的視野に立った医療のことです。

この町の医療のこと、このことはもちろん大事なんですが、医療のこれからは特に広域連携で考えるべきであると思います。将来的な展望に立てば、過疎化が進む能登全域で捉えるべきであり、現実的には少なくとも七尾、鹿島、羽咋エリアをにらんだ広域で考え、対応すべきだと思います。

ここで再質問いたします。

町長は、広域エリアの首長や医療機関関係者と今回の中能登町メディカルパーク構想につき話合いの場を何度持たれましたか。それで、どんな意見が出されましたか。過疎化の進む地域で、中能登町単独で進める医療公園、メディカルパーク構想に対し、賛同されましたか。

また、何度、県へ訪問され、知事と話されましたか。知事はどんな意見でございましたか。賛同されましたか。

以上、再質問です。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　知事との話合いは、訪問されたときにも話をしまして、メディカルパーク構想のことについてはお話をしました。輪島市で産科医の問題もありましたので、今はあっちのほうに、奥能登のほうにシフトして、こっちはこっちでお医者さんを確保してくれということを話しましたので、その辺は話をしました。

もう１点、先のは何やったけ。

○５番（澤　良一議員）　医師会の方々と何度話をされて、医師会の方々はどんな意見でしたか。

○宮下為幸町長　医師会の方々とは、コロナ禍でありましたので、私もオンラインで、七尾の医師会のほうでオンラインをさせていただいて、理事の方、十何人ぐらいおいでましたかね、オンライン会議ですけれども、その中でこういうものをやるということで言われました。

その中で、医師会の会長は、お医者さんが七尾鹿島ではだんだん年いってくるもんで、いなくなるような現状だと。若い人が入ってこられて、医師会に加入して地域医療を考えていただくことは誠に結構なので、ぜひ進めていただきたいということを医師会の中では、オンラインの中ではそういう話をさせていただきました。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　何もされてないわけでなくて、町長なりに行動されていることが分かりました。

ただ、馳知事との中で、輪島のほうの産科医がないということに対して、一方こっちでも、さっきの町長のお言葉ですと、こっちはこっちでやってくれというようなことをおっしゃったというので、こっちというのは中能登町で単独の医療構想を言うのか、もう少しさっき言った七尾、鹿島、羽咋くらいの広範囲で見たそっちなのか、そこを確認したいのと、質問はそれです。

医師会とオンラインでということで町長はお話しされたんですけれども、医師会というのはどこの医師会か分からないですけれども、３つ同時にやるオンラインなのか、七尾の医師会なのか羽咋市の医師会なのか分からないですけれども、もう今はマスクが外れる時代ですから、もちろん気をつけなきゃ駄目ですけれども、顔と顔を突き合わせて、近いんですから、東京とやるんじゃないので、羽咋とか七尾とか、金沢まで行くかどうか分からないですけれども、そういうレベルですから、足を運ばれて、じかに会ってそのことの話をするくらいの気迫がないと、相手も真剣にならないし、本当の答えは来ないように思うんです。

町長はほかで、さっきのをぶり返すんじゃないですけれども、いっぱい活動されているじゃないですか。公務外で。それを思うと、これはまさに公務ですよ。どんどん行ってやってくださいよ。それくらいのことをやっていただかないと、町長が考えていらっしゃる構想は私はなかなか町民の理解を得にくいと思うんですが、いかがですか。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　お医者さんと対面で話をする、皆さんで話をするということは、お医者さんはしません。コロナ禍であり、絶対オンライン会議ということで終始徹底されているものなので、私らと話をして皆さんがそこで会議をするということは全く望まれていないので、全て会議はお医者さんの立場からいえばオンラインで話をしようということになっております。

これからいろんな意味で、今は七尾鹿島医師会で話をしているんですが、広域的なことも含めて、羽咋病院もありますので、いろんな羽咋のことも話をしたり、金沢の病院、金沢大学、医科大学がありますので、その辺の先生方とも話をして、ちょうど金沢医科大学は包括支援を結びましたので、そういうことも含めて金沢大学附属病院のお世話になることもあるかも分かりません。恵寿総合病院のお世話になることもあるかも分かりませんので、これから慎重にまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　時間が来ましたので終わりますけれども、今後ともこのことは大変重要なことなので、また議会との打合せ、それは単発な全協とか常任委員会ではなくて、特別委員会で議論されるようにやっていただきたいと思います。長いこれから時間をかけてやる問題だと思いますので、ぜひともお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（笹川広美議員）　ここで15時20分まで休憩をいたします。

午後３時09分　休憩

午後３時20分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、１番　三浦克欣議員

〔１番（三浦克欣議員）登壇〕

○１番（三浦克欣議員）　１番、三浦克欣です。早速、通告に従って質問させていただきます。

まず１番目ですけれども、当町における発達に何らかの障害特性があるため成長あるいは生活に支障を来している、いわゆる発達障害と呼ばれている子供たちへの支援体制の現状についてお尋ねしたいと思います。

私は昨年まで約40年間、障害のある方々とともに歩んできました。生活する、あるいは一緒に働くという毎日を送ってきました。彼らは障害という何らかの生きづらさを抱えて暮らしていますが、言ってみれば同じ人間であり、どこか憎めないところもあったり、なぜか妙に前向きであったり、いつも元気をもらいながら、とても楽しい40年間であったと思っています。

畑で一緒に汗を流したり、パンを作ったり販売したり、時には一緒に走りながら、障害というものをなるべく取り除いていく、また、彼らのことを地域の皆さんにどうしたら知ってもらえるのか、理解してもらえるのか。誰もが生きがいと誇りを持って暮らしていく地域をつくっていくことをライフワークとして取り組んできました。

ここで、障害とは一体何だろうということを確認しておきたいというふうに思います。

私の経験から、私が一番しっくりしている理解というか、私の障害者観とでも言いましょうか、申し上げますと、一言でいうと、障害はその人と環境との間に存在しているということです。もう一度言いますと、環境との間にあります。決してその人自身についたものではないということです。

一番簡単な例え話をしますと、例えば私が目の不自由な方と一緒に家で暮らしていたとします。ふだんは目の不自由な方がいわゆる障害者で、私はいわゆる健常者。いろいろと手助けやお手伝いをします。

ある夜、突然停電が起きました。どうなると思いますでしょうか。すると、たちまち立場が逆転します。私は周りは真っ暗、何も見えません。身動きが取れなくなり、また、とても不安に襲われます。しかし目の不自由な方はどうでしょう。いつものとおり何も変わりありません。その時点で、私のほうが障害者になってしまうのです。立場が一瞬にして逆転してしまうということです。環境次第で障害者になったり健常者になったりするということです。

それを踏まえまして、私は特別支援学校を卒業した大人の方々の支援を今まで中心に行ってきました。その方々の現状であったり、どんな支援が必要かはおおよそ分かっているつもりなのですが、さて、それでは子供たちはどうか。どのような支援を受けているのだろうか。私の勉強不足、経験不足もありますが、あまりよく把握しておりません。

そこで、まず①中能登町における発達障害と呼ばれている子供たちやそのご家族からの相談や支援、そしてその他ニーズについての状況をお尋ねいたします。

そして、②として、福祉あるいは学校教育を通してどのような支援、どのような環境が準備されているのか。当事者となる本人、そしてその家族の方々にどのような支援が行われているのか、お聞きしたいと思います。

さらに③、ここが一番お聞きしたいところなのですけれども、福祉、教育、そして医療がどのように連携し、障害があるなしにかかわらず中能登の子供たち、そしてその家族が誰一人取り残されることなく元気に健やかに成長し、大人になっていく仕組みが整っているのか、お聞きしたいと思います。

中能登なら安心して子供を出産し育てられるというような町にしていけたらいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　町のいわゆる発達に障害のある子供たちへの支援の現状を問うについてのご質問にお答えします。

まず、１点目の発達障害の特性があるため

成長に支障を来している子供たちの相談やニーズの状況を問うにお答えします。

町では、令和３年度より、健康保険課子育て支援室において、妊娠前から18歳までのお子さんや、そのご家族の相談窓口を開設しております。相談窓口には、不妊不育の相談「ふたば」、乳児期の遊び場「あるく」、幼児期・学童期での発達に関する相談「にじいろ」、学童期・思春期における不登校などの相談「つなぐ」、子育て全般の相談窓口「コトナ」を設置しております。

令和４年度の相談状況は、３月14日現在で延べ383件となっており、昨年度の実績113件から大幅に増加しております。相談された方からは、相談できる場所があってよかった、また相談に来たいなどのお声もいただいており、相談窓口が町民の方に浸透し、少しずつ信頼をいただいているものと考えております。

２点目の福祉、教育の連携は取れているかについては、この後、各担当課長より説明をさせます。

次に、３点目の医療との連携も不可欠と考えるが体制は整っているかについてお答えします。

医療との連携につきましては、必要に応じて専門機関の受診を勧めることは重要であります。医療との連携に当たっては、日頃の相談業務の中で専門機関の受診を勧めた場合、お子さんの状態が正確に伝わるよう、保護者の同意を得て事前に伝えるなどの工夫をしております。

また、お子さんの発達に不安を感じる保護者は育児のストレスを抱え込むこともあるため、お子さんだけでなく保護者の支援も大切であることを関わる関係者が意識しながら支援に努めています。

今後も議員の言われる安心して子供を出産し育てられると言われるような町になるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　田畠健康保険課長

〔田畠洋子健康保険課長登壇〕

○田畠洋子健康保険課長　それでは、２点目の福祉、教育の連携は取れているかのご質問で、福祉、学校教育でどのような支援が行われているかについてお答えいたします。

お子さんの相談については、年齢や置かれている環境などにより、健康保険課の子育て支援室、学校教育課、長寿福祉課、また認定こども園や保育園、小中学校、高校など、様々な部署や機関で対応しています。日頃の相談業務の中で、必要に応じて、保護者の同意をいただいた上で、ほかの関係機関と情報共有し、必要な支援につなげております。

町が行っている具体的な支援としましては、まず健康保険課では、乳幼児健診や各種教室、相談事業において、発達面で不安のある方に保健師や相談支援専門員などによる個別相談を実施しております。また保育園では、日々の保育の中で、お子さん一人一人の特性を保育士全体で共通に理解した上で保育に当たっております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　梅澤学校教育課長

〔梅澤　博学校教育課長登壇〕

○梅澤　博学校教育課長　学校では、校長先生をはじめ特別支援教育校内委員会を設置して、月１回開催し、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズを把握し、必要な支援を行い、障害のある子供の自立と社会参加に向けた教育のさらなる充実に努めるため、校内研修や個人に応じた支援及び指導、就学指導や相談支援、交流及び共同学習に取り組んでおります。

○議長（笹川広美議員）　横井長寿福祉課長

〔横井正之長寿福祉課長登壇〕

○横井正之長寿福祉課長　長寿福祉課では、健康保険課子育て支援室で実施しています母子保健福祉連絡会や要保護児童対策地域協議

会などを通じて、福祉的支援が必要なお子さんに対して情報連絡を行っております。

また、保育園や小学校に出向いて幼少期より発達障害や気になるお子さんの状況把握を行い、子育て支援室や学校教育課と適宜、情報共有や適切な支援につなげております。

さらに、福祉サービスを利用されているお子さんについては、支援者会議などを開催して、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの本人の状況に応じた福祉サービスの提供を行っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○１番（三浦克欣議員）　今、３つの担当課からのお話をいただきまして、大分、連携というか、盛んに言われているつながりができていることをとても力強く思います。

子育て支援については、うちの町はすごく充実して、ほかの市町に誇れるというふうに印象を持っておりますが、私は昨年まで約８年間、教育委員をしておりました。教育の世界に身を投じてまず感じたのが、教育と福祉のギャップというか、連携がまだうまく、８年前ですけれども、されていないというか、福祉分野は他の分野や地域にまだまだ浸透していないという第一印象を持ちました。

というか、私自身が逆にどっぷり福祉という枠の中でしか福祉を見ていなかったのではないかということに気づかされました。

課題はどこにあるか。そのとき思ったことですけれども、端的にお話ししますと、障害の重い子供さんは特別支援学校で学びます。障害の軽い子供さんは地域の学校の特別支援学級で学びます。地域の学校は、つまり普通学級が普通なので、特別な子供たちは支援員さんなどについてもらって普通に合わせるという構図になっていたような気がしました。

保護者の皆さんも、何とか学校に通ってほしいと願う。そして、それでも合わせることが難しい子供さんは、そこで医療、要するに精神科が登場し、診断を受け、必要があればお薬が処方され、落ち着いて学校に通えるようになる。保護者の方々も安心する。簡単に言うと、こういう現状ではなかったかというふうに思っています。

ずっと私はここに一石を投じたいと思ってきました。最初に、障害は環境との間にあると言いました。普通に合わせる教育と言いましたが、その普通の環境を少し変えていくことはできないかということです。自分を変えていくのが苦手な特別な子が普通に合わせるのではなく、少しでいいので普通が特別に寄り添うという視点です。

これは障害者差別禁止法という法律でも「合理的配慮」という言葉で保障されており、合理的配慮なんて聞いたことがないと思いますが、専門家の専門家ぶるための専門用語なようにも感じますが、障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困り事に合わせて行われる配慮のこととして定められています。その配慮、つまり心配りが当たり前にある地域になっていけたらいいなというふうに思っています。

それから、特別は環境次第ですばらしい光を放つと私は実感として感じています。そこを大切に保障していくのが本当の教育ではないかというふうに思っています。

そのためには、もっともっと福祉、教育の連携、そして現状を変えていくには、いわゆる臨床心理学的な医療の関わりが不可欠であると私は認識しております。その地域の心の健康活動のコーディネート、コンサルティングの拠点的な役割を果たす存在が必要です。

私の保育所から大学まで同じで一つ先輩に田村和宏さんという方がおいでるんですが、彼は現在、京都の立命館大学で障害福祉学の教授をしておられるんですけれども、先日、研究室にお伺いしてお話を聞いたところ、田

村教授も地域を支えていく上で医療の存在、医師の方の影響力、発言力はとても大きいよというアドバイスもいただいてまいりました。

この辺りの話をすると終わらなくなってしまうので、ここまでにしたいと思いますが、現在、中能登では、先ほどもお話があったようにメディカルパーク構想が進行中です。計画が変更し、新しい構想が練り始められているということですが、今お話ししたようなメンタルケア的な医療機関の必要性を強く感じております。

公園、そして自然豊かな里山を生かした子供さんからひきこもりの方まで対応できるメンタルクリニック的な医療機関の誘致を熱望いたしまして、１つ目の質問を終わりたいと思います。

続いて２つ目の質問に移りたいと思います。中能登町はＳＤＧｓへの取組についてどのような見解を持っているかという質問です。

ＳＤＧｓとは、ＳＤＧ、スワローズとドラゴンズとジャイアンツの合同チームではありません。2015年、国連サミットにおいて加盟国によって合意された、これは古玉議員さんに発音していただきたいんですけれども、Sustainable Development Goals、日本語でいうと持続可能な開発目標であり、さきの質問でも言いました誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2030年の達成を目指して、17の目標と169のターゲットから構成されています。全てを紹介する時間はありませんが、例えば１つ目の質問の発達特性のある子供たちの成長を保障するは、３番目の目標、保健で「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」と、４番目の目標、教育の「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に該当します。

自治体が住民の皆様の生活を豊かにする施策のほとんどがこの17の目標に該当すると思います。現在、国もこのＳＤＧｓの取組を推奨しており、地域活性化を目指す上でとても大切な指標となります。

2018年より地方自治体の地域創生の一環としてＳＤＧｓ未来都市の選定をしており、2022年現在で全国約60か所の自治体が選定されており、明確な目標を立て、地域、企業、行政が連携し、各自で取組が展開されています。

そこで、お尋ねします。

①中能登町として将来ＳＤＧｓ未来都市の選定を受ける意向はあるか、お尋ねします。能登は世界農業遺産「能登の里山里海」に認定されております。そして、トキもこの能登に呼び戻そうという取組が始まり、もうこの時点で15番目の目標、陸上資源に該当しております。中能登町もトキの放鳥に手を挙げて取組を開始しているわけで、ここで町全体、ここが大事で、町全体、町を挙げてトキを呼び戻そうという取組を内外に打ち出していく意味を込めて、ＳＤＧｓ未来都市の選定を目指しませんかという提案です。

ＳＤＧｓありきということでもないのですが、町の意思を示していくのに、とても目標が明確で分かりやすいのではないでしょうか。行政、地域、企業の連携も取りやすくなるというふうに考えます。さらに、未来という言葉もとても魅力的で、可能性を感じます。

先日亡くなられた漫画家の松本零士さん、「宇宙戦艦ヤマト」「銀河鉄道９９９」を描かれた松本さんも、未来は少年少女の心の中にあると言っておられます。子供たちにとても分かりやすいと思います。再三申し上げているコミュニティ・スクールのテーマにもなり得るというふうに考えます。

そこでもう一つ提案で、②になりますが、ＳＤＧｓを進めていく上で、トキを呼び戻す

というテーマに関連し、小中学校でオーガニック給食を目指しませんかという提案です。

昨年の一般質問でもちょっと触れましたけれども、これは２月の中日新聞の折り込みだったんですが、地域農業再生の鍵ということで、オーガニック給食の普及が取り上げられています。自治体の買い取りとかいろいろ書いてあるんですけれども。あと、スローライフということで、中能登にもおいでくださった島村菜津さんという方も登場しておられて、給食は次世代を大事にする政治のバロメーターというふうにおっしゃっています。全国の約40の市町村がオーガニック給食への取組を開始しています。オーガニック化は、今や世界のスタンダードと言えます。

実は興味を持ったきっかけは、中能登に農業をしたくて移住されてきた方からのお話で、ここに移住してくる皆さんの多くは、農業というより農のある暮らしをしたくて来られている。しかも、きれいな水を利用して自然栽培もしくは有機栽培をしたいとやってきているとのこと。自分たちが栽培したお米の出口を保障してくれる仕組みがあれば、もっともっと移住してきてくれる人が増えると思うよと。また、学校でも保護者の方に聞いてほしい。真っ白なお米と時々黒いのも混じっているけれどもより安心して食べられるお米と、どっちを子供に食べさせてほしいかというものでした。すごく納得しました。

彼らは、きれいな水を求めて山際の田んぼを好みますし、広いところは大規模農家にお任せし、そのすみ分けも可能ではないかと素人ながら思います。

また先日、東京で全国規模で農業関係のインターン募集の集まりに行く機会があったのですが、能登の農業の魅力の紹介のトイメンに佐渡の紹介があり、「トキの舞う佐渡へ」とうたわれており、私なら佐渡と能登どっちへ行きたいかなと思ったら、やっぱり佐渡かなというふうにそこで思いました。

トキ、おにぎり、どぶろく、能登上布等は、未来への神様からの贈り物だと私は思っています。トキを呼び戻すオーガニック給食等をテーマにしたＳＤＧｓ未来都市選定を目指してはどうかという提案です。いかがでしょうか。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　町はＳＤＧｓに取り組んでいく予定はあるかのご質問についてお答えします。

まず、１点目の地方創生の一環としてＳＤＧｓ未来都市選定へ取り組む予定はあるかにつきましては、ＳＤＧｓ未来都市は、内閣府が2018年度よりＳＤＧｓの達成に向けて、経済、社会、環境の分野において積極的に取り組む自治体を公募し、新たな価値を創造し、持続可能な開発の実現の提案を行う自治体に対して認定し、取組を支援する制度です。

2018年度の制度開始から2022年度までの５年間で、全国の自治体154都市が選定され、石川県内においても７つの自治体が認定されております。

ＳＤＧｓ未来都市に選ばれることは、ＳＤＧｓの理念を持ちつつ地方創生に取り組む自治体として、地域の活性化や環境、住民に対して優しい暮らしを推進できるすばらしことであると感じております。

一方、選定に向けては、ＳＤＧｓの理念に沿って、新しい価値創造を加えたＳＤＧｓ未来都市計画を策定する必要があります。その上で、全国応募の自治体から特に経済、社会、環境分野において先導的な取組として評価されることで認定される仕組みとなっております。

中能登町においても、世界農業遺産の地に認定されるなど、既に先人から受け継がれた暮らしに息づく織物産業や稲作文化など、ＳＤＧｓの理念につながる価値があると感じております。今後は、中能登町がＳＤＧｓ未来都市に認定される可能性があるかどうかをい

ま一度、検証し、トキ放鳥のモデル地区選定の強みなど多方面で探っていきながら、今後の研究課題とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、２点目のオーガニック給食を実現できないか。ＳＤＧｓ15番目の目標「陸の豊かさも守ろう」についてお答えします。

有機栽培や無農薬栽培の農作物を使うオーガニック給食は、農地への環境負荷が少なく、地元産の農産物を採用することで輸送コストも低減できることから、健全な自然環境や社会環境が実現するもので、全国的に見ても先進的に導入している自治体があることは承知しております。

一方で、給食に使用するためには、食材の安定的な供給の確保や一定数量の確保、品質の担保、栄養価の確保、納入価格の適正化、下処理の手間などの様々な課題があると考えられます。

未来を担う子供たちには、おいしく安全に食べられる給食の提供については細心の注意を払っておりますが、ご提案いただいたオーガニック食材を取り入れた給食の導入については、可能かどうか、先進事例も踏まえ、町教育委員会や学校給食センターの意見も参考にしながら今後の研究課題として考えていきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○１番（三浦克欣議員）　とても難しく、未来に向けて時間のかかることだと思いますが、先ほど部活動の話もありましたけれども、私もサッカーをしたりマラソンをしたりしていて、三浦は瞬発力はありませんが粘りだけはあると思っておりますので、じっくりまた取り組んでいきたいなというふうに思います。

私も10年くらい前、木村秋則さんの「奇跡のリンゴ」という一冊の本を読んでから、つばさの仲間たちと自然栽培にはまって、農福連携として井田の田んぼで実践してきました。それを取り扱ってくれた全国の仲間がいて、映画を作っていただいて、また中能登町でも上映できるように動いてみたいなというふうに思っています。

また、自然栽培をやりたくて中能登に移り住んだ方々との出会いも、とても刺激的でしたし、宇宙から来たんじゃないか、この人たちはと思ったくらいですし、５年くらい前にいろんな国を、世界を歩いてきた金沢大学の学生もいて、日本で行われている自然栽培は農業の最先端だというふうに語る若者もいて、とても可能性というか未来を感じています。

いろいろ課題はあり、実現は難しいと思いますが、地域をアップデートしていきたいというふうに思っています。

横文字は好きではありません。ＳＤＧｓとかアップデートとか。アップデートというのは、自分では一歩踏み出すという意味で僕は使っています。

また、オーガニックという言葉も、何も農業だけのことではないというふうに思っています。数年前、埼玉でオーガニックなまちづくりイベントに行く機会がありました。というか結局、台風接近で中止になったんですけれども、そこでのオーガニックとは、その土地に生きる人、食べ物、暮らし、仕事、その一つ一つが有機的につながり、循環する、持続可能な地域の在り方を模索するというものでした。

地域にない知識、ノウハウや技術、情報を外部からどんどん取り入れ、地域の未来を変えていくきっかけになるものと考えております。外部からどんどんです。そういう意味では、移住されてくる方はとてもパワーがあるように思っています。そういう意味でも、外の力というか外の目は大切だと思います。

今の話でも、トキは農林課、給食は学校教

育課というのではなくて、オーガニックに中能登ワンチームで取り組むべきではないかというふうに思います。有機的なつながり。つながりという言葉も今日再三出ておりますが、本当にオーガニックだと思います。

私たちの町には、どんな課題も楽しくゲーム感覚で攻略していこうという障害攻略課もあります。それは企画課やとまた言うのかなというふうにも思いますが、じっくり検討し、実現に向けて取り組んでいけたらいいなというふうに思っています。

よろしくお願いいたしますということで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　続いて、２番　合田　宏議員

〔２番（合田　宏議員）登壇〕

○２番（合田　宏議員）　２番、合田　宏です。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず１つ目、こども食堂の早期開設の支援をであります。

こども食堂は、約11年前に東京都大田区にある気まぐれ八百屋だんだんの店主、近藤さんが給食以外の食事がバナナ１本という子がいるという話を聞き、八百屋の一角をにこども食堂を開設したことが始まりだということです。こども食堂は、その後、子供の貧困対策から子供らの支援、地域づくりと幅広い住民ニーズを受け、コロナ禍であっても急速に増え続け、その数は全国で約7,000か所に広がっているといいます。

こども食堂では、朝食を食べない、子供だけで食べる、自分の好きな決まったものしか食べない、少量しか食べない、味の濃いものを食べるなどをなくすことにより、偏食防止や生活習慣病、さらに協調性や社会性を育てることにつながります。

当町におきましても、核家族化、共働き、シングルマザーの増加など家族の形態も変わってきており、昔と比べるとご近所つき合いも希薄化しているような地域もあると感じています。

毎日の食事は、単に体をつくるだけでなく、今後の長い人生に関わる大切な活動になると思います。今食べている食事は10年後の脳と健康を左右するとまで言われております。また、こども食堂は、子供の貧困対策の一つにつながるだけでなく、食事を通じて今問題視されている食品ロス問題を考えることにもなります。

こども食堂を継続的に運営していくには、組織づくりがとても大切になります。現状、継続的に運営ができていないこども食堂が多くあると聞いており、私の思いとしては、旧町の小学校校区内で公民館活動の一環として運営ができないかなと思っております。

先般、令和５年度石川県当初予算についての記者会見の中で、馳県知事が、こども食堂のない市町、当町を含め５市町あるんですが、そこへの支援をとの発言もありました。ぜひとも早急にこども食堂の立ち上げの支援ができないかということをお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　こども食堂の早期開設支援をについてお答えします。

地域連携型こども食堂の支援について、石川県で、こども食堂開設準備等に支援をするとの報道があったが、当町として早期の開設支援をする考えはないかについてお答えします。

まず、社会情勢としまして、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に増加してきている状況などを踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化などを行うことを趣旨として、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和４年６月に成立し、令和６年４月１

日より施行となっており、支援の充実がより一層求められている状況であります。

令和６年４月から、市町に求められる子育て家庭への支援の一つに、学校や家庭以外の子供の居場所づくりがあり、こども食堂は、その居場所の一つとなっております。

こども食堂は、子供が一人でも行けるように、料金は無料、または低額の食堂であり、子供への食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割があります。

現在、町にはこども食堂はありませんが、今年度は児童福祉法の改正に向けて子供の居場所づくりについて何度か県との連絡会があり、情報収集や意見交換を行ってきております。この意見交換を踏まえ、将来的に町にもこども食堂が必要となることもあると考えておりますが、まずは令和５年度に実施する子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査で実態や保護者のニーズを把握していきたいと思います。

また各市町の取組状況についても情報収集を行い、中能登町ではどのような形や方法がふさわしいのかを検討していきたいと考えております。

町の大切な宝である子供たちが地域の方と交流することでつながりを持ち、そして地域の方が子供たちを見守っていく、このような仕組みが必要であると考えております。

さらに、子供たちだけでなく、高齢者、障害者なども含めた全ての地域住民が交流できる場となれば、住民同士のつながりも強くなり、お互いに支え合う地域になっていくのではないかと考えております。

このために、ぜひ地域の皆さんの力をお借りしたいと考えております。

開設支援につきましては、県内の取組状況などを情報収集し、検討していきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○２番（合田　宏議員）　町長の答弁をいただきました。前向きな答弁だと受け止めましたので、今後とも前向きに、早急に、令和６年度といわず来年度から早急に立ち上げるようなことをやっていただければと思います。

こども食堂は、子供たちと地域の大人たちがともに食事や活動をし、交流や情報交換ができるこども食堂は、高齢者の生きがいや認知症予防にもつながり、近隣に住む方々の顔を知ることで、緊急時や災害時の共助につながる地域コミュニケーションのツールにもなると思います。

地域の食育推進、子供の居場所づくり、年代を超えたコミュニティの場としての役割を重視し、早急に開設できる支援をお願いしたいと思います。

続いて２つ目に移ります。

２点目ですが、少年議会の設置検討についてです。

私が議員活動を始めた頃、高校を卒業したなりの大学生や社会人の人と開かれた議会について話を聞く機会があり、皆さんがしっかりした意見を発言したことに感銘を受け、これは町の将来につながる何かを考えないといけないなと思い、中能登町の未来を担う中学生や高校生の意見を聞けるような場所づくりが必要だと感じて、ネットでいろいろ調べたところ、少年議会が行われていることを知りました。

先ほど角議員からの話もありましたけれども、少年議会とは、2003年から今年まで20年間続けられている山形県の遊佐町の中学生と高校生とが選挙で選んだ議員と町長などで構成されております。正式名称は遊佐町少年町長・少年議員公選事業であり、タイトルは「若者の力で、遊佐の未来をつくろう」、スローガンは「自分たちの力で、自分たちが本当に求める遊佐のまちをつくろう」。

事業の狙いとしては、１点目「若者たちが、自らの代表を直接選び、政策を実現して

いくことで、学校外で民主主義を実際に体験・学習することにより社会の構成システムを学ぶ」。２番目「中高校生等の未来を担う若者の視点から、町政への提言や意見を町が積極的に採り上げることを通じて、若者の町政参加を促す」。３「この事業に関わるすべての関係者が、若者の町政に対する意見に学び、併せて若者たちが、社会システムや民主主義を学ぶ、相互教育の場とする」であり、独自の予算が45万円設けられております。

事業のスケジュールでは、５月に立候補者を受け付けし、立候補者のチラシを作成し、６月に全構成員による直接選挙が行われ、活動期間は12月までとなっております。

これまでの20年間の活動総数は212名、中学生が55名、高校生が157名。男女の割合は女性が117名、男性が95名。少年町長は男女とも10名ずつ。少年議長は女性が12名、男性が８名とのことです。

この活動がまさに私が思っていたことであり、少子・高齢化、人口減少が進む中、当町として若者の意見を積極的に取り入れ、残りたい町、帰ってきたい町、住みたい町を目指せるような事業にできたらと思い、提案するものですが、執行部としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

〔林　大智教育長登壇〕

○林　大智教育長　合田議員の中能登町の将来を担う少年たちの意見を当町の運営に反映させるような少年議会を設ける考えはないかについてのご質問にお答えします。

当町では、平成29年度から令和元年度まで３回、議会と教育委員会が町内の小中学生を対象に、中能登町子ども議会を開催していました。なお、この子ども議会の内容につきましては、当時の議会だよりに掲載されております。

この事業は、目的は２つありまして、１つ、将来の中能登町を担う子供たちが学校の授業を通して町政への関心を高めることができるようにすることが一つ。２つ目、行政や議会の仕組みを学ぶことを通じ、まちづくりに進んで参画しようとする意欲を高めることができるようにすることが一つです。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響や子供たちの授業時間の確保の問題及び教職員の業務負担増等の問題により、残念ながら現在は開催しておりません。

議員のおっしゃる山形県遊佐町の取組につきましては、大変私もすばらしく思いますし、魅力的な事業でありますが、先生方の協力も必ず必要となりますし、現在、教職員の働き方改革が叫ばれている中で、どこまで協力していただけるか。また、教育委員会や町としても相当の人員や労力を要する事業ともなることが予想されております。かなりのエネルギーが必要とされています。

少し話は変わりますが、鹿西高校のほうでは、実は探求という時間がありまして、鹿西高校探求コンソーシアムと題して、自分たちでカリキュラムを作成し、地域課題の解決や課題意識を通じた学びを実現し、今年度はＳＤＧｓを組み入れた活動を行い、２月に発表会を行っております。

私も参加してまいりましたが、その中の発表の中で、例えば「能登上布を若い世代に知ってもらい、後継者を増やすためには」、もう一つ「若者が中能登町から出ていかないようにするためには」と題した発表がありました。そこには地域の方々や役場職員の方々も協力しており、とても参考になるよい取組であったと感じております。

子供たちの未来や中能登町の将来に関わるご提案でありますので、今後、少年議会や子ども議会、また鹿西高校、また地元、地域の方々との連携も含め、中能登町にはどういった取組が合うのかを研究課題として考えてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○２番（合田　宏議員）　教育長の意見、取組等いろいろお聞きしました。取組自体は、私の思っているようなことと一緒なので、方向性は同じなので、少しでも前向きに捉えるように、進んでいくように、これからも活動していってもらいたいなと思います。

また、今のお話を受けて、町長の考えはあるかどうかお伺いしたいんですけれども、よろしいですか。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　子ども議会ですが、私が議員をしておりましたときに子ども議会を２年ほど続けてやりました。それは議会の活性化委員会が、今、澤さん、活性化委員長をやっておいでますが、活性化委員会が主導で子ども議会をやりました。もちろん学校の協力もありましたが。

私、できればぜひ小学校へ出向いていって出前議会でも一回していただきたい。私、活性化委員長のときにそれをしようかなと思っておったんですけれども、できなかったんですよ。できれば子供たちの意見を、いろんな目で提案とか子供ための夢というのがありますので、できれば学校へ出向いて、３つの小学校がありますけれども、出向いて、議会報告会ではありませんけれども、出前議会で子供たちの意見をいろんな目で、子供たちの目での議会なり町なりを見てきていただいて、出前議会でもしていただければいいがじゃないかなという提案であります。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○２番（合田　宏議員）　町長のお話も伺いました。

お話を聞いて、小学校への出前講座というか子ども議会も必要だなというふうに思いますが、遊佐町が20年間続けられているということは、うちの町でもできるんじゃないかなと思うんです。

また、これは先ほど分かったんですけれども、私がお昼の時間に何気なくネットで検索したら、愛知県の新城市というところで若者議会というのがあるというのが出てきました。こちらも８年目です。

そういう継続的にできるような取組をされているところもありますので、中能登町の将来のことを考えて、若い人たちの意見を集約できるようなものを何かやっていけたらなというのが私の思いです。

これで、私の思いをここでお伝えして、私の一般質問を終わりたいと思います。

◎散　　会

○議長（笹川広美議員）　以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後４時17分　散会

令和５年３月22日（水曜日）

○出席議員（11名）

１番	三浦克欣	議員		８番	林　真弥	議員
２番	合田　宏	議員		９番	笹川広美	議員
３番	角　久子	議員		10番	南　昭榮	議員
４番	池島和喜夫	議員		11番	甲部昭夫	議員
５番	澤　良一	議員		12番	坂井幸雄	議員
６番	古玉いづみ	議員				

○欠席議員（１名）

７番　土本　稔　議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	参事兼総務課長	高名雅弘
教育長	林　大智	参事兼農林課長	甘田悟司

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　　船　木　秀　浩　　書　　記　　北　野　勝　之

議会事務局長補佐　　神　保　悦　子

○議事日程（第３号）

令和５年３月22日　　午後３時00分開議

日程第１　許可第１号　議員の辞職許可について

日程第２　選任第６号　議会運営委員会委員の欠員補充の選任について

日程第３　議案第42号　中能登町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第43号　中能登町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第44号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第45号　中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例について

議案第46号　中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第47号　中能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第48号　中能登町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について

議案第49号　令和４年度中能登町一般会計補正予算

議案第50号　令和４年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第51号　令和４年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第52号　令和４年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第53号　令和４年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第54号　令和４年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第55号　令和４年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第56号　令和５年度中能登町一般会計予算

議案第57号　令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第58号　令和５年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第59号　令和５年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第60号　令和５年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第61号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第62号　令和５年度中能登町水道事業会計予算

議案第63号　令和５年度中能登町下水道事業会計予算

議案第64号　七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について

議案第65号　小字の区域及び名称の変更について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

（追加日程第１）

同意第４号　監査委員の選任について

同意第５号　固定資産評価審査委員の選任について

（町長提出・質疑・討論・採決）

（追加日程第２）

発委第１号　中能登町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

発委第２号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

（議会提出）

（質疑・討論・採決）

午後３時00分　開議

◎開　　議

○議長（笹川広美議員）　ご苦労さまです。

土本議員は辞職願を提出されており、欠席であります。

ただいまの出席議員数は11名です。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員）　日程第１

許可第１号　議員の辞職許可についてを議題といたします。

土本　稔議員から議員の辞職願が提出されていますので、辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（船木秀浩君）　辞職願。今般、一身上の都合により、中能登町議会議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により、取り計らいくださるようお願いいたします。

令和５年３月16日

中能登町議会議員　土本　稔

中能登町議会議長　笹川広美殿

以上、代読です。

○議長（笹川広美議員）　お諮りいたします。

土本　稔議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、土本　稔議員の辞職を許可することに決定いたしました。

議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

午後３時04分　休憩

午後３時13分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員）　日程第２

選任第６号　議会運営委員会委員の欠員補充の選任についてを議題とします。

議会運営委員会において定数の欠員が生じていることから、委員会条例第８条第２項の規定により議長が指名いたします。

議会運営委員会委員に、11番　甲部昭夫議員を指名いたします。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（笹川広美議員）　日程第３

これより、本定例会議から付託をしておりました議案第42号から議案第65号を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、各委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会　甲部昭夫委員長

〔総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員）　総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案７件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案７件についての質疑、意見などは、特にございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案７件については、全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果

の報告を終わります。

○議長（笹川広美議員）　次に、教育民生常任委員会　古玉いづみ委員長

〔教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員）　教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案２件であり、説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案２件についての質疑、意見などは、特にございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案２件については、全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（笹川広美議員）　次に、予算決算常任委員会　林　真弥委員長

〔予算決算常任委員会委員長（林　真弥議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（林　真弥議員）　予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

まず、今定例会議で付託されました補正予算に係る案件は、議案７件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

まず、議案第49号　令和４年度中能登町一般会計補正予算について、歳入、第17款ふるさと応援寄附金399万4,000円の減額について説明を求めたところ、幅広い分野でふるさと応援寄附金があったが、令和３年度に比べ令和４年度は減額となった。今後も公式サイトの拡充などＰＲに努めたいとのことでした。

委員からは、外へアピールすることで得られる大きなチャンスを生かしていただきたいとの意見がありました。

次に、歳出、第２款総務管理費、財産管理費の旧鹿島庁舎解体に係る事前調査の委託料750万2,000円の減額について説明を求めたところ、旧鹿島庁舎の解体については、国の補助事業を活用するため、令和５年度に補助対象事業となるよう計画を立て、令和６年度の取壊しに向けて準備を進めたいとの説明を受けました。

次に、第４款保健衛生費、母子保健費の委託料500万円の内容と減額について説明を求めたところ、出産子育て応援交付金事業について、12月に国から示された段階では、システム改修は応援金の支給管理や伴走型相談支援の情報管理、関係機関との情報共有のためのものであり、システム改修が必要と判断し補正予算の計上を行った。その後、詳細な事業内容が示された結果、システム改修を行わず、応援金の支給管理はエクセルで管理し、伴走型相談支援の情報管理は現在使用している健康管理システムで対応することとしたため減額としたとの説明を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託された補正予算に係る議案７件は、全会一致で可決いたしました。

続いて、令和５年度当初予算に係る審議について、３月９日、13日の２日間にわたり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

まず、議案第56号　令和５年度中能登町一般会計予算、歳入、第１款町税、軽自動車税、種別割について質疑があり、小型特殊自動車の未申告者については、引き続き申告の案内やパトロールを行うとの説明を受けました。

次に、歳出、第２款総務費、地域づくり推進費の能登の魅力発信移住・関係人口推進プロジェクト負担金について説明を求めたところ、中能登町と七尾市と羽咋市の３市町で広域に連携している移住促進事業で、３年目となる。令和５年度では新たに保育園留学事業を実施し、移住定住を進めていくもので、事業費2,280万円を３市町で割った760万円の負担金である。仕事、情報発信、暮らしの３つの部会を設け事業を推進していくとの説明がありました。

次に、同じく地域づくり推進費の移住促進受入体験実証事業補助金について説明を求めたところ、先ほどの保育園留学の移住体験施設やお試し移住施設として、コーポとりやの５階の空き室２室に家電、家具等をレンタルで設置し、受入れ体制を整備するものとの説明を受けました。

委員からは、移住体験をしやすい宿泊施設の準備をしていただきたいとの意見があり、町内の民宿も選択が可能であるとのことでした。

次に、第６款農林水産業費、地籍調査事業の進捗状況について説明を求めたところ、現在21％ほどであるとの説明がありました。

次に、第９款消防費、防災対策費の委託料について説明を求めたところ、現在運用しているメール配信サービスを更新し、新たにＬＩＮＥでの受取りを追加し、複数メディア対応とすることや、町独自の防災アプリを導入するとの説明を受けました。

次に、第10款教育費、学校教育事務局費の小中学校向け連絡アプリ「コドモン」について説明を求めたところ、現在保育園で活用している連絡アプリ「コドモン」と同じアプリであり、学童及び小中学校それぞれ追加で登録するとの説明を受けました。

次に、第10款教育費、中学校管理費の外部コーチ謝礼補助金について説明を求めたところ、部活動外部委託は１部活につき２万円の補助を行い、当面はコミュニティスクール事業と併用で行うとの説明を受けました。

次に、第10款教育費、社会教育総務費のいしかわ百万石文化祭実行委員会補助金について説明を求めたところ、日本最古のおにぎり及びどぶろくルーツ展、異彩なアート展を実施し、講演会等を行うとの説明を受けました。

次に、議案第63号　令和５年度中能登町下水道事業会計予算について、資本的支出委託料の処理場ストックマネジメント計画策定について質疑があり、今後の計画策定については、下水処理施設の耐用年数や処理区の統廃合などの状況を踏まえて行っていくとの説明を受けました。

また、現在の下水道接続率について質疑があり、下水道接続率はおよそ90％ほどであるとの説明を受けました。

さらに、メタン発酵施設維持管理負担金の減額について説明を求めたところ、施設の維持管理は令和２年度から令和４年度まで３年契約の包括的民間委託を行っており、支払いについては、１、２年目は３等分した金額の90％を、３年目に残りの額を支払う契約となっている。このため３年目となる令和４年度の委託料に比べ令和５年度の委託料が減額となることから、負担金も減額となるとの説明を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託された当初予算に係る議案８件については、全会一致で可決いたしました。

最後に、今回の当初予算全般について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が２類相当から５類に引き下げられ、マスク着用も個人の判断に委ねられるなど、ウイズコロナ時代へ新しいライフスタイルが求められる中、当町の財政状況は、人口減少や少子・高齢化による普通交付税、町税収入の減少及び社会保障関係費の増加、さらに原油価格高騰に伴う光熱

水費の負担増加など、依然として厳しい状況が続くものと思われます。

予算の執行においては、行政経営の効率化や事業の財源確保などの諸課題に取り組み、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、今後も持続可能なまちづくりの実現のため各事業を的確に遂行されることを望みます。

なお、今回報告しました結果は、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（笹川広美議員）　以上で各委員会の委員長報告が終わりました。

◎質　　疑

○議長（笹川広美議員）　これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

これで質疑を終結いたします。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員）　これより、議案第42号から議案第65号について一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第42号　中能登町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第43号　中能登町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第44号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

以上の議案３件について一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第42号から議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、

議案第45号　中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例について

議案第46号　中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

以上の議案２件について一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第45号及び議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、

議案第47号　中能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第48号　中能登町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について

以上の議案２件について一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第47号及び議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、

議案第49号　令和４年度中能登町一般会計補正予算

議案第50号　令和４年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第51号　令和４年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第52号　令和４年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第53号　令和４年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第54号　令和４年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第55号　令和４年度中能登町下水道事業会計補正予算

以上の議案７件について一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第49号から議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、

議案第56号　令和５年度中能登町一般会計予算

議案第57号　令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第58号　令和５年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第59号　令和５年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第60号　令和５年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第61号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第62号　令和５年度中能登町水道事業会計予算

議案第63号　令和５年度中能登町下水道事業会計予算

以上の議案８件について一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第56号から議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、

議案第64号　七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約の一部改正に関する協議について

議案第65号　小字の区域及び名称の変更について

以上の議案２件について一括して採決いた

します。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第64号及び議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎追 加 日 程

○議長（笹川広美議員）　お諮りいたします。

ただいま宮下町長より

同意第４号　監査委員の選任について及び

同意第５号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

の同意２件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第４号及び同意第５号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後３時40分　休憩

午後３時41分　再開

○議長（古玉栄治議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員）　追加日程第１

同意第４号　監査委員の選任について及び

同意第５号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

まず、同意第４号　監査委員の選任についてであります。

今回、監査委員のうち議会議員の監査委員として選任する委員が欠員となりましたので、議会議員のうちから選任すべき監査委員として甲部昭夫議員を最適任者として任命したいので、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和８年６月30日までであります。

次に、同意第５号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現委員であります３名の方は、令和５年４月27日を持って任期満了となります。現委員の久保勝康氏及び今井　衛氏の後任として、平岡真吾氏及び宮﨑一女氏を選任いたしたく、また、現委員の表　辰祐氏につきましては再任いたしたく、地方税法第423条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和５年４月28日から３年間であります。

以上、本日追加提案いたしました議案につき、ご説明申し上げましたが、議員各位におかれしては、慎重なるご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員）　町長の提案理由の説明が終わりました。

最初に、同意第４号　監査委員の選任について、11番　甲部昭夫議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますの

で、退場を求めます。

〔11番（甲部昭夫議員）退場〕

○議長（笹川広美議員）　お諮りいたします。

本件は人事案件であり、さきに議員各位のご理解を得ております。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。よって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより、同意第４号　監査委員の選任について採決を行います。

同意第４号　監査委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。よって、同意第４号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、11番　甲部昭夫議員の入場を許します。

〔11番（甲部昭夫議員）入場〕

○議長（笹川広美議員）　次に、同意第５号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

本案は人事案件であり、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。よって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより、同意第５号　固定資産評価審査委員会委員の選任について採決を行います。

お諮りします。

同意第５号　固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。よって、同意第５号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎追 加 日 程

○議長（笹川広美議員）　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会　坂井幸雄委員長から、

発委第１号　中能登町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び

発委第２号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

の議案２件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、発委第１号及び発委第２号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後３時47分　休憩

午後３時48分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員）　追加日程第２

発委第１号　中能登町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び

発委第２号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例につい

て

以上の議案２件を議題とします。

発委第１号及び発委第２号について提出者より趣旨説明を求めます。

12番　坂井幸雄議員

〔12番（坂井幸雄議員）登壇〕

○12番（坂井幸雄議員）　提案の趣旨説明をいたします。

ただいま議題となりました発委第１号　中能登町議会の個人情報の保護に関する条例及び発委第２号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

初めに、中能登町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、制定理由であります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、地方公共団体は新保護法の適用を受けることになりますが、議会は国会や裁判所と同様、自律的な対応の下、個人情報の保護が図られることが望ましいことから法律の適用外となるため、個人情報の保護及び開示や個人情報の取扱い等に関し、執行機関との差異が生じることを避けるため、既存の中能登町個人情報保護条例を廃止し、新たに中能登町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

次に、中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例については、先ほど可決されました条例に規定されている審査会について、実施機関に議会を加えるものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解の上、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

これで説明を終わります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。

◎質　　疑

○議長（笹川広美議員）　これより、発委第１号及び発委第２号について一括して質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員）　次に、発委第１号及び発委第２号について一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

以上で討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発委第１号　中能登町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び

発委第２号　中能登町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

を一括して採決します。

発委第１号及び発委第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、発委第１号及び発委第２号は、原案のとおり可決されました。

◎散　　会

○議長（笹川広美議員）　以上で、本議会に

付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

　これをもって、令和４年度中能登町議会３月定例会議を散会します。

　ご苦労さまでした。

午後３時54分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長　　笹　川　広　美

署名議員　　池　島　和喜夫

署名議員　　澤　　良　一